

《論 説》

近代における大学の変容と私法の体系

小 野 秀 誠

- I はじめに
 - 1 序
 - 2 ドイツの大学の諸類型
- II 19世紀の大学の特徴
 - 1 入学者と在籍学生数
 - 2 勉学期間
 - 3 外国人
 - 4 学生の故郷、出身地
 - 5 学生の移動
 - 6 学生の出自、父親の地位
- III 学部ごとの対比と新たな動向－中世の大学にないもの
 - 1 学部ごとの特徴
 - 2 法曹養成制度
 - 3 医学部との比較
 - 4 哲学部と新領域
 - 5 学位の変遷
 - 6 聴講生
 - 7 専門大学と思想的背景、法の体系
 - 8 兵役との関係
- IV むすび
 - 1 教員数の推移と内容
 - 2 基礎学校と大学

3 その後の展望と考察

I はじめに

1 序

本稿の出発点は、19世紀のドイツの大学、とくに法学部の統計的な検討である。筆者は、19世紀のドイツの大学では、とくにライプチヒ大学を対象として、かねて実証的な検討を試みた(前稿・独法116号103頁)。ライプチヒ大学は、ドイツでも古く1409年に設立され、1386年に設立されたハイデルベルク大学について古い大学である。19世紀初頭に設立されたベルリン大学などに比して、ドイツの古い伝統をよく保存してきた。また、パンデクテン法学の時代には、ヴィントシャイトを初めとして、著名な法学者を集め、トップクラスの大学であった。さらに、各種の文献や統計が多く、研究対象として充実している¹⁾。

-
- 1) ① Emil Friedberg, Die Universität Leipzig in Vergangenheit und Gegenwart, 1898;
 ② Friedberg, Die Leipziger Juristenfakultät, ihre Doktoren und ihr Heim, 1909 もある。Friedbergの1898年の著作①は、Festschrift zur Feier des 500 Jährigen Bestehens der Universität Leipzig(hrsg.Rektor und Senat)の第2巻である(第1巻は、神学部、第3巻は、医学部、第4巻が哲学部である)。第4巻は、哲学・歴史部門と数学・自然科学に分けられ、2分冊となり、自然哲学部門の発展を象徴している。

Bd.1, Kirn, Die Leipziger Theologische Fakultät in fünf Jahrhunderten.

Bd.3,(Greiner), Die Institute der Medizinischen Fakultät an der Universität Leipzig.

Bd.4,(Klinger), Die Institute und Seminare der Philosophischen Fakultät an der Universität Leipzig.

Teil 1 Die Philologische und die Philosophich-historische Sektion.

Teil 2 Die Mathematisch-naturwissenschaftliche Sektion.

ほかにも、116号105頁の注4)引用の文献を参照。統計的検討は、Franz Eulenburg, Die Entwicklung der Universität Leipzig in den letzten hundert Jahren, Statistische

しかし、ライプツヒヒがザクセンに属することから、多くのプロイセンの大学とは異なる点もみられる。ザクセンは、南ドイツ諸国とともに、プロイセンを中心とするドイツ統一に対する抵抗勢力だったからである。そこで、本稿は、プロイセンの大学を中心としてドイツの大学を検討するものである。同時に、そこにおける変化が、現在の状況に与える示唆をも導こうとする試みである。とくに、技術系の大学の発展と、その基礎となった法思想のもたらした影響が大きい。

ドイツの大学は、開国後の設定期にあった日本の大学の重要なモデルの1つであった。当時のドイツには、広くヨーロッパの周辺国から学生が集まっただけでなく、大学の草創期のアメリカからも学生は集まった。その手法は、イギリスやフランスにも影響を与えた。研究と結びついた教育、研究所中心主義、ゼミナールの活用などである。とくに自然科学において、その普及と進展に貢献した。ちょうど当時の科学と教育の段階に適合したのである。また、19世紀の後半は、ドイツ学術の黄金期であり、ドイツの大学は、日本のみならず、他国においてもモデルとなった。

とりわけ近代化の政策のために計画的に設立されたベルリン大学は、ドイツの伝統とも切り離されていたことから、新たに高等教育を整備しようとする後発国にとっては、よりよいモデルたりえたのである²⁾。もっとも、ベルリン大

Untersuchungen, 1909.(後述Ⅲ 7 (3) 参照)。19世紀のライプツヒヒ大学の実証的研究は、独法116号103頁。

ライプツヒヒ大学の歴史的な発展については、亡命法学者と法の変容〔2022年〕(以下、【変容】と略する) 367頁以下参照。なお、若干の拙著も、以下のように略する。
【大学】大学と法曹養成制度〔2001年〕、【倫理】民法における倫理と技術〔2006年〕、【法学上の発見】法学上の発見と民法〔2016年〕、【法実務家】ドイツ法学と法実務家〔2017年〕、【歴史】大学と法律家の歴史 上下〔2020年〕。

- 2) アジア諸国もドイツの制度を参考としたし、南北アメリカからも、ドイツに視察に来たのである。外国人の学生も、広く世界に及んだ。モデルになるということは、世界のデファクト・スタンダードになることであり、それぞれの国で学んだ者が勉学の完成段階で留学先に選ぶことにもつながる。そして、世界から優秀な人材が集まれば、モデル国の水準はいつそう高まるのである。一例は、北里柴三郎が、ベル

学には新設大学としての特徴やフンボルト改革による実験的試みもあったことから、本稿では、プロイセンの他の大学をも視野にいれて、より普遍的な状況を検討する。

2 ドイツの大学の諸類型

(1) 大学を検討する際には、種々の切り口がある。素朴なところでは、新旧や規模の大小という基準があるが、それ以上に重要なのは、その沿革的な発展形態である。1871年に統一されたドイツには、大小の構成国家（領邦、ラント、統一後は州）があり、それが与えた影響は大きい。とりわけ宗教改革以降、各ラントは、独自の宗教政策をとり、その宗教管理は、国家の重要な責務であった³⁾。ドイツの国制は、長く宗教問題と密接不可分であったことに留意しなければならない（たとえば、*cuius regio, eius religio*, 教派属地権）。そして、宗教がしだいに意義を失ってからは（完全に失うには、第一次世界大戦の終結を

リン大学でR.コッホに学んだことにみられる。また、近代の大学におけるフランス・モデルとドイツ・モデルについて、Rüegg (hrsg.), *Geschichte der Universität in Europa*, Bd.3, 2004, S.18. (Rüeggについても、頁のみで引用する)。遡って、ナポレオン期のフランスのモデルとプロイセンのモデルの対比については、Ib., S.52ff., S.55ff.

なお、ベルリン大学の創設（1810年）は、フンボルト理念から言及されることが多いが、実務的には、ナポレオン戦争で、プロイセンの官吏養成を担ったハレ大学（その設立は、【変容】380頁）の地域が失われたことの代償でもあった。ウィーン会議後、ハレ大学はプロイセンに復帰したから、その意味は失われたが、官吏養成の中心はベルリンに移ったのである。

3) 近世のドイツの大学と領邦国家との関係については、【歴史】208頁、324頁など参照。また、宗教改革改革後の諸国の宗教管理の類型に従った大学の分類については、独法118号1頁以下参照。

ヨーロッパの大学のモデルの世界における継受については、Rüegg, a.a.O., S.145ff. (Shils/Roerts, *Die Übernahme europäischer Universitätsmodelle*). 日本についても、S.182ff. 日本の大学におけるドイツ学術の位置づけについては、Rösler, Boeckmann, Silvensky, *An japanischen Hochschulen lehren*, 2000. その3に、Rösler, *Als Fachlektor für deutsches Recht an der juristischen Fakultät einer japanischen Universität*, S.55がある。ドイツ人の見地からの日本の大学におけるドイツ法の位置づけである。

待たねばならない)、政治思想の管理が課題となったのである。

そこで、大学は、理論と実践の二面において、国家を支えたのである。理論面では、宗教理論において正統派の理論を構築すること(プロイセンではルター派である)、実際面では、それを国家に属する聖職者や官吏、教師に対して教育することである。大学は、たんなる学問の場であっただけではなく、実務をも支えていた。学位においても、卒業資格の付与にあたっては、宗教は重要な役割を果たしていた。中世の伝統的な4学部のうち、聖職者と官吏を養成する神学部と法学部は、宗教管理の重要な機構でもあった。

もっとも、医学部と哲学部は、聖職者や官吏の養成をおもにするわけではないことから、こうした重圧からは自由であった。とくに、19世紀は、自然哲学が発達したことから、宗教管理の面における哲学部の役割は減少した。宗教の意義も減少した。もっとも、教員養成は重要な責務の1つとして残されたことから、まったく自由になったわけではない(哲学部)。医学を含む自然科学分野の拡大は、相対的に国家に対する大学の古典的な従属性を軽減した。近代の大学の自由と自治は、その反映でもある⁴⁾。

こうした宗教管理に関する大学の機能をみると、ラントの束縛はなお大きい。ドイツ統一時に、プロイセンは、人口、面積の両面で、ドイツの6割以上を占めていたことから、まず、プロイセンの内外という分類が可能である。ついで、

4) そこで、近代の大学の自治を中世のゲルマン法的自由と直結することはできない。自治や自由も歴史の産物である。遍歴の自由な中世の大学は、多くの点で不自由な近代の大学にとっては、理想形と考えられた。しかし、中世の自由は、価値観の大きな分裂がない時代を背景としていたのである。

その後、自然科学が産業育成と結合すると、別の意味で、国家の統制が始まる。こちらは、研究の統制や独占であり、旧社会主義諸国では、研究の計画化をして失敗し、近時の日本でも、官僚による「選択と集中」が行われている。国民ではなく、特定の企業や分野のための短期的研究が優先されている。研究には、長期的な視野と広いすそ野が必要であり、宝くじと同様、長期的に有益なものだけを予想することはむずかしい。研究は、しばしば思いもよらない方向に進み、当初予想もしなかった結果を生み出すことがある。すぐに役立つものは、すぐに陳腐化する。およそ予想されるものなどは、最初から陳腐化しているのである。

ひとしくプロイセンといっても、しだいに拡大したことから、時期によって区別することが可能である。

さらに、規模によって、とくに19世紀以降、各ラントで政策的に建設された巨大大学を区別することができよう。また、時間的にとくに新たに設立された大学を区別することができる。

(2) 上の基準によると、南ドイツの6大学(München, Würzburg, Erlangen, Tübingen, Heidelberg, Freiburg)を1グループとしてみることができる。ミュンヘン、ヴュルツブルク、エルランゲンの3大学は、バイエルン王国の、チュービンゲンは、ヴュルテンベルク王国の、ハイデルベルクとフライブルクは、バーデン大公国の大学である(いずれも19世紀の所属先)。20世紀に設立されたシュトットガルト大学も、この類型に属する(ヴュルテンベルク王国)。プロイセンの影響力からもっとも遠かったグループである。

そして、プロイセンといっても、19世紀初頭にすでにあった大学(Altpreussische Universitäten)を1グループとしてみることができる(Breslau, Halle, Greifswald, Königsberg。これに設立時期は新しいBerlin, Bonn, Münsterが加わる)。合計7の旧領域の大学である。プロイセンは、伝統的に軍事国家であったから、固有の大学は思いのほか少ない。このうちプレスラウ大学も、18世紀の併合地の大学であり、グライフスヴァルト大学も、みずからの設立ではない。

もう1グループは、19世紀以降の新たな併合地の大学である(Göttingen, Marburg, Kiel)。これらは、ドイツ統一の過程で併合された領域に存在した。したがって、プロイセンの大学となったのは、統一のごく直前にすぎない。

ベルリンとボンの両大学は、ナポレオン戦争後に国策的に建設された大学として、特殊な地位を占めている(ボン大学は、厳密にはケルン大司教の大学を起原としているが、その点は除外)。また、ライヒ直属のStraßburg大学は1870年代の、Münster大学は20世紀初頭の大学である⁵⁾。

5) Straßburg大学は、エルザス・ロートリンゲンにあり、同地は、統一時に併合され、ライヒ直属とされた。独自の州を形成していない点では、他の大学がラント・州に属するのとは異なる。スイスの一部の大学が連邦直属なのと似ている。ただ、統一

ほかに、プロイセン外では20世紀初頭に設立のハンブルク大学がある。第一次世界大戦後、ケルン、フランクフルト（マイン）にも設立されたが、これらは、時期的にConradの考察の対象外である。また、ドイツ統一時に存在した大学、ロシュトック（メクレンブルク）、イエナ（チューリンゲン）、ギーセン（ヘッセン・ダルムシュタット）は、南ドイツの大学と同様、プロイセン外の大学と位置づけられる。

規模の点からは、3つの巨大大学（ベルリン、ライプチヒ、ミュンヘン）が1グループとなる。このうち、ライプチヒは、ザクセン王国の大学であり、ミュンヘンは、前記の南ドイツの大学でもある。いずれも各領邦国家の新しい時代に向けての政策と結合することによって拡大した。もっとも、ライプチヒ大学は、新設ではなく、古い伝統を誇ることについては、前述した（I 1）。

時には、ライヒ全体にプロイセンのヘゲモニーが支配していたから、形式においてプロイセンの新設大学（Berlin, Bonnなど）に準じることができよう。Vgl. Hausmann, Die kaiserliche Universitäts- und Landesbibliothek in Strassburg, 1895. 中世のシュトラスブルク大学は、18世紀に廃止されたので、連続してはいない。後注38）参照。

なお、1900年前後の詳細な大学の研究として、以下の2著がある。① Lexis, Die Universitäten im Deutschen Reich, unter Mitwirkung zahlreicher Universitätslehrer, Bd. 1 Die Universitäten, 1904は、序と各学部の概観のほか（法学部はS.102ff.）、各論として、各大学の詳細を検討している。S.313ff. また、② Lexis, Die Deutschen Universitäten, für die Universitätsausstellung in Chicago 1893, Bd.1, 1893は、総論のあと、各学部にそくした検討をしている。法学部は、S.279ff. このBd.1は、神学部と法学部、哲学部までであり、Bd.2に自然哲学部を詳細に検討している。自然哲学部の巨大化が反映されている。Moulin Eckart, Geschichte der deutschen Universitäten, 1929は、大学別の記述である。Hoerber, Das deutsche Universitäts- und Hochschulwesen, 1912にも、個別の大学の研究がある。S.87ff.

ドイツ統一の過程で、ヘッセンやホルシュタインが併合されると、その土地の大学も、プロイセンの大学となった。教育システムも影響されるが（ALRの教育など。これにつき、独法121号148頁）、年代的な法学教育の発展について、L. Goldschmidt, Rechtsstudium und Prüfungsordnung, Ein Beitrag zur Preussischen und Deutschen Rechtsgeschichte, 1887, S.126ff. ライヒとプロイセンの1869年法までの、各王の時代ごとの変遷が記載されている。

1900年(BGB発効時)の大学



(Frankfurt a.M., Köln, Hamburgの各大学は、第一次世界大戦後の設立である。Frankfurt a.d.O.は廃止)

Vgl. Eulenburg, Die Frequenz der deutschen Universitäten von ihrer Gründung bis zur Gegenwart, 1904 (Neud.1992), Karte.

(3) 本稿で用いる統計や数字は、おもに、J. Conrad, Das Universitätsstudium in Deutschland während der letzten 50 Jahre, Statistische Untersuchungen unter besonderer Berücksichtigung Preussens, 1884. (Sammlung nationalökonomischer und statistischer Abhandlungen des staatswissenschaftlichen Seminars zu Halle a.d.S., hrsg. Joh. Conrad, Bd.3, H.2) によっている。依拠される多数の文献(以下のもの)があるが、以下では、

Conradと頁数のみで引用する。著者のConradは、ハレ大学の国法学(Staatswissenschaft)の教授で、後述のように民法典制定の第2委員会にも登場する⁶⁾。増大する大学進学者の波を前にして、執筆の1884年にいたる50年間の大学の変遷を統計的に検討しようとするものである。大衆化前の大学のかかえる諸問題を検証している⁷⁾。大衆化後の現代の大学に共通する多くの問題

- 6) Conradの教授の肩書である国法学(Professor der Staatswissenschaften)は、今日では国法史や比較などを含む広義の憲法学の意味で用いられることが多いが、19世紀の用法はもっと多義的である。官房学から発展した経済や統計、財政学、社会学、産業政策などを広く包含し、法学部ではなく、哲学部におかれることが多かった。Conradも、法律家というよりは経済学者である。その著作も、国民経済学と統計文庫(Sammlung nationalökonomischer und statistischer Abhandlungen)のシリーズに納められている。他のタイトルも、農業統計、関税、財政学、関税や所得税など多様である。

なお、ハレ大学には、1000人以上の教授に関する詳細なオンライン・カタログがある。Catalogus Professorum Halensis(<http://www.archiv.uni-halle.de/>)。同大学は、官房学を中心地という経過からの歴史研究も多く、印刷されたものも豊富である。ここでは、一部のみ引用する。Hoffbauer, Geschichte der Universität zu Halle : bis zum Jahre 1805, 1981; Poppe, Die Martin-Luther-Universität in Geschichte, Tradition und Gegenwart, 1978; Hübner, Geschichte der Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg, 1502-1977, 1977; (Haller, Die Anfänge der Universität Tübingen, 1477-1537, zur Feier des 450jährigen Bestehens der Universität, 1970); Hübner, Thaler, Martin-Luther-Universität Halle-Wittenberg, 1817-1967, Festschrift anlässlich des 150. Jahrestages der Vereinigung der Universitäten Wittenberg und Halle, 1967 (Gesellschafts- und Sprachwissenschaftliche Reihe ; Heft 2/3)。最後のものは、ハレとヴィッテンベルクの合併150周年記念である。Hüls, Die Juristenausbildung an der Universität Halle ; Von den Anfängen bis zur Neugründung der Juristischen Fakultät im Jahr 1993, 1997。東ドイツの時代に実質的に一時中断している。

- 7) 本文の諸著作は、Conradによって多数依拠されている。いちいち立ち入らないので、名前のみをあげておく(統計と雑誌はConradによっている)。なお、Conradの統計では、1871/76年という形式の記述が多い。これは、1871年から1876年の平均値という意味である。学期を示す1871/72年というのは、1871年から1872年の冬学期という意味である。1872年は、同年の夏学期を意味している。つまり、学期としては、順次1871年(夏学期)、1871/72年(冬学期)、1872年(夏学期)、1872/73年(冬学期)

の萌芽が、あちこちに散見される。

Wilhelm Dieterici, Geschichtliche und statistische Nachrichten über die Universitäten im preussischen Staate, 1836.

J.G.Hoffmann, Sammlung seiner kleinen Schrifte staatswissenschaftlichen Inhalts, 1843, S.187-226. (Übersicht derauf den sämtlichen Universitäten des preussischen Staats vom Sommersemester 1820 bis zum Wintersemester1839/49 Studierenden).

Schubert, Archiv für Landeskunde der preussischen Monarchie, Bd.II 1856 II.Qu.S.188 (Zur Geschichte und Statistik der akademischen Studien und gelehrten Berufe in Preussen seit 1840.

E.Engel, in seiner Zeitschrift, 1822, 43-64.

Georg Mayr, Statistik des Unterrichts im Königreiche Bayern für die Jahre 1869/70, 1870/71, 1871/72 mit Rückblicken auf die Ergebnisse früherer Jahre. Beiträge zur Statistik des Königreichs Bayern, H. XXVII.

Schimmer, Statistische Monatsheften Jahrg.1877. これは、オーストリアの統計である。

K.V von Riecke, Jubiläumsschrift zur vierten Säkularfeier der Universität Tübingen, 1877.

なお、Lexis, Die Deutschen Universitäten, für die Universitätsausstellung in Chicago 1893 unter Mitwirkung zahlreicher Universitätslehrer, Bd.1, 1893, S.115ff.にも、かなりの統計があるが、この記述も、Conradの執筆にかかっているものである。1900年ごろからの50年の統計は、Quetsch, C., Die zahlenmäßige Entwicklung des Hochschulbesuchs in den letzten fünfzehn Jahren, 1960. これは、戦後までカバーする比較的新しいものであるから、別途引用する。

となる。

コントラトについては、Vgl. Jakobs und Schubert (hrsg.), Die Beratung des BGB in systematischer Zusammenstellung der unveröffentlichten Quellen, Materialien zur Entstehungsgeschichte des BGB - Einführung, Biographien, Materialien-, 1978, S.94; Meinhold, Wilhelm, Conrad, Johannes, NDB 3 (1957), S. 335.

(4) コンラート (Johannes Ernst Conrad, 1839.2.28-1915.4.25) は、たんにハレ大学の経済学の教授というよりも、法律家にとっては、ドイツ民法典制定の第2委員会の非常勤委員であることから知られている。第2委員会の非常勤委員には、かなりの非法律家がいるが、法律家や官僚、政治家が多く、経済や商業に詳しい者は稀である。彼については、ドイツ民法典制定委員会の補助者や非常勤委員の1人としては別稿で簡単に検討した(独法119号190頁)。経歴の詳細がわかるのも、こうしたドイツ民法典制定との関係からである。【法実務家】112頁をも参照。

同人は、1839年に、西プロイセンのBorkauで生まれた。父は、農場主であった。1861年から、自然科学と国民経済学を、ベルリンとイエナの両大学で学んだ。1864年に学位、1868年に農業統計の論文で、ハビリタチオンを取得。1870年に、イエナ大学の員外教授、1872年に、ハレ大学で、国民経済学の正教授。シュモラー (Gustav Schmoller, 1838-1917) の後任であった。1885/86年に学長。40年間そこで教えた。法律家ではなく、農業統計と農業政策を専門とした。通貨、関税、国民学校立法などで、政策にも関与。1872年の社会政策協会の創立メンバーでもある。著書に、国民経済学のテキストやモノグラフィーがあり、国民経済学の分野の多くの基本文献の編者となっている (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistikのシリーズがある)。1890年から1895年に、第2委員会の非常勤委員。1915年に、ハレ (Saale) で亡くなった。プロイセン官房学の本拠ハレ大学の教授らしく、政策や実務に堪能な学者であった。

(5)(a) コンラートの研究は、プロイセンの大学をおもに対象とする。そこで対象となるプロイセンの10大学とは、Berlin, Bonn, Breslau, Göttingen*, Greifswald, Halle, Kiel*, Königsberg, Marburg*, Münsterである。このうち、*の3大学は1860/70年代に併合された地域の大学であるから、旧領域には、7大学ということになる。もっとも、Münster大学の設立は、19世紀末であるから、*の3大学の併合よりも新しいことになる。したがって、旧領域にあるからといって、必ずしも古くからあるという意味ではない⁸⁾。また、併合地の大

8) Conrad, S.24に、21大学ごとの詳細な一覧がある。ケルン大学やフランクフルト大

学も必ずしも新しいというわけでもない。19世紀初頭の新設大学は、BerlinとBonnの2大学だけである（【変容】412頁）。

7大学のうち、比較的新しいベルリン、ボン、ミュンスターのほか（【法学上の発見】238頁、【変容】412頁、414頁）。ケーニヒスベルクは、16世紀の大学（【変容】426頁）である。グライフスヴァルトはもっとも古い大学であるが、ナポレオン戦争後に獲得された（【歴史】x、242頁、252頁、288頁）。ハレは、17世紀末の大学である（【変容】380頁）。ブレスラウについては、ほとんど検討したことがないので、以下に簡単に記することにする。また、フランクフルト（オーダー）大学を吸収するというやや特殊な歴史を有する。フランクフルト（オーダー）大学は、ブランデンブルクの大学であり、プロイセンの大学としては、もっとも古い大学であった。

(b) ブレスラウには、中世以来、聖堂付属学校（Domschule）があり、ボヘミア王 Vladislav II（位1471年から）は、1505年に大学設立を許可したが（当時、シレジアはボヘミア領）、戦争と近在のクラカウ大学の反対から、大学設立にはいたらなかった。1638年に、イエズス会の学校ができ、また1659年にギムナジウムができ、1702年に、皇帝レオポルド1世の許可をえて、哲学と神学の2学部をもつイエズス会のアカデミーが設立された（Leopoldina）。大学資格をえて、授業を開始した。理事長は、Johannes Adrian von Plenckenであった。

学は、第一次世界大戦後に設立された。ハンブルク大学とともに、高い進学率に答えようとする大都市の大学としての特徴を有する。【変容】422頁以下参照。ハンブルク大学にも、人名録にあたるHamburger Professorinnen- und Professorenkatalogがある。

以下の(b)で検討するブレスラウとフランクフルト（オーダー）大学について、Rüegg, S.85, S.83; Bardong, Die Breslauer an der Universität Frankfurt(Oder), Ein Beitrag zur schlesischen Bildungsgeschichte 1648-1811, 1970; Bornhak, Geschichte der Preussischen Universitäts- Verwaltung bis 1810, 1900; Moulin Eckart, a.a.O.(前注5), S.167ff.(Frankfurt a.Oder), S.383ff.(Breslau). また、Ipsen兄弟については、ともに、Köbler/Peters, Who's who im deutschen Recht, 2003, S.302.

第1次シレジア戦争後、1742年に、シレジアがプロイセン領となったことから、アカデミーは、イエズス会の影響を脱し、カトリックの聖職者の養成のための学校となった。ナポレオン戦争中の1811年に、ブレスラウのアカデミーは、フランクフルト（オーダー）大学と統合された。大学は、カトリック神学部とプロテスタント神学部、法学、医学、哲学の5学部となった。カトリックとプロテスタントの2神学部をおく最初のドイツの大学となった（のちのボン大学などと同様である）。統合時の国王 Friedrich Wilhelm IIIにちなんで、大学は、Schlesische Friedrich-Wilhelms-Universitätと改名した。

(c) フランクフルト（オーダー）の旧大学（Die Brandenburgische Universität Frankfurt, Alma Mater Viadrina, 簡便にViadrina）は、1498年に、教皇アレクサンデル6世の、1500年に、皇帝マクシミリアン1世の特許状を取得したが、開学はやや遅れる。市参事会が出資し、のちの市長 Stephan Hundertmarksによって、ポグロム（Pogromユダヤ人虐殺）で破壊されたユダヤ教会の敷地に近代的な建物が建設された。1507年の建物の竣工までに、3300グルデンが費やされた。

さらに、1506年に、選帝侯ヨアキム1世がルネサンス教皇のユリウス2世から設立許可をえて、ようやく開学された。1515年には、教皇レオ10世（メディチ家）からも許可をえている。設立許可が重ねられた理由は明確ではない。ケルン大学やエルフルト大学と同様に、ラント君主と市民との競争があったものと考えられる。ブランデンブルクで最初の大学であり、中世の標準である4学部を備えていた。当時5000人しか都市人口のないフランクフルト・オーダーで、初年の入学者は、900人で、ドイツのほか、ポーランド、スウェーデン、ノルウェー、デンマークなどから学生を集めた。Viadrinaの語源は明確ではないが、「Oderにある」をラテン風に翻訳したものとされる。裕福な市民の遺贈により中世には多数の蔵書を有していたが、三〇年戦争の惨禍をうけた。宗旨は、当初のカトリックから、1539年にルター派、1613年に改革派と変わったが、ルター派の講座も残された。上記のように、1811年に、プロイセンの教育改革のプロセスで、オーダー河の上流域のブレスラウに移転し、ブレスラウ大学に統合された。伝統のある4学部のフランクフルトよりも、ブレスラウが優先され

たのは、シレジアの中心地の開発が重視されたからである。フランクフルト（オーダー）が、新設のベルリン大学に近いことも考慮された。その後180年の間、フランクフルト（オーダー）には、大学はなかった。

フランクフルト（オーダー）の新大学（Die Europa-Universität Viadrina）は、1991年に新設された（戦前教育学アカデミーだけがあった）。再統一後の新大学である。文化学部、法学部、経済学部を有する文科系の大学である。旧大学との直接の関係はないが、2006年に、旧大学の創設500周年を祝った。2022年の学生は、5000人程度の小規模大学である。国際性を売り物にし、ほぼ30%の学生は、外国人である。初代の学長は、公法学者のKnut Ipsen（1935.6.9-2022.3.17、任期は1991/93）であった。2008年に、財団形式に改組され、学長の形式も、Rektorから、Präsidentに変わった。

(d)(i) 上記のイプセンは、1935年に、ハンブルクで生まれた。キール大学で法律学を学び、1962年に第一次国家試験に合格、1967年に第二次国家試験に合格、Eberhard Menzelの下で学位（Rechtsgrundlagen und Institutionalisierung der atlantisch-westeuropäischen Verteidigung, 1967）、1973年に、キール大学でハビリタチオンを取得した。1974年に、ボーフム大学の正教授、学長もした。1991年に、フランクフルト（オーダー）大学の創設学長。ハーグの国際仲裁裁判所の常任判事でもあった。1993年に、ボーフムに戻り教授。2000年に定年となった。2022年に亡くなった。専門は、公法、国際法である。1994年から2003年まで、ドイツ赤十字の総裁。記念論文集に、Brücken bauen und begehen, Festschrift, (hrsg. v. Epping/Fischer/Heintschel von Heinegg Wolff), 2000がある。顕彰記事 NJW 2005, 1630 (Heintschel von Heinegg Wolf) がある。公法学者のイプセン (Hans Peter Ipsen, 1907.12.11-1998.2.2) との関係は明確ではない。

Soziale Dienstleistungen im europäischen Gemeinschaftsrecht, 1997.

Völkerrecht, 1962, 2. A. 1979, 6. A. 2014.

(ii) 国法学者のJörn Ipsen (1944.6.17-) は、Knutの弟である。1944年に、ハンブルク近郊のWeiheで生まれた。1966年から、ミュンヘン、ゲッチンゲン各大学で法律学を学び、1970年に、第一次国家試験、1974年に学位

(Richterrecht und Verfassung, 1975)、1976年に、第二次国家試験、1980年に、ゲッチンゲン大学で、ハビリタチオンを取得 (Rechtsfolgen der Verfassungswidrigkeit von Norm und Einzelakt, 1980)。1981年に、オスナブリュック大学の正教授。2006年に、ニーダーザクセンの国家裁判所判事、2007年に長官 (2003年まで)。専門は、公法、国法学である。以下の3著が著名で、著作は多数あるが、煩雑になるので省略する。

Staatsrecht I (Staatsorganisationsrecht), 1986, 2. A., 27. A. 2015.

Staatsrecht II (Grundrechte), 1997, 2. A., 17. A. 2014.

Allgemeines Verwaltungsrecht, 2000, 2. A., 9. A. 2015.

(6) コンラートの大学研究は、プロイセンの発展に応じて、旧領域の7大学、統一時に3大学を加えた10大学、南ドイツとザクセンを加えたドイツの大学といった段階的な比較を試みているが、こうした区分は、今日的にはほとんど意味がないので、本稿ではあまり立ち入らない。

大学の状況を知るには、対象となる期間の学生数の変遷、学生の内訳 (各大学の状況)、大学における勉学期間、外部人と内部人の変化、学生の出身地、学生の遍歴の自由度、出身階層の詳細などが、重要である。また、学部による差異もあることから、とくに法学部についての特性も検討しなければならない (Ⅱ)。さらに、19世紀の後半から増加した聴講生の意義、大学以外の専門大学、教員構成なども重要事項である (Ⅲ)。最後に、初等・中等教育と大学との関係、大学の予算などが検討課題である (Ⅳ)。付随して、高等教育と職種の関係にふれる。本稿においては、Ⅱの部分は、プロイセンの大学に注目して検討するととどめ、前稿 (ライプツヒヒ大学の検討) ではあまり立ち入りえなかったⅢ、Ⅳを中心に検討する⁹⁾。

9) 本稿Ⅱの部分は、ザクセン側から大学を検討した独法116号103頁と共通する項目を別の観点、とくにプロイセン側から扱っている。また、統計的手法ではないが、19世紀までのプロイセンの大学について論述するものとして、Bornhak, Geschichte der Preussischen Universitäts- Verwaltung bis 1810, 1900。これは、とくにDuisburgやFrankfurt(Oder)のように廃止された大学についても詳しい。Königsberg大学は、1548年設立である。【変容】426頁。Duisburg大学は、1654年に設立され (1566年に、

II 19世紀の大学の特徴

1 入学者と在籍学生数

現在の大学進学率の高まりは、20世紀の転換点に始まる。そして、第一次世界大戦後の大学と学生数の膨張によって決定的となった。しかし、その兆候は、すでに19世紀の後半に現れていた。

もっとも、19世紀といっても、学生数は増減しており、継続的に増加したわけではない。プロイセンでは、1831年に、学生数の減少がみられる。1830/31年の冬学期は、6087人であり、1831年の夏学期は、5780人、1831/32年の冬学期は、5399人で、1839年冬学期には、4325人にまで減少した。その前の1820年夏学期から1822年夏学期に、平均して3456人であり、1828/29年の冬学期から1830/31年の夏学期までの平均6082人への増加とは対照的である。

ナポレオンからの解放戦争後の高揚期には、大学への入学者がいちじるしく増加したのである。勉学機会を失ったことへの反動もあろう。しかし、そのまま増加したわけではない。1831年後の減少も急激であった。こうした減少は、南ドイツにもみられる。その後も、1841年、1843年、1859年にも減少がみられる。長期的な減少は、おおむね1870年まで起こり、1877年ごろからは、ようやく一般的な増加がみられる¹⁰⁾。また、19世紀も初めのうちは、学生数は少ない。

ウィルヘルム侯、教皇ピウス4世の特許状をえた)、宗教改革で改革派となった。1804年に廃止。上述のFrankfurt(Oder)は、1498年に設立されたが、1811年にBreslauに併合された。

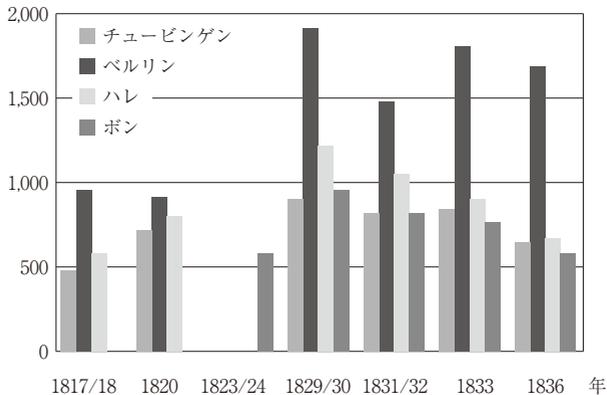
Czok, Wissenschafts- und Universitätsgeschichte in Sachsen im 18.und 19. Jahrhundert, 1987は、ライプツヒ大学だけではなく、イエナ大学やヴィッテンベルク大学をも対象としている。

- 10) 大学の発展における一般の思潮や学生運動との関係については、Rüegg, S.227ff. (Gevers/ Vos, Studentische Bewegungen)。それによれば、19世紀に考慮されるべきおもな契機は、①ナポレオンからの解放戦争、② 1830年革命、③ 1848年革命、④

19世紀の大学生の増加は、基本的に人口増加の結果にすぎず、進学率そのものはそう高まったわけではない(後述Ⅲ 1参照)。

各大学の在籍者数¹¹⁾

	17/18	1820	23/24	29/30	31/32	1833	1836 年
チュービンゲン	465	709	-	887	814	822	642 人
ベルリン	942	910	-	1909	1469	1801	1677
ハレ	575	795	-	1214	1043	888	663
ボン	-	-	574	941	818	764	574



統一運動、⑤ 1870年代の固定化と反自由主義、⑥ 1885年後の社会的・民族的解放であり、⑦ 1900年後は、世界政策と学生の結社、⑧ 第一次世界大戦後は、民主化運動、⑨ 民族主義である。ワイマール期末にファシズムとなる。本稿の対象となるのは、①から⑥である。⑤は1875年の第3共和政下のフランスの動きである。演習と実験にもとづき、研究と結合した教育という新しい大学理念による大学の再生と再編である。その性格は、ドイツの大学にも接近している。それは同時に高い教育理念や学生の結社によって多様な階層を社会的に統合しようとするものでもあった。そして、ドイツでも、1871年後は、民族主義と反自由主義が支配したのである。

また、学生数の変動について、Conrad, S.12f. 個別の学部については、S.60ff. とくに法学部については、S.105ff.

ドイツの全大学の入学者の変遷は、以下のようになる¹²⁾。以下は、19世紀の全般を対象とする。

-
- 11) Conrad, S.13. ベルリン大学は早くに大規模大学となったが、古い大学のほとんどが大規模化するのには、第二次世界大戦後である。それまでは、おおむねかつてのラントの首都にある大学から先に大規模化している。ヴュルテンベルクでは、チュービンゲン大学が中世からある著名大学であるが(1477年設立)、州都にあるシュトゥットガルト大学(もと工科大学)が急速に発展し、大規模化した。チュービンゲン大学については、【変容】449頁。また、Finke, Die Tübinger Juristenfakultät 1477-1534, Rechtslehrer und Rechtsunterricht von der Gründung der Universität bis zur Einführung der Reformation, 1972.

シュトゥットガルト大学は、1829年の(ヴュルテンベルクの)ウイルヘルム1世の芸術、実務、工業学校(Vereinigten Kunst-, Real- und Gewerbeschule)が基礎となっている。1840年に学校は分割され、工業学校は、工科大学(Polytechnische Schule)となり、1876年に改組、1890年に工科専門大学となった(Technische Hochschule)。1882年には、シーメンス(Werner von Siemens, 1816-1892)によって電気工学の講座が寄付され、1900年には、学位授与権をえた。1905年には、女子学生をも受け入れた。シュトゥットガルト市の発展は、1887年からで、ダイムラーの工場設立に始まる。

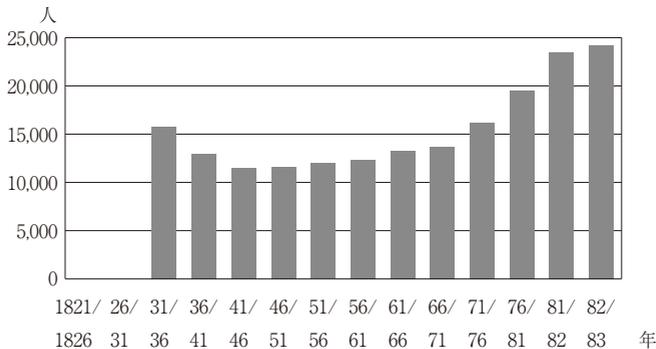
戦後まで工科大学であったが、1967年に、シュトゥットガルト大学と改名し、工科以外の学部を創設した。現在では、2万5000人規模で10学部を擁する大学であるが、なお理数系学部を中心とする。①建築・都市計画、②土木・環境、③化学、④エネルギー・バイオ、⑤情報・電気工学、⑥航空・宇宙、⑦構造・自動車、⑧数学・物理、⑨哲学・歴史、⑩経済・社会学のうち、最後の2学部だけが工学系ではない。Vgl. <https://www.uni-stuttgart.de> なお、学都(チュービンゲン)に対する政治都市(シュトゥットガルト)という意味では、ライプツヒヒ大学とドレスデン工科大学の關係に類似している。後者は、商都と政治都市である。

- 12) Ib., S.15. 1882/83年の学生数2万4187人という数字は、現在との比較では少ないが、従来学生数が数千人程度にすぎなかった時代には、多数であった。ドイツの大学はアピトゥアを前提とするから、大学の入口については、入試という問題は生じない(実験系の講義でのみ学生の選択や制限が必要になる。場合によっては待機が必要となる。物権法定主義と同じ用語で表される定員制(Numerus clausus)があるのは、実験系の講義のみであるから、他の大教室で行われる講義には、マस्पロ教育という問題が生じ、今日でも継続している。法学教育の一番の問題は大学(司法研修)

21/26	26/31	31/36	36/41	41/46	46/51	51/56	56/61	年
-	-	15751	13006	11489	11593	11987	12314	人

61/66	66/71	71/76	76/81	81/82	82/83	年
13248	13592	16112	19553	23357	24187	人

1831年以前は、プロイセンの旧7大学の記録のみである(1820/21年に3311人、821/26年に4558人、1826/31年に5933人)。1831/36年の状況から推測すると、ドイツ全体では、ほぼその2.6倍となろう(同年の旧7大学の学生数は、6031人である)。



19世紀後半の各大学の入学者の内訳は、概略、次のようになる¹³⁾。1882/83年に、各大学のうち、最大の入学者を数えたのは、ベルリン大学の4678人である。つぎは、ライプツヒ大学の3314人で、ミュンヘン大学は、2229人であった。この3大学は、19世紀後半の巨大大学といえる。この程度の数でも、伝統

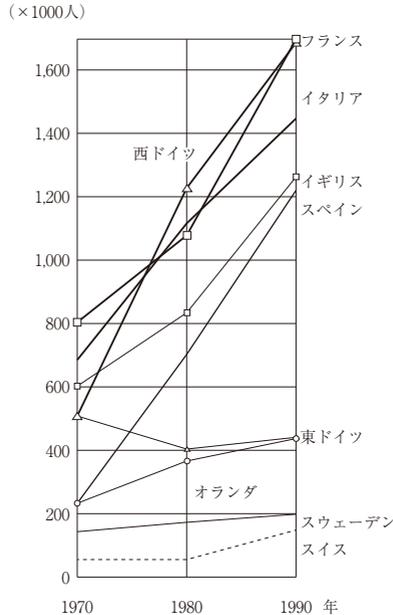
の出口にあり、多数のアセソールが就職できないことであった。定員がないことから、従来それほど多くもなかった弁護士数の拡大につながったのである。これも現在まで続く問題の1つである。1900年ごろまでは、弁護士数は、裁判官数よりも少なかったのである。【変容】108頁。

13) Ib., S.24. 大学生の数が爆発的に増加するのは、各国とも、第二次世界大戦後、とくに1960年代以降である。Rüegg, a.a.O.(前注2)), Bd.4, 2010, S.192f.

的な大学の入学者との比較ではかなり大きかった。19世紀初頭に設立されたベルリン大学やミュンヘン大学によって、中世以来の大学の規模は、大きく変更されたのである。

1000人以上入学者がいたのは、ブレスラウ1495人、ハレ1416人、ゲッチンゲン1063人、ヴェルツブルク1034人、チュービンゲン1207人だけであった。ハイデルベルクは698人で、意外に少ない。ケーニヒスベルク856人、ボン973人、マールブルク756人、新設のシュトラスブルク866人である。なお、1831/36年では、1000人以上入学者がいたのは、ベルリン、ミュンヘン、ライプチヒの3大学のみであった。

あとは、小規模大学で、グライフスヴァルト662人、ミュンスター304人、キール354人、エルランゲン568人、フライブルク551人、イエナ507人、ギーゼン447人、ロシュトック239人である¹⁴⁾。



2 勉学期間

つぎは、学生が1 大学にどれだけ滞在するかである。中世以降、ドイツの大学では、基本的に学生の移動は自由であったが、宗教改革以後、ラントによる学生管理が厳格に行われるようになってから、ラント外に出ることには不利益を伴うこととなった。各ラントが中央集権化をはかるようになり、大学が産業政策の一環に組み込まれたことにもよる。小ラントでは、1 大学しか有しないこともあるから、その場合には、移動は不可能となる。たとえば、シュレスヴィヒ・ホルシュタインにおけるキール大学である。もっとも、プロイセンのような大きなラントで複数の大学を有する場合には、その間の移動は自由である。

学生が繁雑に大学を移動する場合には、1 大学での滞在期間は短縮する。この滞在期間も、時代と場所によって変動する。以下は、19世紀の状況である¹⁵⁾。①プロイセンの大学と、②ゲッチンゲン、ヴェルツブルク、エルランゲン、チュービンゲン、ギーゼン、ライプチヒ、イエナの各大学との比較である。複数の大学を有するプロイセンの学生はより自由なはずであるが、他の伝統的

14) Ib. もっとも、学生数や大学の規模は、ある程度までは偶然である。立地や周辺の政治情勢によっても左右されたからである。時代の趨勢にもよる。宗教改革後のヴィッテンベルク大学は、ドイツ各地からも、ドイツ以外の国からも多くのプロテスタント系の学生を集めた。逆に、多くの学生を集めていたエルフルト大学がカトリックに復帰して学生を失った例もある。ドイツ中央部のヘッセンからチューリンゲン、ザクセンには、Halle, Wittenberg, Leipzig, Jena, Erfurt, Göttingenなど、近に有力大学があり、競争も激しかったのである。独法118号27頁。

15) Ib., S.27f. 国家試験に合格して卒業する場合には、その時期は自分で選択することができる。受かりそうもなければ、受け控えをすることから、卒業までの時間が長期化する。これは現代の問題でもあるが、学位をとる場合にも、神学部のようにあまり学位を出さない学部では、時間を要することになる。19世紀の神学部では、21学期にもなった。この場合は、卒業して、かなり時期をおいてから申請するのである。日本のかつての論文博士と似ている。日本では、かつて課程博士にも学位をなかなか出さなかった(今日は逆で、濫発である)。希少性の理由は、外国モデルにあるというよりは、日本の古代の官職である「博士」の影響であろう(【大学】190頁)。

大学と比して有為な差はみられない。

一般的には、統一後に、全国的に移動が自由になったことから、1871/81年に、1大学の滞在期間には、短期化がみられる。学生のラント外への移動が増加し、移動する大学数も増加した。そこでみられる3学期から4学期として、卒業までに、4年(8学期)かかるとすると、在籍する大学は、3つから2つとなる。

	①	②
1831/41年	4.17	- 学期数
1841/51	3.72	3.86
1851/61	3.49	3.23
1861/71	3.65	3.59
1871/81	3.34	3.28

勉学期間の長期化は、今日の大きな問題であるが、19世紀の状況は、必ずしも明確ではない。卒業までにどのくらい時間を要するかは、必ずしも明確ではない。学部による相違もある¹⁶⁾。

3 外国人

(1) 外国人については、どのくらいの外国人がドイツの大学で学んでいるかという問題と、どのくらいのドイツ人が外国で学んでいるかという問題がある。このうち、後者の問題は、大学制度の初期のころ、多くのドイツ人がパリやボローニアで学んだはずであり、ドイツに多くの大学が誕生した後でも、例がないとはいえないが、検証はむずかしい。外国の統計から推察できるだけである。そこで、以下では、どのくらいの外国人がドイツの大学で学んでいるかを中心に検討する。なお、ドイツ統一までは、各ラントは、ほとんど独立国と同じ状態であったから、たがいに外国ともいえるが、それでは広義となりすぎるので、1815年のドイツ連邦に所属するラントは、外国と扱わず、しかし、統一後外国

16) 大学卒業までの在籍期間については、19世紀の方が短い。独法116号145頁参照。学部による相違もあるが、法学部では、6から7学期の者が多かった。現在の平均10学期とは異なる。しかし、医学部では、かつて9から10学期の者が多かった。医学部は、現在でも長く、日本と同様に、6年である。

となるオーストリアは、外国と扱う。

1880/81年と1881年の2学期に入学手続きをした2万1871人の学生のうち、1129人がドイツ外の出身であった(5.16%)。1860/61年と1861年では、6.10%、1835/36年と1836年では、4.02%であった。数は少なく、大学は、ほぼ国民国家の枠内に閉ざされているようにみえる¹⁷⁾。

その前の1835/36年に、プロイセンの大学の外国人は、合計して195人、1866/61年では、273人である。さらに、1880/81年には、295人、新たな3大学を加えても、367人である。個別の大学ごとでは、以下のようになる。

	ベルリン	ボン	ハレ	ゲッチンゲン
1835/36年	129	16	20	- 人
1880/81年	235	49	51	49

プロイセン外の大学では、ライプツヒ、ハイデルベルク、ミュンヘンの各大学に外国人が比較的多い。他の大学は、20人台にすぎない¹⁸⁾。

17) Conrad, S.31. ドイツの周辺には、ドイツ語地域のスイスやオーストリア、ロシア内のドイツ系住民もいたから、この数字はやや小さいようにもみえる。

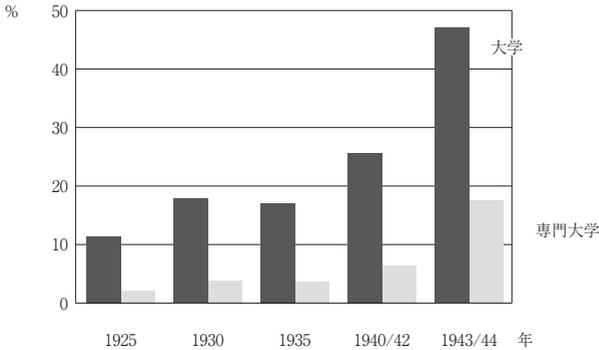
19世紀の大学は、なお宗教面での拘束が強かったから、ラント内ではそのラントの大学に入ることがもっとも無難であった(とくに神学部)。また、しだいに法典編纂の成果が現れてきたから、法律も当該ラントのものが有利であった(法学部)。ただし、まだ普通法の時代であったから、国境の縛りは弱い。これに対し、医学や自然科学には国境はない(医学部、大部分の哲学部)。差別の多かった女子教育では、差別のない国に学生が集中することから、外国人の比率は高かった。そもそも国内に受け入れ先がない場合もあったからである。スイスの大学は、比較的早くに女子を受け入れ、多くの外国人女性を集めた。Rüegg, S.210. 1900年に女性比率20%、1910年に22%である。ただし、諸外国でも受け入れが始まったことから、1930年には、12%に低下した(イギリスとフランスで26%、ドイツとオランダで18%)。

ドイツでは、第二次世界大戦末期の1943/44年に、大学の女子学生比率は、46.7%に達した(2万5338人)。専門大学では、17.4%である(1486人)。もっとも、戦時の男子学生数の低下によるもので、ただちに、戦後の男女比に直結したわけではない。

	ライプチヒ	ハイデルベルク	ミュンヘン	ヴェルツブルク
1835/36年	24	73	57	9 人
1880/81年	242	122	115	62

学部別では、当初は、法学部と医学部に外国人が多かったが、のちには哲学部が最大となった。

大学と専門大学における女性比率



Steinbacher, Frauen im »Führerstaat«, in Süß (hrsg.), Das »Dritte Reich« Eine Einführung, 2.Aufl., 2008, S.103ff., S.108.

フライブルク大学(ブライスガウ)の研究では、1895年に医学部と哲学部では、1人ずつ女性の学位授与者がいたが、政治学では1903年、法学では1920年に最初の女性の授与者が出た。自然哲学では1910年である。1895年から1952年までの総数でも、医学1039、哲学290、自然哲学90に対し、法律42、政治124である。Nauck, Das Frauenstudium an der Universität Freiburg i.Br., 1953 (Beiträge zur Freiburger Wissenschafts- und Universitätsgeschichte, H.3), S.63f.

- 18) Ib., S.32. 1880/81年に、Freiburgが29人、Jenaが28人、Tübingenが36人、Erlangenが22人などである。外国人は、大都市に集中する傾向がある。大学の質と関係があるわけではなく、小都市は、目立たないのである。

	神学部	法学部	医学部	哲学部	合計
1835/36年	85	138	163	75	461 人
1880/81年	102	192	304	535	1133

外国人の出身国は、当初はスイスが最大であったが、のちにはロシアやアメリカが増加した。真正の外国人の増加である。ほかに、スカンジナビア諸国、ベルギー、オランダからも来ている（ただし、20人から30人程度である）。非ヨーロッパの国は少ない。1835/36年では、6人だけで、1880/81年には42人である（3.5%）。外国人といっても、ドイツ語圏のスイスやオーストリアは、中世的には、外国人とはいえないであろう¹⁹⁾。アメリカ人の増加が顕著である。第二次世界大戦まで、アメリカからヨーロッパに向かう留学の流れがあったのである。

	1835/36年	1880/81年
オーストリア	41	178人
スイス	233	213
ロシア	64	204
イギリス	26	71
フランス	21	21
アメリカ	4	173
(合計)	461	1133人)

19) Ib., S.33. 統一まで、プロイセンとザクセンはたがいに外国であるが（1815年のドイツ連邦はほとんど国際組織にすぎない）、統一されれば、同一の国内となる。統一後でも、オーストリアは、それらと同じレベルにすぎない。外国といっても、自国とそう異なるわけではない。領邦内に大学がなく、領外に出る場合には、国境よりも宗教上の違いの方が重要な関心事となる。たとえば、宗教改革後のオランダのプロテスタントの学生は、同じカルヴァン派のスイスに留学したのである。独法118号19頁、68頁。1707年にイングランドと統合したスコットランドも、イギリスの各種の統計では、しばしば外国と扱われる。

別の統計では（Lexis, Die Deutschen Universitäten, für die Universitätsausstellung in Chicago 1893, Bd.1, 1893, S.128）、以下ようになる。スイスの減少とアメリカの増加がいちじるしい。

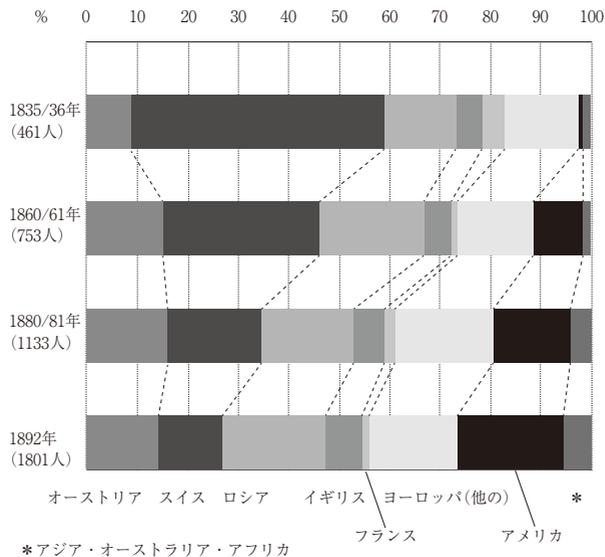
(2) ドイツ人がどの外国で学んでいるかを知るには、外国の統計に頼るほかはないが、可能なのは、オーストリアのみである。しかも、外国といっても、同じドイツ語圏にすぎない。1880年には、ほかにチューリヒ大学に58人、バーゼル大学に17人、ベルンに6人、Dorpatに11人がいる。ドイツ語圏以外では、ユトレヒト大学に、1869/72年の6学期に、年平均4人がいた²⁰⁾。

	グラーツ	ウィーン	インスブルック	プラハ	クラカウ	合計
1863年	-	19	80	23	6	128
1869年	-	23	35	-	13	71
1880年	7	53	102	9	10	179

4 学生の故郷、出身地

(1) 学生の出身地については、ラントやプロイセンのプロビンツごとの詳細が、Conrad, S.38にあるが、詳細になるので省略する。本稿では、大雑把に、

外国人学生の推移



プロイセンの内外の区分だけを紹介しよう。①プロイセン内から来た学生も、②プロイセン外から来た学生も、いずれも増加しているが、とりわけ 1872/73 年の前者の増加が大きい。プロイセン外から来た学生は、この時期にほとんど増加していないが、これは、個別の大学の問題というよりは、たんにプロイセンの領域が拡大したからである。

プロイセンは、統一戦争の過程で、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン（キール大学）、ハノーバー（ゲッチンゲン大学）、ヘッセン（マールブルク大学）などを獲得した。この3地域の学生（法学部）を合計すると（各138人、32人、33人で、合計203人）、増加率は、①と②でそれほど異なるわけではない。1881/82年の増加率も同様である²¹⁾。

1835/36年には、外国人の半数は、スイス人であった。絶対数は、その後もほとんど変わらないことから、1892年に割合が12.8%まで減少したのは、外国人の総数が増加したからである。当初の外国人数は、総数でも、461人にすぎなかった。ロシア人は、1860/61年から、つねに20%前後である。イギリス人は、ほぼ6~7%である。アメリカ人は、激増し、当初1%だったものが、世紀末には、21.3%となっている。アジア、オーストラリア、アフリカ人は、1835/3年に、1%だったものが、1892年には、5.2%である（うちアジアが4.3%）。1892年の外国人総数は、1801人である。

20) Ib., S.35f. スイスの大学は、教授の通常のプロモーションに組み込まれているが、学生にとっても、遍歴先の1つとなる。オーストリアとスイスの大学は、ドイツの大学とほとんど遜色がない。言語の同一性は重要で、著名人の経歴でも、使用言語が異なる大学が遍歴先になることは稀になる。

ドイツ、フランス、イギリスの比較では、1900年ごろには、全学生に占める外国人の比率は大差がなかったが（7%、6%、6%）、その後拡大した（1930年に、4%、22%、12%）。Rüegg, S.210. 1930年には、フランスがもっとも人気ある留学先だったのである。

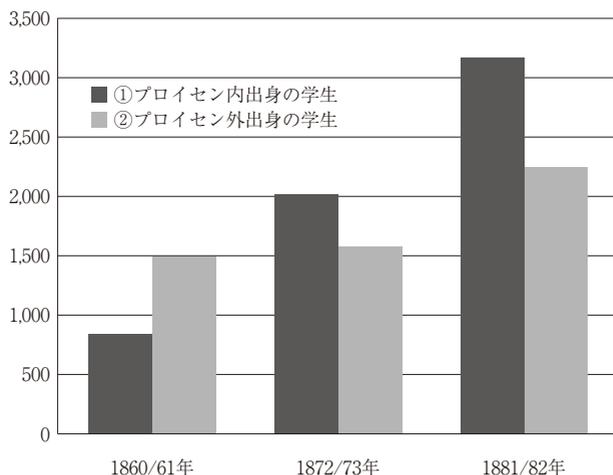
21) Conrad, S.38f. プロイセンが新規に獲得した大学は（ヘッセン、ハノーバー、ホルシュタインの領域）、統一後も、連邦構成国家としてのプロイセンに属したから、南ドイツやザクセンの大学が、連邦構成国家としてのバイエルンやザクセンに直接属したのとは異なる。ただし、いずれもほぼ同時期（1871年前後）に、「ドイツ」の大学となった点では異ならない。普墺戦争（1866年）と普仏戦争（1870年）の間は、4年の差しかないからである。

もっとも、ドイツ統一後のプロイセンの人口が、全体の62%であったことからすると、(領土では65%)²²⁾、プロイセン出身者が58.7% (法学部) というのは、人口に比してやや進学率が低いということもできる。人口10万人あたりの学生数の比較(全学部)では、1881/82年に、プロイセンでは、48.4人、プロイセン以外では、45.6人である。プロイセンは、法学部以外では進学率が高いことになる。南ドイツは、意外に少ない。バイエルンで、41.3人、バーデンで36.1人である。ウェーバーのいうカトリックの傾向(あまり教育に熱心でない)とも一致する(【歴史】305頁。宗教ごとの教育傾向のグラフは、306頁。こうした傾向は進学率の伸びた時期の方がより反映されよう)。プロイセン内でも、商業地の多いラインラントで少ない(33.5人)。後者も、ウェーバー流にみれば、実学の重視の結果ともいえる(ただし、1860/61年では、いずれも当てはまらない。1881/82年までに、ほとんど変化がなく、他の地域の伸びが高かったのである)。

学生の出身地 (法学部)

	1860/61 年	1872/73 年	1881/82 年
プロイセン内	805	2013	3157
プロイセン外	1494	1524	2216
合計	2299	3536	5373 人

22) Kinder/Hilgemann, Atlas zur Weltgeschichte, Bd.2, 1984, S.76.



(2) 人口10万人あたりの学生数を比較すると、法学部では、プロイセンでは、1881/82年に、11.5人であるのに対し、プロイセン外では、12.3人となる(ドイツ全体では、11.9人)。プロイセンの法曹人口(学生)は少ないのである。もっとも、医学部や哲学部では、プロイセン出身者の数が多いから(医学部で、10.2人対8.9人、哲学部で20.1人対16.4人)、進学率というよりは、専門分野の傾向というべきであろう。法学部と同様に、神学部でも、プロイセン外の者の比率が高い(8.2人対6.6人)。後進地域の多いプロイセンの方が、神学・法学に熱心でないのは、一般の想定とは異なるであろう²³⁾。

1881/82年に、人口10万人あたりの学生数は、ドイツ全体で47.3人、多いのは、メクレンブルク(66.1人)とヘッセン(65.1人)である。逆に低いのは、ライ

23) ただし、プロイセン内部をより詳細にみると、プロビンツ(ラント・州の下の区分。ラントと訳し分けるときには郡ともいう)の東西プロイセン、ポーゼン、ボンメルンといった後進地域では、法学生の人口割合は、15.3人、12.9人、15.4人にはねあがるから、プロイセン国家全体の低さは、西部のラインラント(9.9人)やシュレスヴィッヒ・ホルシュタイン(6.7人)によっており、プロイセンの旧来の地域での役人志望層の厚いことを示している。プロイセンといっても、東西の違いが顕著である。

ランラント (33.5人)、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン (34.5人) である。ラインラントは、1860/61年に31.5人で、そのときには、全国で29人であるから、高い方であったから、その後の進展が少なかったのである。

学部別にみると、神学に熱心なのは、ザクセン (13.1人) とヴェルテンベルク (18.6人) である (全国で7.2人)。法学に熱心なのは、ヴェルテンベルク (18.6人) とボンメルン (15.4人) である (全国で11.9人)。医学に熱心なのは、ポゼン (15.6人) とヘッセン (15.0人) である (9.7人)。哲学部は、メクレンブルク (29.4人) とヘッセン (31.1人) である (全国で18.5人)。

プロイセンの内外でみると、神学は、プロイセンで6.6人、プロイセン外で、8.0人 (全国で7.2人)、法学は、プロイセンで11.5人、プロイセン外で12.3人 (全国で11.9) で、いずれも、プロイセン外が10万人あたり多数の学生数を有する。これに対し、医学では、プロイセンで10.2人、プロイセン外で8.9人 (全国で9.7人)、哲学では、プロイセンで20.1人、プロイセン外で16.4人 (全国で18.5人) となり、プロイセンが10万人あたり多数の学生を有している。意外に、プロイセンのプロビンツは、実用的なものに熱心なのである²⁴⁾。

個別の大学における内外人 (地域の内から来たか外から来たか) の割合は、千差万別である。地域の特性やラントの政策により、エルランゲン大学のように領域外からの学生が3分の1を占める場合、ケーニヒスベルク大学のように、外部人が5%に満たない場合もある (1797-1805年の平均)。小規模大学のデュ

24) Conrad, S.39. プロイセンは、18世紀にハレ大学で官房学を中心とする実用的体系を構築した。これに対し、南ドイツの諸大学は、中世の伝統に忠実であった。実用性への傾向は、プロイセンのお家芸ともいえる。官房学の講座は、プロイセン国家の殖産興業政策の先駆をなしたのである。19世紀からは、工業、技術系の専門大学がこれに代わる。

なお、DDRの時代にあった大学の法学部は、東ベルリン (フンボルト)、イェナ、ハレとライプツィヒの4つだけであった (ロシュトックとグライフスヴァルトは廃止。1990年の東西の再統一後に再建された (新旧の大学は、形式上は別大学である)。閣僚評議会の管轄するポツダムの国家および法律アカデミーは、再統一後にポツダム大学となった。さらに、新たにフランクフルト (オーダー) 大学が設立された)。

イスブルク大学では、内部人17人よりも、外部人21人の方が多い。時代やラントの政策にも左右される。19世紀初頭のプロビンツ・東プロイセンでは、領内の学生がケーニヒスベルク大学以外のところに留学することを禁じていたし（内部者が増加）、小規模都市の大学は、領域外の学生を招かなければ、学生を確保できないのである（外部者が増加）²⁵⁾。

下記6大学の学生の内訳（内部者と外部者）1797-1805年の平均

	Erlangen	Duisburg	Erfurt	Frankfurt	Königsberg	Halle
内部	132	17	40	227	300	621
外部	71	21	3	8	14	107
合計	203	38	43	235	314	728

6大学の合計では、内部者は1337人、外部者は225人、全体で、1562人である。

5 学生の移動

学生の移動 (Freizügigkeit) は、1871年の統一から増大した。もともとあったラントによる制限が撤廃されたからである。各ラントは、とくにその官吏の養成を自領内の大学に制限することがあった。たとえば、シュレスヴィッヒ・ホルシュタインの官吏となるには、キール大学を卒業していなければならないとすることである。これは、ドイツのラントが官吏や聖職者の宗教を管理していたことに起因する。神学部と法学部では、とくに厳格な制限の下におかれた。医学部や自然科学に関する哲学部にとっては、無関係のことである。しかし、統一によって、国内のどの大学を出ることも制限しえなくなったのである。統一の前後で学生数の変化を比較しよう²⁶⁾。以下は、各大学で学ぶ、プロイセン人の数である。ヴェルツブルク、ミュンヘン、フライブルクなど南ドイツにいく者が大幅に増えている²⁷⁾。

25) Ib., S.40. たとえば、イェナ大学である。チューリンゲン諸国は小邦ばかりであるから、募集する学生は、自国外から求めるほかはない。ザクセンもラントとしては小さくはないが、中世以来、多くの外部学生を集めた。

26) Ib., S.43f.

27) Ib., S.44 Anm.1. 南ドイツでも、ハイデルベルク大学では、あまり変化がない。地

大学ごとのプロイセン人の数の比較

	Leipzig	Würzb	Münch	Freibg	Heidel	Erlang	Giesse	Jena	Rostock
60/61	30	74	22	7	111	48	10	50	10
80/81	1216	374	227	140	110	73	50	131	28

統一後に、ライプツヒ大学に外部人の増加したことについては、指摘したことがある²⁸⁾。ライプツヒ大学ほどではないが、南ドイツの5大学でも、プロイセン人の数は増大した。ただし、ハイデルベルク大学のように、ほとんど異なる例もある。これは、もともとラントによる制限のない学部（たとえば、哲学部）に外部人が多かったのであろう。いずれにしても、学生の移動が自由になったことから、大学は全国的な競争の下におかれることになったのである。

1880/81年に、1412人のザクセン人がドイツの大学で学んだが、そのうち領域内のライプツヒ大学では、1231人が学んだ（87.2%）。しかし、統一前の1860/61年には、706人のうち645人がライプツヒ大学で学んでいた（91.3%）。そして、1835/36年には、その比率はもっと高く、625人のうち598人（95.6%）であった。宗教改革以降の学生の遍歴は無制限に自由であったわけではなく、同じ領域内に複数の大学があればともかく、むしろ制限されていたのである。国家と関係のある学部において、まったく自由になったのは、19世紀の後半にすぎない²⁹⁾。

域や学部によって特徴が生じる。国家試験と無関係な学部では、統一前でも、プロイセンの試験によって制約されることはないからである。

28) 外部人の割合については、独法116号118頁参照。ライプツヒ大学では、統一時から後、非ザクセンの者の割合が増加した。この場合には、外部人といっても、プロイセン人などドイツ人である。統一前は、他のラントの出身者も「外国人」だったのである。日本人についても、同120頁参照。ライプツヒ大学には、毎年4、5人いたようである。外国人はベルリンに集まる傾向があるから、ベルリン大学でも、7、8人程度と推察される。

29) Conrad, S.46. 著名な19世紀の法律家は、かなり多数の遍歴をしていることが多い。また、それ以前でも、ラントは必ずしも制限だけをしたのではなく、南ドイツ諸国やザクセンでは、相互の自由を認める例もみられたのである。小国の大学は、周辺

6 学生の出自、父親の地位

(1) 学生の出自を探るには、その父親の職に着目することが有益である。初期の大学には、高級官僚、聖職者、学位のある教師、医師、商人、工場主、大土地所有者、年金生活者、手工業者などが多かった。学生数が増加するに従って、中級以下の公務員、学位のない教師が増え、被用者が増加した。労働者の数は少ない。筆者は、ライプツヒ大学の検討のうちに、父親の職業を学部別に検討したことから³⁰⁾、本稿では、公務員と農場主をそれぞれ全学部と法学部について、検討するにとどめよう³¹⁾。基本的な傾向は共通しており、また時代

の外国人を広く受け入れなければ成り立たないからである。

30) 学生の出自については、独法116号125頁参照。親の職業によって、学識者階級、商業階級、小市民階級によって区分すると、学部によってかなりの差異がみられた。神学部では、聖職者や教師などの学識者の父親をもつ例が多い。法学部や医学部では、高級官僚や大土地所有者が多く、法学部には、初期には商人階級の親が多かった。著名なユダヤ系法学者の父親にも商人が多い。Vgl. Lauf, *Jüdische Studierende an der Universität zu Köln : 1919-1934*, 1991 (Studien zur Geschichte der Universität zu Köln ; Bd. 11), S.129.

ケルン大学の例では、ユダヤ系の学生の父親の職業では、商業に従事する者がもっとも多く、ワイマール期のユダヤ系の学生の総数1390人のうち、824人となる。次は、工場主の68人である。手工業者35人、仲買人47人、銀行業26人も多い。公務員は少なく4人のみである。この点は、一般に知られているとおりである。しかし、教師45人、法律家53人、医師78人などが登場している。それぞれの詳細は省略することに、「法律家」の内訳のみにふれる。Lauf, aa.O., S.129ff., S.139.

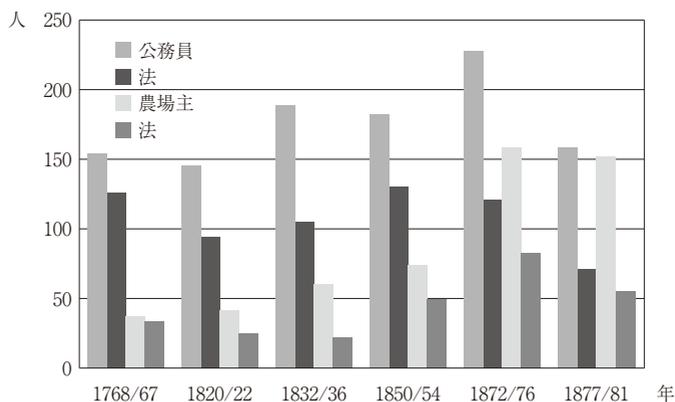
もっとも多いのは、弁護士で28人である。公職では、区裁判官2、ラント裁判官1、その兼任1、区裁判官で司法顧問官1、ラント裁判所長1、区裁判所長1、高裁裁判官3である。公証人弁護士3、弁護士で司法顧問官が3、司法顧問官5、枢密顧問官1、法律家としかわからない者が3である。裁判官が10人であり、ほぼ3分の1を占めているのが注目される。弁護士でも、長い経験によって付与される司法顧問官の肩書をもつ者が9人で、これもほぼ3分の1を占め、裁判官でも、所長や高裁裁判官も目につくところである。

31) Conrad, S.48f. 51頁、52頁に詳細な一覧表がある。学生の社会的な出自については、

的にしだいに差は減少している。

父親の職、推移

	1768/71	1820/22	1832/36	1850/54	1872/76	1877/81
公務員	154	144	188	182	226	158
法	126	93	104	130	120	70
農場主	35	41	59	73	158	151
法	33	25	21	48	81	53



1868年には、高級官吏154 人の子弟のうち、法学部に入学した者は、126 人に達した。これは、法学部の入学者327 人の38.5% にもなる。これに対し、1877/81 年には、158 人のうち、70人である（法学部の入学者は436人。16.1% が高級官吏の子弟）。また、大農場主35人の子弟は、1768/71 年には、33人が法学部に入っていたが（94%。法学部の中では10.1%）、1877/81 年には、53人

検討したことがある。ライプチヒ大学について、独法116号118頁。フランス、ドイツ、イギリスの大学について、【歴史】470頁以下、475頁、476頁参照。

また、Rüegg, S.218ff.によれば、1797年ごろは、貴族、学識層、中間層までで8割となるが、1870年ごろには、学識層、中間層の上部、中間層までで9割となる。貴族は統計上無視されている。学識層は、聖職や教職である。ただし、大学や地域によって、かなりの相違がある。

となっている(法学部の12.2%)。それでも、全学部で151人中、法学部に53人であるから、3分の1が法学部に集中している(哲学部に41人、医学部に34人)。法学部の学生の親には、古くはかなり特徴があったが、19世紀後半には、いくぶん分散したのである。以下は、1768/71年と1877/81年の比較である。

法学部の学生の父親の分類

	高級官吏	教師	医師	商人	資本家	大農場主	手工業者	公務員
1768/71年	126	13	3	29	-	33	22	31
1877/81年	70	28	18	55	19	53	19	58

(2) 学部によって特徴があることはいうまでもない。神学部では、聖職者の子弟は、1768/71年に、185人、1877/81年には、242人である。全体では、それぞれ231人と415人であるから、古い時代には、聖職者の子は圧倒的に神学部に入ったのである。1877/81年でも、半数以上が神学部に入った。医学部の医師の子も、1768/71年に、14人、1877/81年には、59人である。全体では、それぞれ27人と116人である。半数以上が医学部に入っていることになる。哲学部では、あまり片寄りはないが、教師の子は、1820/22年に、5人、1877/81年には、68人である。全体では、28人と134人である。時代を経ると、基本的には分散する。また、労働者の子弟は少ない。継続的に労働者の子弟が入っているのは、神学部のみである³²⁾。聖職が身分上昇の契機となるのは、中世以来の伝統である。その後は、法服貴族(Noblesse de robe)やALRの官吏(ALR II部10章。7章の農民、8章の市民、9章の貴族と独立した身分となっている)としての身分上昇が重要な上昇の契機となった。そして、官吏が、世襲や売官から試験による時代になると、大学が直接の契機となるのである。

32) Ib., S.55. 別の統計で、神学部は下位の聖職者や比較的裕福ではない者の師弟が多い傾向がある。独法116号125頁。

父親が労働者の学生の所属する学部

1768/71年	1 (全体 832)	うち神学部1人		
1820/22年	6 (1102)	3	法2	哲1
1832/36年	4 (1516)	3		哲1
1850/54年	3 (1479)	3		
1872/76年	2 (2127)	2		
1877/81年	7 (2594)	3	医1	哲3

Ⅲ 学部ごとの対比と新たな動向－中世の大学にないもの

1 学部ごとの特徴

(1) 神学部については、あまり立ち入らないが、プロテスタント神学部とカトリック神学部の学生数を比較しておこう。法学部と似ており、1830年代の学生数が大きく、1850年代に大きく落ち込み、1880年代に回復に向かった。ただし、法学部ほどの回復はみられなかった。カトリック神学部は、1840年代に減少し、1850年代にやや回復したが、最終的に回復しなかった。人口比というよりは、カトリック神学部は、プロテスタント神学部よりもつぶしがきかずに、聖職者の養成に特化しているということである³³⁾。

33) Conrad, S.60ff. S.62. 初等教育をも含めて、1841/50年から、1880/81年の間に、学生数を減らしたのは、カトリック神学部のみである。Ib., S.201. ビスマルクのカトリック弾圧政策である文化闘争 (Kulturkampf) は、1871年からである (1887年まで)。とくに1873年の5月法では、プロイセンで聖職者となるには、大学での3年の課程を経ることが必要になった。ほかにも、民事婚の導入や、文化省内のカトリック局の廃止、聖職者が教壇から国事を論じることの禁止、教会の教育への介入の禁止、イエズス会の禁止などがある。一般的な排斥策の影響から、聖職者とならない場合でも、就職先は限定された。宗教の自由といっても、実際には、プロイセンではルター派が国是であり、その精神は、全ドイツに影響を与えたのである。

プロテスタント神学部

1831年	4147人
1851/52年	1631人
1860年	2520人
1876/77年	1539人
1882/83年	3168人

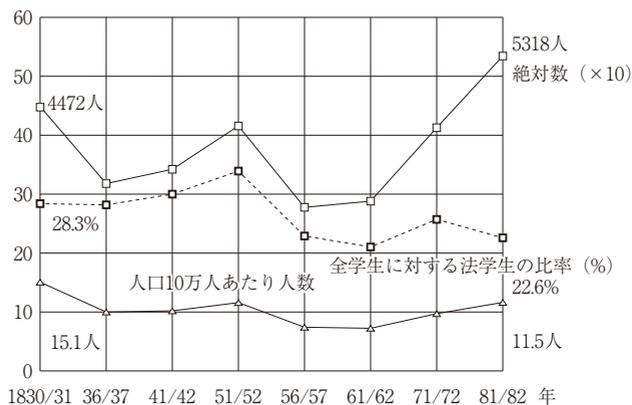
カトリック神学部

1831年	1801人
1840/41年	866人
1849/50年	1393人
1860/61年	1209人
1879/80年	619人

(2) ドイツの全大学の法学部の学生数は、以下の表のようになる³⁴⁾。実数と人口10万人あたりの法学生の数、大学の学生数のうち、法学部の学生の割合である。1830年代には、28.3%を占めていたが、1851年には、33.8%に増加し、1881年には、22.6%に減少した。

ドイツの全大学の法学生の推移 (Konrad, S.106.)

	30/31	36/37	41/42	51/52	56/57	61/62	71/72	81/82
絶対数	4472	3179	3407	4157	2763	2850	4103	5318人
10万人	15.1	10.0	10.1	11.5	7.4	7.3	9.7	11.5
学部割合	28.3	28.2	29.7	33.8	23.1	21.0	25.5	22.6%



学生数は、1870年代までは、あまり増加していない。1860年代からの増加

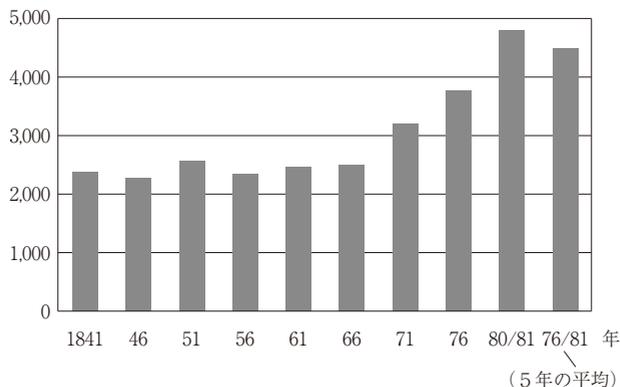
34) Ib., S.105ff, S.106. 19世紀の学生数の増加については、Rüegg, S.199ff.

は、1850年代の減少をうけてのものである。絶対数では、1830年代の精神の高揚期と変わりはなかったのである。もっとも、1880年代からの増加は異なる。世紀末からは、大幅な増加となり、第一次世界大戦をはさみ、大学生の爆発的増加につながっている。人口10万人あたりの大学生の数が、19世紀を通じてあまり上昇しなかったのは、大学生の数が多少増えても、全体的な人口増加がそれ以上に大きかったからである。逆にいえば、19世紀の大学生の増加は、人口増加の結果にすぎず、進学率そのものが高まったわけではないのである。

オーストリアの6大学(1875年から7大学)の法律の学生数は、つぎのようになっている³⁵⁾。

オーストリアの法学生

年	1841	1846	1851	1856	1861	1866	1871	1876	80/81	76/81
人	2332	2269	2544	2311	2451	2506	3208	3768	4778	4475



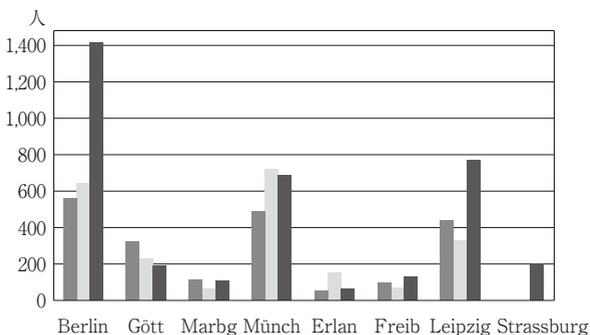
(3) 個々の大学の学生数は繁雑になるので、一部のみをとり上げる。一部の

35) Ib., S.107. 別の統計では、ドイツの全学生数は、1880/81年に、2万1900人となり、これは全人口の0.5%であった。1900/01年に、2万8200人(0.6%)、1910/11年に、5万4500人(0.8%)である。第一次世界大戦後の1920/21年に、8万6900人(1.4%)となり、一気に1%を突破した。Rüegg, S.202.

代表的な大学と、19世紀の初期、中期、後期の状況のみである³⁶⁾。かねて指摘したように、ライプチッヒ大学の法学生は、1871/76年には 911人、1876/81年には970 人であり、同時期のベルリン大学は、614人と1073人であるから、1870年代の初めには、ベルリン大学よりも多数の学生を有したのである³⁷⁾。

大学法学部の学生数の比較 (5年間の平均)

平均	Berlin	Göttig	Marbg	Münch	Erlang	Freibg	Leipzig	Strassbg
31/36	561	324	109	490	53	88	439	-
51/56	640	224	57	722	149	64	334	-
82/83	1414	190	102	694	60	124	782	202



個別の大学には、それぞれ特徴がある。ベルリン、ミュンヘン、ライプチッヒの各大学は、巨大大学である。ベルリン大学とほぼ同時期に再建されたボン大学は、277 人であり、ナポレオン戦争後の新設大学に包含される。プロイセンが古くから有したハレ大学は、伝統的な大学としては大規模な方であったが、19世紀以降は、1882/83 年でも、120 人、ケーニヒスベルク大学も、144 人の小規模大学である。18世紀に獲得したプレスラウ大学は、307 人、19世紀半ばに取得したゲッチェンゲン大学は190 人、マールブルク大学は、102人の中小大

36) Ib., S.110f.

37) ライプチッヒ大学の法学部の学生数の推移については、独法116号110頁参照。1874/79年の間の平均で、ライプチッヒ大学では、1000人ももの学生数に達し、これはベルリン大学よりも多かったのである（全ドイツの法学生の5分の1になる）。

学である。さらに、55人のグライフスヴァルト大学や36人のキール大学もある。

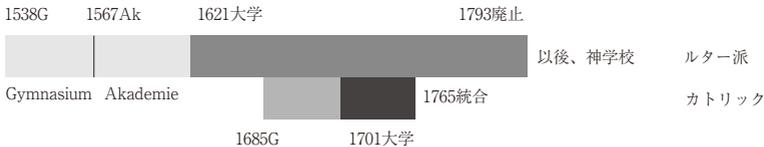
南ドイツでは、ハイデルベルク大学が246人であるのを除き、ヴェルツブルク大学132人、エルランゲン大学60人、チュービンゲン大学180人、フライブルク大学124人と、小規模である。大規模なのは、ミュンヘン大学のみである。中部から北部のイエナ91人、ギーゼン63人、ロシュトック41人も小規模である。新設のシュトラスブルク大学は202人である。ドイツの大学といっても、内容も規模も千差万別である³⁸⁾。伝統のしぼりは、なお強く、現在のような大規模

38) Conrad, S.110f. ドイツの大学は基本的にラント(統一後の州)の設立にかかるから、大規模化するには、各ラントの積極性と財政措置が必要である。また、大都市の大学は、大規模化しやすい。第一次世界大戦後の大規模大学は、ケルン、ハンブルク、フランクフルト(マイン)の3つである。

帝政時代のシュトラスブルク大学(Kaiser-Wilhelms-Universität)は、中世の大学とは異なり(1621年、1685年設立。18世紀に廃止)、1871年に設立され、州の管轄ではなく、ライヒ直属であった(前注5)参照)。州立(ラント)大学を原則とするドイツでは例外に属する。法律家では、1880年のラーバント、1884年のブーム、1889年のメルケル、1896年のレーネル、1902年のオットー・マイヤーなどが学長をしている。スイス人のトゥール(Andreas von Tuhr)が最後の学長であった(1918年12月2日まで)。

中世の1621年設立のシュトラスブルク大学は、プロテスタントで、1567年のアカデミーを前身とする(さらに1538年のギムナジウムがある)。1793年に廃止された。後身の1795年のÉcole de santéがある。カトリックのシュトラスブルク大学は、1685年設立である。イエズス会のギムナジウムが、1701年に、Molsheimからシュトラスブルクに移転し、1765年に、ルター派のシュトラスブルク大学と統合された。Rüegg,II, S.84f.

中世のシュトラスブルク大学の変遷



化は、第二次世界大戦後のことにすぎない。

2 法曹養成制度

(1) プロイセンの三段階法曹養成制度は、1720年代に開始され、現在のレフェレンダー (Referender, 修習生) のほか、現在はない Auskultator (研修生) が、その前段階としておかれた。Auskultator の試験 (examen pro auscultatura) に合格すると、司法行政的な分野の研修が可能となった (無給)。そして、レフェレンダー試験に合格すると、ようやく修習生となったのである。現在の第一次国家試験は、レフェレンダー試験のみである。そして、司法研修後に、現在の第二次国家試験に相当するアセソール試験があり、これに合格すると、試補となった。しかし、3段階の制度は複雑になるので、1869年の法律により廃止され、レフェレンダーとアセソールのみにより統一された。プロイセンの社会は試験に覆われており、しだいに、3段階制を維持するには、学生数が多くなりすぎたのである。

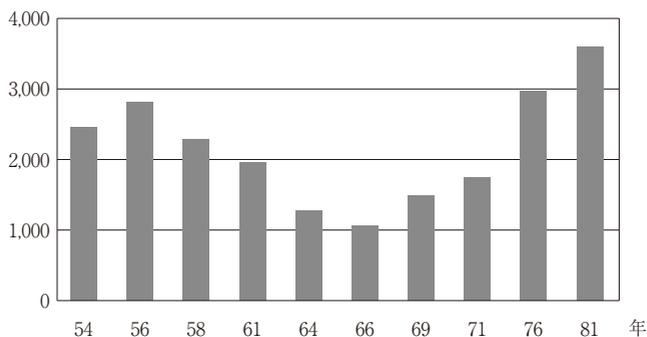
すなわち、19世紀の末に、法学部の学生が激増したことが、問題を引き起こした。1866/70年には、受験者数が、3倍にもなったことから、1875年には、すべての試験の要請に答えることはできなくなり、344人を試験の管轄区域から他に移送することが始まり (試験は、基本的に高裁の管区ごとに行われた。統一前には、各ラントの上級裁判所が最終審であり、統一後高裁となったからである。現在でも、国家試験の責任をおうのは、州の司法省か高裁である)、88人は、試験しえなかった。1880年には、917人が移送され、1881年には、1142人が移送され、それぞれ、437人と524人が試験をうけられなかった。1882年には、1233人が移送され、547人は試験をうけられなかった。現在でも、第二次国家試験後に法曹として就職可能なのは一部であり、第一次国家試験後にも、合格地に研修場所が見つからずに、待機期間が生じることがある。法曹人口の過剰は、19世紀末に発するのである³⁹⁾。以下は、修習生の数の変遷であ

39) Ib., S.115. 法曹志望者の過剰から、大学のマスプロ教育、第一次国家試験合格後の司法研修場所の不足、待機期間の発生、第二次国家試験に合格しても、定員のある

る⁴⁰⁾。1869年を基準とすると、1876年には、その倍にもなった。

修習生 (Referendar, Auskultator)

年	1854	1856	1858	1861	1864	1866	1869	1871	1876	1881
人	2442	2827	2276	1931	1274	1046	1491	1734	2971	3590
%							100	116	199	241



裁判官、検察官になれず、弁護士数のみが増加することなどの問題が生じている。

第一次国家試験の合格者は、1959年に3153人であったが、1969年に4284人、1979年に5090人、1989年には、8020人、1999年には1万2099人である。2008年の試験改革の結果、2008年に7865人に減少したが、近時また増加に転じている（次注40）参照）。

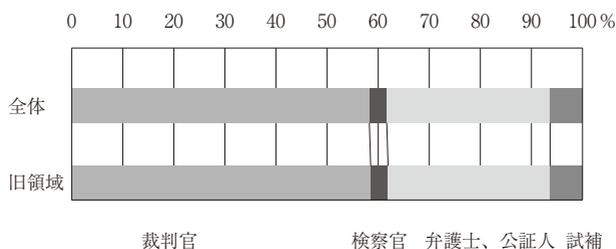
40) Ib. 近時の修習生の数と変遷については、【歴史】119頁。

2021年の修習生の総数は、1万6630人で、そのうち女性は、9640人で、58.0%である。Übersicht über die Zahl der Referendare im Vorbereitungsdienst.(BMJ, Ausbildungsstatistik 2021, 2023.9.6). 第一次国家試験の合格者は、近時増加し、2012年に、7646人だったのが、2013年には、8148人となり、2016年には、9353人となった。以後、9000人台である。2017年に9722人、2018年に9338人、2019年に9481人、2020年に9028人である。2021年には、減少して8730人となった。第二次国家試験の合格者は、2017年に7563人、2018年に7829人、2019年に8034人である。第二次国家試験の合格者が8000人台となるのは、2010年以来である（同年に9347人）。なお、2019年の試験統計の集計は、2020年から始まるコロナ渦（Corona-Pandemie, Covid 19）で遅延し（BMJ, 2021.4.22）、2022年1月に公表された（2018年分は、2020年3月5日に公表された）。従来よりもほぼ1年の遅延である。二次試験の合格者は、2020年に7818人、2021年に8415人となった。

(2) 1869年から、1880年代には、修習生の数は倍増した。しかし、官吏の職は、ほとんど増加しなかったから、定員のある裁判官や検察官となるには困難が生じた。法曹志望者が増加しても、就職口がなくなったからである。のみならず、実務研修を前提とするドイツの法曹養成の中では、研修場所さえも不足することになった。現在まで続く問題であり、結果的に、定員のない弁護士の数だけが增加する端緒となったのである。Hoffmannは、1830年代の末に、5115人の有給の裁判官のほかに、168人の無給の裁判官がいたとする⁴¹⁾。以下は、プロイセンの法曹の数の比較である。

裁判官と検察官、弁護士 (1880/81年、プロイセン)

	裁判官	検察官	弁護士、公証人	試補	合計
全体	3900	230	2146	415	6691 人
旧領域	3240	190	1750	345	5525



41) Ib., S.116. 定員の空席の開くのを待機する期間中の者ということである。お雇い外国人(独逸学協会学校)のミハエリスも、日本に来る前には、無給の試補であった(帰国し、のち第一次世界大戦時に、ライヒ首相)。Becker, Georg Michaelis: Ein preußischer Jurist im Japan der Meiji-Zeit: Briefe, Tagebuchnotizen, Dokumente 1885-1889, mit einem Vorwort von Ferdinand Schlingensiepen, 2001, S.504ff.

(i) ほかに、大学教授にも、名誉職の者がおり、その場合の「名誉」は無給を意味する。非常勤で講義をした裁判官などに与えられる称号にもなる。大学教授が裁判官を兼任する場合も、名誉職で無給のことが多い。また、その後の例で、ライヒ労働裁判所のように、使用者側、労働者側の審判官を任命する場合にも、名誉職の扱いとなる。無給だからといって、実体のない仕事というわけではない。通常有給の仕事が無給でこなすことが名誉なのである。いずれにしても無給では、兼任か

全体でもプロイセンの旧領域でも、法曹比率はあまり変わらない。プロイセンの法曹の配置はヨーロッパではかなり特異であったが、早くから他のドイツ諸国にも影響したことから、領域の拡大後もあまり変化はなかったのである。

ボランティアとしての地位にしかならないから、それだけの富裕者でない限り、新たに就職する場合のポストとしては不足である。

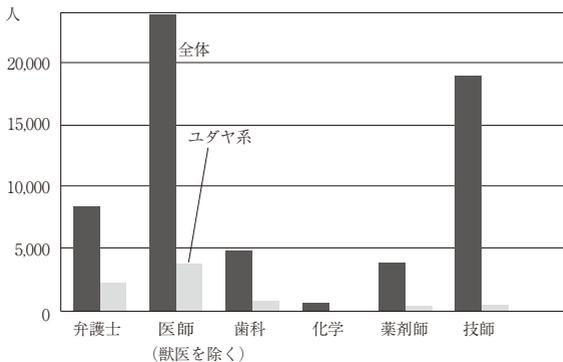
西ヨーロッパには、社会への公的貢献を前提とする公共概念がある (noblesse oblige, 貴族に限られない。公益・Gemeinwohlに寄与すれば足りるという趣旨である)。近時でも、成年後見への関与などにみられ、多数のボランティアが活動している。ボランティア活動のほか、無給の公務員職もある (日本では、ドイツ由来の民生委員や保護司、調停委員などにみられるだけである)。多くの法律家の経歴にも、お雇い外国人のモッセやミハエリスの経歴にもみられる。日本には、こうした伝統がないことから、同じ制度を導入しても十分には機能しない。専門職の成年後見人に、年36万円の報酬を支払うと20年で、720万円となる。被後見人の財産が700万円しかないとすれば、有償の後見人は、自分の報酬を優先して、被後見人の食事まで制限するような本末転倒が生じるのである。成年後見による預金の管理は、被後見人のためであり、後見人のためではない。

(ii) 結果として自由業の弁護士職につく者が増加し、自由業にユダヤ系の者が多かったことは知られている。ユダヤ系の弁護士の比率は高かったが、ワイマル期の末には、裁判官でも、その比率は、7%にも達したのである。以下の自由業のグラフで、化学というのは、化学分析士 (Chemiker) で、薬品や血液検査をする者をいう (LiebigもChemikerであり、この場合は化学者である。化学分析士概念については、2022年にPassau大学に滞在中の三瓶裕文・一橋大学名誉教授よりご教示をうけた。記してお礼申し上げる)。今日では、こうした分析は化学産業や薬剤産業、食品産業がすることが通例であるが、20世紀の初めには、自由業として成り立っているのである。医師や弁護士も、かつては自由業であったが、大規模病院や事務所が増加すると、被用者となる者の割合が増加し、自由業としての性格は後退した。アメリカの弁護士事務所のアソシエートが最初に与えられる検索や調査案件のようなものは、法律の基礎教養に属するものであり、実務にとりかかるきっかけとなるが、自由な独立職というよりは、作業としては一般の被用者の業務と異ならない。ドイツでは、19世紀半ばまで存続した判決団の補助者 (Assessor) も、同様の業務についていたと思われる (詳細は、判決団に関する別稿による)。

検察官の数は少ない。プロイセンでは、検察官は法曹中のエリートだったのである。戦前の日本とも似ているが、日本では、検察官の比率はかなり高い。ドイツで検察官の比率が低いのは、日本とは異なり、民事裁判官の数が相対的に多いことによるのであろう。刑事裁判官は、検察官と見合う数でたりるからである。日本では、刑事裁判官の数が相対的に多い。これに対し、ドイツでは、裁判官は、時代によっては弁護士よりも多いことがあった(【変容】108頁以下)。

試験に合格した試補・アセソールの受け入れ先としては、ほかに、行政と自治体の官吏がいる。Blenckによれば、ラントとプロビンツの政府、税務や財務の管理官として、780人、鉄道の管理官として、150人、郡や区の行政官として530人などである(合計1460人)。郵政、鉱山局のような他の行政部局でも、法律職を必要とする。そこで、自治体の必要数260を加えると、 $6691 + 1460 + 260 = 8411$ 人となる。Conradは、約8500人が、プロイセン国家に必要な数とする。旧領域だけでも、7020と見積もっている⁴²⁾。行政職の者の中に、法曹資

自由業の従事者(全体とユダヤ系の人数)



1925年のケルン大学のユダヤ系学生の親で、法律家のうちもっとも多いのは、弁護士の28人であったが(前注30)、公職で裁判官10人もいた。行政職は不明であり、司法職が目につくところである。Lauf, a.a.O., S.123, S.139.

42) Conrad, S.117. 今日では、こうした連邦や州の官庁も受け入れ先となっている。コンラートの指摘した時期以前は、もっと限定的であったことが推定される。

格者が多いのは、日本との相違であり、それだけ「法化」が達成されていたことになる。また、法曹の国家試験は、公務員試験をも一部代替しているということである。法曹資格者が民間に就職することも多いことから、民間の採用基準の1つにもなっている。

(3) オーストリアでは、1877年に、法学教育をうけた官吏は、1万8000人に達した。人口10万人あたり82人の法律家となる。プロイセンでは、1868年に、レフェレンダーを含めても、9500人だけであり、これでは人口10万人当たり39.4人、1880年には、1万2000人であり、人口当たり44人である⁴³⁾。プロイセンの法曹が少ないとして、Conradは、他の数字もあげて、法律職の振り分けを検討する。しかし、20世紀の到来とともに、それをはるかに超えて、学生数、ひいてはレフェレンダー、アセソールの増加が生じたのである。

3 医学部との比較

同じ専門職として、医師と法律家は対比されることが多い。とくに実務の研修を必要とするとの養成課程に共通性があることから、しばしば対比される。本稿では、医学部については、あまり立ち入らないが、19世紀の初頭の学生数は、神学部や法学部ほど多くはなかった。そこで、1850年代の減少も少なく、1880年代の伸びだけが大きかったといえる。医学部の学生数は、当初の3倍にもなり、法学部の数をも超えたのである。法学部では、1850年代後半の減少が大きかったが、医学部では、もはや減少は生じなかった。

そこで、医学部では、人口10万人あたりの学生数は、1831/36年には、8.4人であったが、1881/82年には、11.0人となった。もっとも、人口増加が大きかったことから、1841/46年には、5.7人となり、1856/61年でも、5.7人であった。以後、1866/71年に、7.0人、1871/76年に、8.2人であり、1830年代と大差はなかったのである⁴⁴⁾。

43) Ib., S.119.

44) Conrad, S.119f. 医学教育では、19世紀の化学や工学の発展をうけて新しい薬や機器の導入が行われ、まったく刷新された。Rüegg, S.469ff. 医学部には、新たな分野も生じ、教育体系も現代化されたのである。Ib., S.476. 後述するような化学や工学

	医学部	法学部
1830/31 年	2503人	4472人
1831/41 年	2434人	3358人
1841/51 年	1886人	3738人
1851/61 年	2111人	3460人
1861/71 年	2626人	2926人
1871/81 年	3612人	4595人
1881/82 年	5037人	5159人
1882/83 年	5539人	5298人
1883年	6172人	5426人

4 哲学部と新領域

1840年代には、プロイセンの大学の官房学の講座数は、いちじるしく増加した。行政の増大にともなう行政官の増加と、その養成のためである。その講座の多くは、哲学部におかれた。そこで、1840年代の学生数の一般的な減少の影響は、哲学部には少なかったのである。哲学部におかれた国法学や官房学の講座については、後述する。

哲学部の学生は、19世紀に、おおむね恒常的に増加している。1840年代と1850年代の減少もわずかであった。その詳細は省略するが、ドイツ全体の合計数は、以下ようになる。自然科学の分野の拡大（自然哲学）と、新規の講座の増設によっている⁴⁵⁾。

の発展は、新たな学問分野を形成するだけでなく、伝統的な学部である医学部の刷新にも貢献したことになる。法律学でも、鉄道の領域から、無過失責任の分野が拡大し、不法行為法ほか刷新されたのである。

45) Ib., S.132ff., S.133. 新規な科目や講座が、当初はおもに哲学部におかれたことについては、マールブルク大学の研究で述べたことがある。【歴史】41頁以下、52頁。

1831/36年	1836/41年	1841/46年	1846/51年	1851/56年	1856/61年
2395人	2793人	3131人	3080人	2819人	3525人
▽			▽減少		
1861/66年	1866/71年	1871/76年	1876/81年	1881/82年	1882/83年
4403人	4631人	6031人	8197人	9288人	9455人

以後、いちじるしい増加がみられる。

5 学位の変遷

(1) 学位の授与数には、学部ごとの特徴と大学ごとの違いが顕著である。つぎに、プロイセンの10大学の学位数を、以下の時代区分で検討しよう(5年ごとの平均、1年あたり。0.2というのは、5年に1人だけということである)。①1861/66年、②1866/1871年、③1871/1876年、④1876/1880年である。

神学部の学位授与数は絶対数が少なく、プロテスタント神学部では、10大学を合計しても、②0.2 ③0.4のみである。5年に1人か2人ということである。カトリック神学部も、①0.2 ②0.2だけである。かつて日本の文科系の論文博士の数は極端に少なかったが(10年とか20年に1人という割合で、奇妙なことに、各大学は授与数の少ないことを誇っていた)、それと類似しているともいえる。

これに対し、法学部全体では、①23.0 ②38.5 ③60.4 ④78.2である。ベルリン大学は、①12.2 ②13.4の学位を出していたが、③では4.0 ④4.5に減らした。これに対して多いのは、ゲッチンゲン大学である。① - ②14.0 ③42.6 ④64.5となり、② ③の時期、法学の学位は、7～8割をゲッチンゲン大学が出していたことになる。

医学部の学位は、①245.8 ②286.4 ③277.8 ④197.9と多い。4学部で最大である。ベルリン大学の出す数が多い。①138.4 ②106.6 ③91.2 ④74.2である。時代が新しいほど減少している。ゲッチンゲン大学は、②19.0 ③18.6 ④17.0と少ない。ベルリン大学について多いのは、グライフスヴァルト大学である(①34.0 ②35.4 ③49.6 ④24.7)。小規模校なので、学生数との比較では、より大となる。

哲学部の学位は、①131.6 ②174.7 ③217.6 ④219.5である。ここで多いのは、

ゲッチンゲン大学 (②47.7 ③75.6 ④63.0) とハレ大学 (①35.2 ②39.2 ③56.4 ④51.0) である。② ③ ④の時期、この両校で、ほぼ過半の学位を出している。ベルリン大学は、①30.2 ②16.2 ③13.6 ④22.0であるから、①こそ多いが、以後は減少している。

学位については、大学によっても、時期と学部によっても出す数が千差万別といえる。全分野では当然、大規模校であるベルリン大学が多い。①181.6 ②138.0 ③109.4 ④101.2 である。ボン大学とブレスラウ大学は、いずれの時期でも、ほぼ40台の学位をだしている。ゲッチンゲン大学も多く、②81.3 ③137.3 ④144.7 であり、ハレ大学も多い (①61.4 ②72.0 ③90.2 ④61.0)。神学部と法学部は、学位の授与が少ないというのが、プロイセンの大学の特徴といえる。

(2) 年代別では、①406.0 ②508.8 ③563.2 ④499.9 である。③の時期に多く、必ずしも後の時代に増加したわけでもない。ただし、法学の学位は、①23.0から④78.2に継続的に増加している。②から③の増加は、多数授与しているゲッチンゲン大学が、プロイセンの領域に加わったことによる (ヘッセン選帝侯国の併合)。医学部では、①245.8 から④197.9 に減少している。哲学部では、①131.6 ②174.7 ③217.6 ④219.5 と、6割の増加がみられた⁴⁶⁾。

学位数の変遷

	①	②	③	④	合計
プロテスタント神学部	--	0.2	0.4	--	0.2
カトリック神学部	0.2	0.2	--	--	0.4
法学部	23.0	38.5	60.4	78.2	200.1
医学部	245.8	286.4	277.8	197.5	1007.5
哲学部	131.6	174.7	217.6	219.5	743.4
合計	406.0	508.8	563.2	499.8	1977.8

46) Conrad, Anhang.Tabelle IVによる。学位数の詳細については、独法116号140頁参照。ライプツヒ大学との比較も詳しい。

法学の学位数

	①	②	③	④	合計
Berlin	12.2	13.4	4.0	4.5	101.2
Bonn	1.8	1.8	1.4	2.5	43.5
Breslau	3.2	3.6	2.2	2.3	39.3
Göttingen	--	14.0	42.6	64.5	144.7
Greifswald	2.4	0.8	4.0	1.3	35.8
Halle	2.8	2.8	3.8	1.0	61.0
Kiel	--	0.3	0.8	1.3	24.5
Königsberg	0.6	1.0	0.6	--	18.0
Marburg	--	0.8	1.0	0.8	26.8
Münster	--	--	--	--	5.0
合計	23.0	38.5	60.4	78.2	499.8

他学部は省略するが、ベルリンは、医学部の授与数が多く(①138.4 ②106.6 ③91.2 ④74.2)、ゲッチェンゲンは、医学部は少ないが、哲学部は多い(①-- ②47.7 ③75.6 ④63.0)。ハレの哲学部も多い(①35.2 ②39.2 ③56.4 ④51.0)。神学部は、いずれの大学でも少ない。

6 聴講生

(1) 聴講生(Hospitant)の中には、多様な勉学希望者がいた。たとえば、すでに国家試験に合格した医師、高度の教育を望む化学者、商人、デスクワークの被用者、農業技術者などである。学位、ハビリタチオンを取ろうとするレフェレンダーも入る。また、若い者では、入学資格のない者、老齢の年金をうける軍人や役人がいる。聴講生の制度は、再教育と、通常の入学資格のない者に対する補助的な教育に貢献した。

聴講生の資格を付与するのは、学長の権限であり、少なくともプロイセンでは、その資格取得は、特定のテーマと結合している必要はなかった。そして、資格をえれば、大学の会計課に謝礼を支払えばたりたのである⁴⁷⁾。

聴講生の多くは、ベルリン大学に集まり、ドイツ全体の77.4%にもなった。

これには理由があり、大学との関係では、工科大学の学生は、大学で聴講生になる権利を有した。場合によっては、大学の一定の講義をうける義務のあることもあった。たとえば、鉱山技師は鉱山法を、芸術家、建築技師者は、芸術史や技術史を大学で聴講することになるのである。専門大学は性質上、当該の専門家を集めても、大学ほど幅広い専門家を擁していないからである。また、時代の制約もあり、新しい講義科目では、十分な専門家がいなくても多かった。人口の多いベルリンには、関係する専門大学も多かったのである。

聴講生の中には、すでに自分の勉学の大半を終えている者も、大学教育を活用するための予備教育にしようとする者もいた。彼らは、専門教育の補完を求めたのである。もちろん、知的な娯楽とする者もいた。今日の大学と同様に、専門職の再教育の場合も、カルチャースクールの場合もあったわけである。近時の日本の大学院と比較すると、専門職としては留学生の受け入れだけで、日本人に対しては、聴講生はほぼカルチャースクールとなっている。

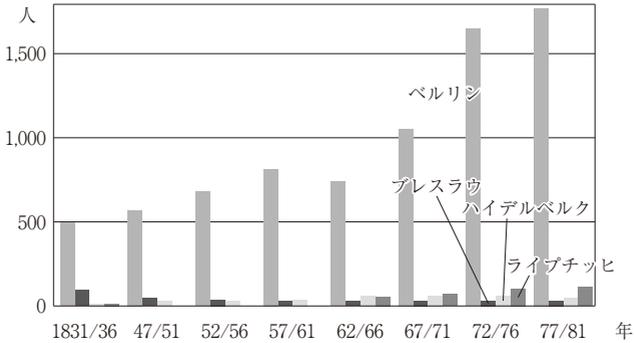
また、聴講生の資格は、北ドイツの大学の方が、南ドイツよりも積極的に与えられた。ミュンヘン大学では1877年、チュービンゲン大学でも1867年まで与えられることはなく、ヴェルツブルク大学やエルランゲン大学では、1881年まで与えられることはなかったのである。ハイデルベルク大学のみが、1842年から認めたにすぎない。北ドイツのベルリン、ブレスラウ、ポンは、いずれも1831年からこれを認めている⁴⁸⁾。

大学ごとの聴講生の数(薬学生を除く)

	31/36	47/51	52/56	57/61	62/66	67/71	72/76	77/81
ベルリン	488	565	673	806	735	1043	1643	1762
ブレスラウ	92	37	28	20	26	23	19	22
ハイデルベルク	-	19	21	33	58	58	57	38
ライプチヒ	-	-	-	-	45	60	95	104

47) Ib., S.151ff., S.152 Anm.1. 特別な資格も試験をうける必要もないのである。

48) Ib., S.152. 聴講生の制度が比較的新しいことは、独法116号114頁参照。とくに資格と試験制度に覆い尽くされたプロイセンで、大学入学資格の例外を作るための制度の1つとされた。



(2) 1877/81年に、ドイツの全学生 2万1830人のうち、聴講生は 2277人で、10.4%となった。古い時代には少なく、1830年代には、4.4%、1870年代には、7.9%であった。プロイセンの旧領域には比較的多く、1877/81年には、19.1%、1830年代には、10.3%、1870年代には13.7%であった。プロイセンは、聴講生の制度によって、勉学の多様化をはかったのである。あるいは、資格の厳格さをこれによって緩和する必要性が大きかったともいえる。他方で、伝統的な大学の形式にこだわる南ドイツの6大学には、1830年代には、聴講生はいなかった。1870年代でも、バーデンの専門大学だけであった。

オーストリアとの比較では、そこでも、非正規の聴講生は、重要な位置を占めていた。1876/81年の10学期に、オーストリアの大学の学生は、平均9174人であり、そのうち1400人(15.2%)は、非正規であった。1863年に、5379人の聴講生がおり、そのうち745人(13.8%)は、同様であった。ウィーン大学には、ドイツのベルリン大学ほどの集中はなかった。1880/81年に、非正規の聴講生は、16.5%だったのである⁴⁹⁾。

49) Ib., S.153. Hörerは、今日では非正規の聴講生を指す用語であるが、コンラートは、ここでは講義を聴講する学生全体の意味で用いている。また、Dozentも通常は私講師(Privatdozent)の意であるが、正教授を含めた教員全体の意味で用いられている。S.159ff.

7 専門大学と思想的背景、法の体系

(1) ドイツには、大学のほか、建築アカデミー、工科大学などといわれる専門大学(Hochschule)がある。大学が中世以来の伝統にもとづき哲学部と専門学部の分離した形式を保持するのに対し、専門学部だけで完結する方式による。もっとも、自然科学の諸講座は、大学においても哲学部の中で発展したことから(自然哲学)、専門家集団の養成を目的とした神学部や法学部、医学部とは異なり、哲学部の中だけで完結する。専門大学との相違は、ごく小さいといわなければならない。

そして、この相違から、法学と医学では、20世紀後半にならなければ、専門大学は出現しなかったのである(【大学】170頁)。20世紀の専門大学は、簡易な学位の取得という別の動機から生じた(国家試験の回避と自主的な卒業認定。留学生を集めることが重要な動機の1つであった)。しかし、自然科学の分野では、上記の相違から、大学の中において自然哲学の講座を充実させることと、自然科学系の専門大学を設立することに大差はない。また、手っ取り早い技術者養成のために、19世紀の前半から多くの技術系の学校が設立された。宗教改革時の速成の神学校の再来である(独法118号20頁)。1830年代には、プロイセンのほとんどの郡・プロビンツに工業学校(Gewerbeinstitut)が設立された。19世紀前半は、殖産興業政策の時代だったのである。19世紀の後半に、それを専門大学にするか、大学に取り込むかは、理念の相違によるだけである。しかし、技術系・工業系の学部は、専門大学と自然哲学部と、出自によって二分されることになる。

また、のちには、工科大学にも人文系の学部が追加されることもあり、中世の大学とはルーツを異にする大学が成立することとなった。たとえば、ベルリン工科大学に、人文や経済の学部が付加され、ドレスデン工科大学にも、教育や哲学の学部が付加された。工科大学といっても、自然系の学部のみで完結しているわけではない。シュトゥットガルト工科大学は、人文や経営の学科を付加してシュトゥットガルト大学となった。

(2) 19世紀の殖産興業政策に力のあったのは、プロイセンの官僚Peter

Beuthである。直接の工業、技術の推進だけではなく、その基礎になる教育を整備した点に特徴がある。目先の振興策にとらわれる官僚は多いが、その基礎となる知識の集積、しかも下部教育からの振興をはかった点が特徴である。凡庸な官僚は高等教育の充実だけを考え、あるいは教育費の名目で産業振興のためにパソコンをそろえるような副次的目的だけを考える。近視眼的な目的は見出しやすいからである。Beuthは、産業をも生み出す基礎能力の習得を考えたのである。その後、アジア・アフリカや南アメリカの後進国がいきなり大学の工学部を創設して、高等教育から開始しようとしたのとは異なる。産業には広い基盤が必要であることを理解しており、その後長く、ドイツの工業力の安定をもたらしている。教育のリターンは、必ずしも短期的・直接的ではない。

日本の工部省の前身、鉄道、造船、鉱山、製鉄、電信、灯台、製作、工学、勸工、土木などの各寮ができたのが、1871年であり（【変容】523頁）、工部省の工学寮は1877年に工部大学校に改称されて、1886年に、帝国大学に合併、工科大学、工学部となった。ほぼ同じ時期、司法省法学校も、1875年に設立され、1884年に、帝国大学に合併、法学部のフランス法学科となった。

上記の (Christian) Peter (Wilhelm) Beuth (1781.12.18-1853.9.27) は、1781年に、オランダとの国境近くのKleveで生まれた。父は、医師であった (Johann Gisbert Beuth)。1798年から、官房学の盛んなハレ大学で法律学を学び、1801年からプロイセンの官吏となった。1810年、ナポレオン戦争中にシュタインとハルデンベルグの国制改革のプロセスで設置された緊急改革委員会 (Kombinierte Immediatkommission) のメンバー、1811年に、財務省の上級税務顧問官、1813年に、Lützowschの義勇軍の将校、1814年に、高級財務顧問官、1820年に、ベルリンの工業学校 (Gewerbeinstitut Berlin) を創設し、みずから校長 (1821, Königliches Technisches Institut; 1866, Königliche Gewerbeakademie; 1879, Königliche Technische Hochschule) となった。同校は、のちのベルリン工科大学の前身校である (1946, Technische Universität Berlin)。1821年に、国事顧問官、1825年から、内務省に勤務し、1830年に、上級政府顧問官、1837年に、財務省の局長、1844年に、真正の枢密顧問官。長く、プロイセンの殖産興業政策を推進し、とくに工業、技術の発展に力を注い

だ。1845年に引退し、1853年に、亡くなった⁵⁰⁾。

19世紀の工業学校や技術学校の発展は、プロイセンの教育改革のうち、従来の研究で比較の見逃されてきた分野である。多額の予算は、たんに大学の自然系分野に対してだけではなく、専門の技術・工業大学にも支出されていたのである。ある意味では、半世紀ほど時代的に先行していたものの、明治の日本の殖産興業政策の先駆者でもある。19世紀前半はドイツも急激な殖産興業の時代だったのである。明治の日本は、こうして完成していた大学のイメージをそのまま取り入れた。理工系優先もこの時代の産物である（科挙にみられる中国式であれば、文系優先であろう。科挙を中軸とする諸国は、工芸家、技術者を尊重しない。他方、日本には、絵師、工芸家、工匠、技術者を尊重する伝統があり、科挙も導入されなかった）。日本にも、殖産興業の基礎はあったといえる。

しかし、日本では、大学が先行し、中等学校以下が後発であるとの逆転があり、国家主導の重工業とそれ以外の分野のギャップが長く残ることになった。日本では、のちに工業、農業、商業などの専門学校や師範学校が整備され、それらは、戦後の新制大学の基礎となった。まず、お雇い外国人が大学を形成して、ついで、外国に留学した日本人の承継者が学生を養成し、さらに、大学の卒業生が、これらの専門学校の教師となったからである。

(3)(a) 専門大学(Hochschule)の対象は、鉱山技師、森林関係者、農業技術者などの学校の高度化である。また、工芸学校もある。そこで、のちの技術専門学校や工科大学にも、その前身となる組織があることが多い。ゼロからの出発ではない。伝統的な大学(Universität)ほどではないにしても、沿革はかなり古い。

中でも著名なドレスデンとカールスルーエの技術学校(Polytechnik)は、1820年代に発足したが、専門学校の形式にすぎず、「専門大学」となったのは、それぞれ1851年と1863年にすぎない。シュトゥットガルトの学校も、1832年に発

50) Vgl. DBE 1 (1995), 503; Karmarsch, Karl, Beuth, Peter, ADB 2 (1875), S.588; Haussherr, Hans, Beuth, Peter, NDB 2 (1955), S. 200f.

足したが、伝統的な工業の学校にすぎず、1840年ようやく技術学校となったのである。ハノーバーでも、1830年に高等工業学校が設立されたが、1845年に、技術学校となった。ダルムシュタットでは1868年に、ブラウンシュヴァイクでは1872年に、ミュンヘンでは1868年に、それぞれ専門大学として発足している。

プロイセンでは、のちに技術学校に統合された建築や工業アカデミーは、1820年代の終りか30年代始めに発足している。地域的な差異もあり、アーヘンでは、ようやく1870年である。カッセルのものは、当初専門大学の性質を有したが、その後、逆に専門学校となっている。形式にはあまり意味がない。スイスでも、1854年に、チューリヒに技術学校が設立された。それは、当初から多くのドイツからの学生を集めている⁵¹⁾。現在の著名なチューリヒ連邦工科大学の前身である(1900年に、アインシュタインが卒業。独法118号24頁)。以下は、著名な専門大学の一覧である。

シュトゥットガルトは、自動車産業のBenzのお膝元であり、ベルリンでは、電気産業のSiemensや鉄道機械のBorsig、エッセンでは、鉄鋼業や兵器産業のKruppが、ルールでは、機械、鉄道、橋梁産業のHarkortが著名である。いずれも、19世紀に起業、急成長している。ルールは、産業部門で世界遺産となっている(炭鉱業遺産、Zeche Zollverein, Essen, 2001)。沿革や地域的均衡が考慮されることもあり(ドイツでは、ラントや州)、必ずしも必然的ではないが、大学と所在地の関連は強い(ギーゼンやミュンヘンのLiebigと化学産業、イェナと光学機器のツァイスの関係については、【変容】378頁、417頁)。

51) Conrad, S.153ff.S.155. 工学の教育の発展については、Rüegg, S.488ff. より一般的には、ib., S.488. Vgl. Lexis, Das technische Unterrichtswesen, Unter Mitwirkung zahlreicher Hochschullehrer (Das Unterrichtswesen im Deutschen Reich ; Bd. 4), 1904. (総論的検討のほか、各論として、ドイツの各工科大学の詳細も検討している)。イギリスでも、工科大学のような新たな大学は、1870年代から設立された。Rüegg, S.217. スイスの大学の中でのチューリヒ工科大学の特殊性(連邦によって管轄される)については、独法118号24頁。

専門大学の設立年度と1872/82年の平均学生数

ドレスデン工科大学	1828年	583人
カールスルーエ工科大学	1828	495
シュトゥットガルト工科大学	1828	660
ハノーバー工科大学	1828	635
ベルリン工科大学	1848	1337
ミュンヘン工科大学	1868	1090
ダルムシュタット工科大学	1868	210
アーヘン工科大学	1870	350
ブラウンシュヴァイク工科大学	1872	198 (1877/82年の平均)
全体		5558
チューリヒ工科大学	1854	911

専門大学の学生数は、1870年代に最大となったが、その後減少した。そのまま増加しなかったのは、大学への改組が進んだからである。また、性質上、人数を増員して大規模化することもできない。技術系の専門大学がほとんどで、社会科学系の専門大学が発足するのは、20世紀の後半からである（【倫理】322頁）。

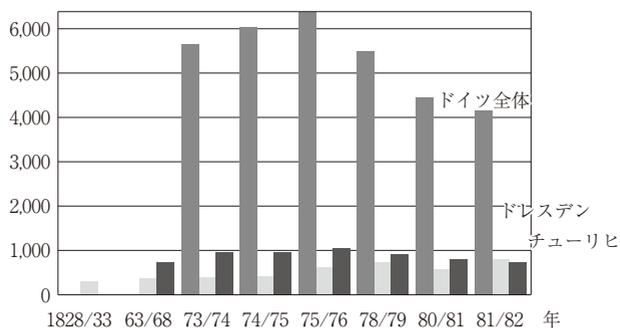
また、既存の大学でも、技術系の学部や講座の充実が図られた。地理学者のアレクサンダー・フンボルトはフランクフルト（オーダー）やゲッチングンの各大学のほか、フライベルクの鉱山学校で学び、その学校はのちに鉱山工科大学となった（【歴史】642、後注55）をも参照。そして、フンボルトによってギーゼン大学に推薦されたリービッヒ（Justus Liebig, 1803.5.12-1873.4.18）は、同大学で数々の業績をあげた（【変容】417頁）。リービッヒは、クロロホルムや有機化合物の構造を発見し、化学肥料の発明でも著名である。有機化学の基礎を確立したのみでなく、近代的な化学教育の体系をも構築し、ドイツの大学の教育法に大きな影響を与えた。その弟子ホフマン（August Wilhelm von Hofmann, 1818.4.8-1892.5.5）も、アニリン、ローズアニリンの研究など、広範囲の有機化学の業績をあげた（日本からの留学生もいる）。それらの成果は、ドイツの化学産業や食品産業を急速に発展させた。設立者の王侯を正式名称と

することの多いドイツの大学の中で、ギーゼン大学は、例外的にこのリーベツヒを名称とする（Justus-Liebig-Universität Gießen. Vgl. DBE 6 (1998), 384; Ladenburg, Albert, Liebig, Justus Freiherr von, ADB 18 (1883), S.589ff.; Priesner, Claus, Liebig, Justus Freiherr von, NDB 14 (1985), S.49ff.）。

以下に、代表的な工科大学であるドレスデン工科大学と、スイスのチューリヒ工科大学の時代的な変化を付加する。スイスには、チューリヒ工科大学しかなかったことから、一時的にかなりの学生数を数えている⁵²⁾。

工科大学の年度間の平均人数

年	28/33	63/68	73/74	74/75	75/76	78/79	80/81	81/82
全体	-	-	5735	6044	6483	5580	4503	4226 人
ドレスデン	282	360	366	395	584	729	545	777
チューリヒ	-	744	951	962	1014	903	791	741



オーストリアでも、専門大学の変遷については、ドイツと同様の傾向がみられる。以下のように、1870年代に最大値を生じ、そのあと減少に転じてい

52) Ib., S.155. 20世紀の専門大学については、【大学】170頁以下参照。

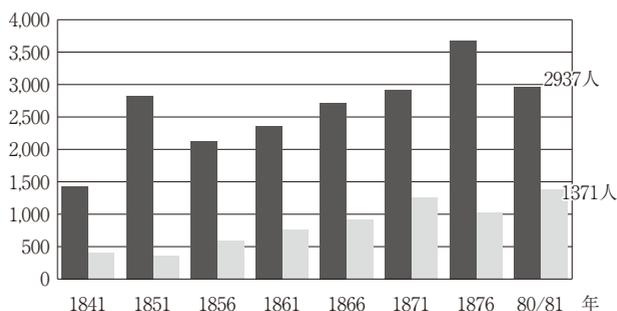
成立の早い工科大学であるドレスデン工科大学については、Petschel, Die Professoren der TU Dresden 1828-2003, 2003. なお、近時では、ドイツ語圏には150以上の工科大学と工学部がある。Westerwelle, Die besten Universitäten und Fachhochschulen für Ingenieure, Deutschland, Österreich, Schweiz, 1997.

る⁵³⁾。

技術学校と商業学校の入学者(オーストリア)

年	1841	1851	1856	1861	1866	1871	1876	80/81
技術	1413	2799	2092	2341	2708	2912	3663	2937人
商業	376	309	566	748	883	1251	1005	1371

(それぞれTechniker, Handelsakademikerが対象である)



(b) 工科大学といっても、工業系の教授ばかりではない。大学研究の基礎統計の研究者でもあるオイレンブルク (Franz Eulenburg, 1867.6.29-1943.12.28) もいる。Die Frequenz der deutschen Universitäten von ihrer Gründung bis zur Gegenwart, 1904 (Neud.1992). (Des XXIV.Bandes, Der Abhandlungen der Philologisch-Historischen Klasse der Königl.Sächsischen Gesellschaft der Wissenschaften No II, mit einer Karte und 8 Graphischen Darstellungen). 専攻は、国民経済学であり、国民経済学者が、統計的手法でドイツの大学を分析した点では、ハレ大学のコンラートと共通している。ドイツの大学の官房学は、19世紀の技術系大学の先駆となった点において、重要な意義を有する。18世紀のハレ大学やゲッチング大学、エルランゲン大学が先駆である。

53) Ib., S.157. 1870年代には、ドイツやオーストリアだけではなく、スイスやイギリスでも技術系の大学や専門大学、学校が増加した。同時期の自然科学の発展をうけてのものである。これを産業に結び付けることが各国の課題となったのである。電磁気学の意義を問われたファラデーが、いずれその成果から税金がとれるだろうと聞いたことが象徴的である。

オイレンブルクは、1867年に、ベルリンで生まれた。プロテスタントであった。ベルリン大学で、国民経済学、歴史、哲学を学び、1892年に、学位。1896年から98年、商業に従事した後、ベルリンとブレスラウの統計局の学術補助員、1899年に、ライプツヒ大学の Bücher の下でハビリタチオンを取得。1905年から、アーヘン工科大学の員外教授、1917年から正教授となった。1919年に、キール大学、1921年に、ベルリン経済大学、1935年に退職するまで、そこに勤めた。1943年に、ベルリンで亡くなった。

シュモラーの弟子として経済史の勉強から始めて、統計、とくに史的統計をおもに行った。学術の一般理論の研究に優れ、新たな哲学的見地からの批判的分析と論知的な研究で、社会法則の定立を探った。統計的な法則と歴史の法則化に優れている。それによって、国民経済学の理論化に寄与した。「最近10年の価格上昇」(Preissteigerung des letzten Jahrzehnts, 1912) から始まり、大著「現代経済の価格形成」(Die Preisbildung in der modernen Wirtschaft, 1925) にいたる。1920年代には、外国取引論と外国取引政策に関心を移した。「外国取引と外国取引政策」(Außenhandel und Außenhandelspolitik, 1929)。最後の大作である「一般国民経済の理論」(Allgemeine Volkswirtschaftspolitik, 1938) で、国家と経済の関係について研究した。業績は多いが、経済学関係のため省略する (Vgl. Jahn, Georg, Eulenburg, Franz, NDB 4 (1959), S. 684)。

(4)(a) 専門大学の講義内容には、伝統的な建築系と、比較的新しい技術・工学・化学系がある (ベルリン工科大学も、Berliner Bauakademie と Königliche Gewerbeakademie の統合である)。1880/81 年の技術者の内訳をみると、技術学校に1015人 (34.5%)、建築学校に250人 (8.5%)、機械工学学校に571人 (19.4%)、化学技術学校に709人 (24.2%)、その他392人 (13.4%) となる。これは、1876/77 年では、それぞれ1518人 (44.5%)、276人 (8.1%)、471人 (13.8%)、418人 (12.3%)、725人 (21.3%) となっている。

機械工学と化学技術での伸びがいちじるしく、とくに後者は、短期間であるにもかかわらず、倍になっている。この時代のドイツ・オーストリアの化学への人材養成が大きかったことを示している。これは、20世紀初頭のドイツの化学分野の発展を基礎づけている。人材投資の重要性と成果が出るまでに時間が

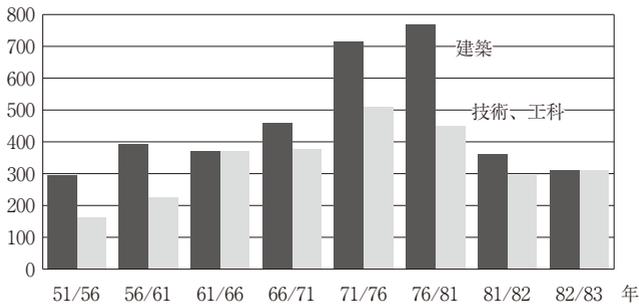
かかることをも示している。

ドイツに関しては、工科大学内部の詳細が分かるのは、ベルリン工科大学の例である。ここでも、伝統的な建築の増加よりも、技術・工科系の増加がいちじるしく、1850年代に、ほぼ半分だった技術・工科系は、1880年代には、建築系とほぼ同数となった⁵⁴⁾。

建築アカデミーと技術アカデミー (所属学生数)

年	51/56	56/61	61/66	66/71	71/76	76/81	81/82	82/83
建築	289	389	369	455	714	763	357	310 人
工科	159	224	366	372	506	446	296	306

Bauakademie Gewerbakademie oder techn.Hochschulen



54) Ib., S.158. 前述(注11)のシュトゥットガルト大学は、その前身は工科大学である。古都にチュービンゲン大学、州都に工科大学という形式(ヴェッテンベルク)は、古都で商都のライプツヒヒ大学と州都のドレスデン工科大学という配置のザクセンと同様である。前注11) 参照。

本文(4)(b)のHobrechtについては、DBE 5 (1997), 78; Thienel, Ingrid, Hobrecht, James, NDB 9 (1972), S. 280f. 兄のArthurについては、DBE 5 (1997), 78; Rarisch, Ilse, Hobrecht, Arthur, NDB 9 (1972), S. 280. また、ベックマン(1739-1811)・西洋事物起源(2、特許庁内技術史研究会訳、1999年)135頁以下では、「道路の舗装と清掃」が主題となっているが、清掃の大半は下水処理の問題となっている。原題は、Johann Beckmann, Beyträge zur Geschichte der Erfindungen, 1780-1805. そこでは、1841年のベルリンの下水溝の不備とシュプレー川の不潔が述べられている(153頁)。

ベックマンは、ゲッチンゲン大学教授で、著名な経済学・官房学者である。Vgl.

(b) 専門大学内部の推移も重要である。建築と技術の専門大学は、いずれも増加はみられるが、とりわけ技術、工科、化学部門はほぼ倍増し、割合のうえでも建築部門とはほぼ同割合になった。1870年代の増加は、この時期の戦争の影響であろう。近代戦がしだいに技術戦になったことの反映である。

また、建築といっても、伝統的な建物だけではない。道路、集合住宅などの都市計画も含まれる。都市化と人口増大の時代だったからである。さらに、鉄道の基礎となる橋梁、トンネル、駅舎、道路のほか上下水道、ダムや発電所、電気・ガス施設などの近代のインフラストラクチャーが包含される。科学・大学と産業は、相呼応して進展したのである。要塞などの特殊建造物は古くから注目されたが、民生用のインフラの発達は、19世紀の特徴でもある。さらに、ハードだけではなく、都市衛生や環境のようなソフトにも関係している。

近代的都市政策の先駆者 James Friedrich Ludolf Hobrecht (1825.12.31-1902.9.8) も建築アカデミーの出身である。彼は、1825年に、東プロイセンの Memel で生まれた。父親は、農場主であったが、経済顧問官となり、ケーニヒスベルクに移った。彼は、ベルリンの建築アカデミー (Bauakademie) で学び、1849年に、工事監督 (Bauführer) の試験に合格し、ベルリンの建築協会に入った。実務の傍ら、農業技術や建築技術を学び、1857年に、Küstrin-Frankfurt (Oder) の鉄道区の建設に携わり、1858年には、水道、道路、鉄道建設のマイスター試験に合格し、政府の建築主事 (Baumeister) として、政府の建築警察 (Baupolizei) に入った。官憲国家のプロイセンでは、建築の監

Klinkowstroem, Carl Graf von, Beckmann, Johann, NDB 1 (1953), S.727f.; Karmarsch, Karl, Beckmann, Johann, ADB 2 (1875), S.238f. 都市環境の整備は、感染症の予防にもなったことから、病理学者の Rudolf Ludwig Karl Virchow (1821-1902) や衛生学の権威 Max Josef von Pettenkofer (1818-1901) によって、公衆衛生の改善が唱えられ、上下水道の整備が唱えられた。ギールケの両親がコレラで亡くなったように (1855年)、19世紀の都市は、感染症の巣窟であった。Pettenkoferは、ギーゼン大学の Liebig の弟子でもあり、医学と化学の双方に精通していた (前者は、ミュンヘン時代の森鷗外の師でもある)。【変容】 417頁。Virchowについては、【歴史】 623頁、【変容】 174頁。

査は、警察の部門に属した。

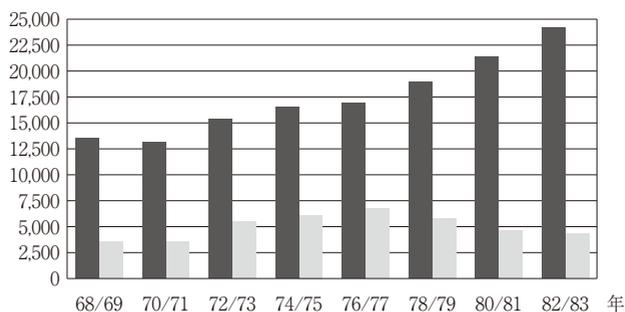
1859年から、ベルリン近郊の都市計画の委員会の長となった。その後、ハンブルク、パリ、ロンドンを視察し、新しい運河と下水システムを研究した。彼の都市計画は、Hobrecht-Planと呼ばれ、環状と市外への幹線道路で市内と郊外を結合するものである。今日までベルリンの都市計画の基本構造をなしている。1861年には、シュテッチンで上水道の整備をし、下水道のシステムをも構築した。1869年に、ベルリンの下水構造を12本の放射線状のシステムに変更した。12地区に地下の下水溜めと浄水場をおき、家庭排水や雨水は、浄水場を経て、郊外の灌漑農地へ導かれる。都市下水の整備と循環・回収は、植物の成長に関するLiebigの肥料に関する知見にもとづいている。これにより、ベルリンは当時の世界でもっとも衛生的な都市となった。ベルリン以外に、ポツダム、モスクワ、短期間来日した東京、カイロなどにも下水システムを整備したのである。1873年には、兄のArthur Hobrecht(後述)がベルリン市長となったことから、都市計画が進展した。都市建築主事(Stadtbaurat)となった。その後継は、Carl Theodor Rospattである。また、シュプレー河岸壁の建築によって、ベルリンは、市内まで船の航行が可能となった。1872年から74年には、自分の出た建築アカデミーで教えた。1897年に引退し、1902年に、ベルリンで亡くなった。

法律の世界では、兄の方が著名である。Arthur Hobrecht (1824.8.14-1912.7.7)は、ダンチヒ近郊のKobierczynで生まれた。ケーニヒスベルク、ライプツヒ、ハレの各大学で法律学を学び、1844年から司法研修についた。1846年から行政職。1860年、プロイセン内務省。1863年からブレスラウ市長。プロイセン上院の議員、1873年から78年、ベルリン市長。1878年プロイセンの財務大臣、1880年、下院議員。自由国民党に属した。1881年に、党幹部会員、1885年には、党総裁となった。1912年に、ベルリンで亡くなった。

(5)(a) 大学と工科大学の学生数を比較すると、以下のようになる。ドイツ全体のそれぞれの学生の合計数の比較である。

大学と工科大学の学生数の比較

年	68/69	70/71	72/73	74/75	76/77	78/79	80/81	82/83
大学	13,424	13,005	15,201	16,413	16,891	18,808	21,209	24,000 人
工科	3,365	3,309	5,343	6,044	6,588	5,580	4,503	4,226*



1880年代から工科大学の学生数が増加しなくなったのに対し、大学の学生数は、1880年代以降、継続的に増加している。これは、即効性の専門大学よりも、大学を充実させる方向に転換されたことによっている。科学や工学への志向が減退したことによるのではなく、方法の転換にすぎない。基礎を重視する思想の反映ともいえる。専門大学の大学への改編も影響している。

工科大学の在籍者の数が最大になったのは、1876年と1877年である。大学では、その時にあまり増加していない。前者は、1882/83年には、4000人台となり、2000人も減少した。また、商業や芸術アカデミー、工業学校による多様化もあったのである⁵⁵⁾。

(b) 専門大学にも多様なものがある。しばしば法律家の経歴にも登場するが、工科専門大学 (Technische Hochschule) のほか、森林アカデミー (Forstakademie)、鉱山アカデミー (Bergakademie)、獣医専門大学 (Tierärztliche Hochschule)、農業専門大学 (Landwirtschaftliche Hochschule)、商科専門大

55) Ib., S.159. ただし、アカデミーや各種学校が基礎になって大学が設立され、あるいは新学部が設立される例もあった。

学 (Handelshochschule) などである。アカデミーは、「専門大学」とほぼ同様に用いられる。

数的には、工科専門大学がもっとも多く11であるが、ほかは、それぞれ4、3、5、5、7校にすぎない。大学は、帝政末期には、24である (Posenが帝政期の最後である。1519年のギムナジウムが源であり、1903年にアカデミーが設立され、1910年に大学と同等となった)⁵⁶⁾。合計すれば、専門大学は35にもなり、数では大学を超える (大学は、1912年に24)。日本の旧制専門学校 (高等工業学校、高等商業学校、高等農林学校など) のモデルとなり、日本でも各地で設立され、戦後の新制大学の源泉の1つとなった (師範学校などと合併して新制大学となる)。

(6)(a) プロイセンにおける実践的精神の高揚は、日本にとっても無縁ではない。それは、殖産興業という技術面の進展に寄与したが、国家における法の観念にも影響している。

人の普遍的性質と理性をもって法の基本とする自然法思想は、法が民族や社会と不可分の性質を有するとする歴史法学 (サヴィニー) によって批判された。しかし、歴史法学によって19世紀の法を構築する具体的な方法については争いが残った。

民族精神によるローマ法の探求を求めるサヴィニーの思想は、プロイセン支

56) 専門大学については、Hoeber, aa.O.(前注5), S.154ff., 178ff., 183ff., 186ff.,190ff., 196ff. Posenのアカデミーについては、ib., S.152. 帝政ドイツでは、最後の新設の大学であった。ケルンの商科専門大学については、Asmuth, Die Studentenschaft der Handelshochschule Köln 1901 bis 1919, 1985 (Studien zur Geschichte der Universität Köln, Bd.1).

前注5) のKarl Hoeber(1867.2.8-1942.11.5) は、カトリックの文筆家である。Nassauの家系で、1887年から、ハイデルベルク、フライブルク (ブライスガウ)、シュトラスブルクの各大学で哲学と歴史、法律を学び、1891年に、ドイツ語、歴史、ラテン語で高等教職の国家試験に合格、シュトラスブルクのギムナジウムで教え、1905年に、メッツで教員学校の校長。1907年に、ケルンの雑誌 (Volkszeitung) の主筆となった。カトリックのジャーナリストとして活動 (政治的には、中央党)。1942年に、ケルンで亡くなった。GND: 11692277X

配下のドイツの法と社会には、必ずしも合致するものではなかった。ゲーテと同様に、帝国自由都市フランクフルト（マイン）で生まれたサヴィニーの民族精神は、ローマ法を継受した神聖ローマ帝国をモデルとしたものであり、近代以前のものにすぎない（近代以降では、プロイセンよりもオーストリアにより適合的である）。

むしろ、プロイセン国家の要請に答えたのは、ヘーゲル哲学であり、ベルリン大学の哲学部からドイツの思想界を覆った。ヘーゲルの影響は、他の大学にも及んだが、ベルリン大学の法学部では、サヴィニーの権威が高いことから、サヴィニーの影響力は衰えなかった。ヘーゲルの愛弟子のガンズが法学部の教授陣に入っても、サヴィニーの権威は続いた（ヘーゲルもガンズもベルリン大学の時期は、意外に短い。後掲図2のほか、【歴史】492頁）。サヴィニーが当時としては高齢まで、プロイセンの司法で高い地位を維持したことにもよる。彼は、プロイセンの国務顧問官（1817年）やライン・プロビンツ上級裁判所判事（1819年）、ALR改定の委員会委員（1820年）でもあった。1842年には、大法官（Großkanzler）、立法担当大臣（Minister für Revision der Gesetzgebung）となり、プロイセン王権による庇護には厚いものがあつた（Friedrich Wilhelm IV）。早世したガンズ以外に、正面から彼に楯突いた者はいない⁵⁷⁾。

57) Vgl. Braun, Eduard Gans (1797-1839) - ein Streiter für den „Glaube der Menschheit an heilige uralte Rechte“, NJW 1995, 275. ヘーゲル自身も、必ずしも自然法をすべて否定したわけではなく、歴史法学が歴史的な正当性のみを重視し、理性的な正当性を考えないことを疑問とする。理性的な国家理念を重視するからである（その国家は、啓蒙的モデルではなく、現実モデルである）。ただし、直接サヴィニーを否定するものではない。民族精神の位置づけは異なり、法の根源的な源ではなく、理性的な国家意思を具体化するものにすぎない。重視されるのは、慣習ではなく、立法であり、プロイセンの近代化である。シュタイン（Heinrich Friedrich Karl vom Stein, 1757-1831）・ハルデンベルク（Karl August Fürst von Hardenberg, 1750-1822）の改革も否定されるものではない。Humboldtや Beuthの教育改革もその延長に位置づけられる。

サヴィニーも、チボーに反対する限りでは、ALRの優等性にふれる。しかし、これは、啓蒙的な革新への反対のために対抗軸をもちだしたにすぎない（あるいは普

しかし、内実は必ずしも単純ではない。ヘーゲルは、大立法者の産物であるALRを評価し（Friedrich Wilhelm IIは、位1786年-1797年。法典の大筋は、Friedrich der Große,位1740年-1786年の産物である）、そのALRは、19世紀を通じて100年以上もドイツの実務を支配したのである。ここに自然法的法典の歴史法学的解釈が発生し、その確立まで実務と理論の乖離が生じたのである。ドイツに特有な二段階法曹養成制度の一因ともなった（大学ではローマ法を教え、ALRは司法研修で教えられた）。また、ベルリン大学の法学部でも、ガンスのほか、デルンブルクやグナイストらのユダヤ系法学者がいた。とくにグナイストは、ビスマルクのブレーンとなり、プロイセン国家に適合した法を求めた。ユダヤ系法学者にとって、サヴィニエ流の民族精神は無用な概念であったから（民族精神は、サヴィニエにとっての一種の信仰にすぎない。ユダヤ教徒にとっては、別の信仰があり、これは改宗の有無に関わらない）、法形成の上では、ヘーゲル流の国家哲学、官僚主義的手法が用いられた（出自は異なる）。民族精神は、奉られるべきスローガンと化し、官僚主導の殖産興業政策の障害とならない法のモデルが追求された。法学の分野のみがヘーゲル哲学から無縁であったわけではない。他大学の状況も同様である。ガンスが比較法学の先駆といわれるのも、比較による多様な価値を相対化するからである。ガンスの手法は、実定法では、ラーベルによって承継され具体化されることになる。

ヴィントシャイトの体系もそのような微調整を経たものと理解することができ、それゆえ支配的なものとなったのである。ロマニステンといっても、たんにローマ法による民族精神のみを追求したわけではない（ただし、法律家によっては法史と解釈学を混同する者もいた。サヴィニエの権威を取り違えてはなら

通法との共存をドイツ的慣習とみる）。これに対し、ヘーゲルは、プロイセン国家の意思の体現としてALRを肯定している。その批判は、基礎となった啓蒙的自然法（既存の国家と異なる理想国家を肯定する）に向けられており、既存の国家と立法そのものは肯定され、法典の改正にも積極的である。現実主義者のヘーゲルにとって、過去の法そのものに理想を見出すよちはない。解釈学者の中には、現代的変遷への功績をすべてサヴィニエに求めようとする者がいるが、過大評価である。法律の分野のみでヘーゲルの影響を過小に評価することはできない。

ない)。とりわけユダヤ系法学者は、いたずらに、法史研究を現代法に混在させることはなく、実務にそくして解釈学の体系を追求した⁵⁸⁾。追求されるべきものは、「現代ローマ法」であり、古典ローマ法ではない。従来、サヴィニーのみが祭り上げられ、ユダヤ系法学者の功績は、不当に過小評価されている。概念法学も、当時の現実社会を反映したものであり、決して没価値なものではない。概念法学批判は、たんに概念法学が没価値なことではなく、隠された価値観や没価値を装うことに向けられるべきものである。

また、ゲルマニステンにとっても、民族精神は、そもそもローマ法ではなく、現代ゲルマン法、つまりプロイセン社会に適合する法そのものだったのである。さらに、ラーレンツに代表されるように、のちのキール学派もヘーゲルの系譜をひいている。しかも、キール学派によれば、民族精神は、歴史的に発見される静的な存在ではなく、全体主義国家の指導精神といった動的機構に変質する。

58) サヴィニーの民族精神と後代のその変質については、かつて検討した。【法学上の発見】244頁、250頁、285頁、339頁。サヴィニーの権威は高くても、過去の人となった。一例では、ローマ法の危険負担論が、歴史的な債権者主義に固執したのに対し、ドイツ民法典は、草案段階から引渡主義に転換した。理由書は、ゲルマン法を理由としているが、実質は、自然法であった。【危険負担の研究】301頁以下。普通法の修正の理由は、カノン法とも自然法ともいえるが、その根底には、国家適合的な解釈への思想があったものと考えることができる。そこで、きわめて強固であったはずのローマ法の危険負担の債権者主義は、ドイツ民法典の起草にさいして、何ら問題なく引渡主義に転換されたのである。類似の現代的転換は多くあり、それらは「ドイツ法」が根拠とされる。つまり、現代ローマ法は、古典ローマ法とは異なり、現代ドイツ法ということである。サヴィニー自身が、「現代ローマ法」といっているのは示唆的である。Vgl.Savigny, System des heutigen römischen Rechts, 8 Bände, 1840/49. ゲルマン法のモデルも、しばしば現存のプロイセン国家の法制度であり、現行法の価値観が法史に反映されているのである。独法104号6頁、30頁参照。

また、ラーレンツとヘーゲル研究については、【法学上の発見】477頁、ナチスの民族精神については、同482頁。指導者の国家指導を提唱するキール学派にとって、ヘーゲルは、親和性が高かったのである（もっとも、具体的指導者と国家意思は必ずしも同一ではない）。

指導者の体現する国家意思に仕えるものとなった。(【歴史】482頁)。西欧的な「法の支配」よりも、「悪法も、法は法」とする法規実証主義への変質の契機となる。

(b) 形成されたドイツ民法は、素材の性質上、ローマ法的であったが、当初の民族精神とは無関係なものとなった。他方、ゲルマン法的でもない。法素材のみからすれば、慣習法地域の法が半ば以上考慮されたフランス民法の法が、よりゲルマン法的である。とくに第一草案は基本的にロマネステンの産物であるとされ、ゲルマネステンの反対をうけて、第二草案による修正が必要となった(売買は賃貸借を破らずのテーゼや安全配慮義務など)。こうした融合が可能なのは、現実主義的な法観念にもとづくからである。

もともと、ドイツ民法典の成立の過程で、概念的な欠陥も露呈した。たとえば、不能概念の狭小性である。積極的契約侵害の理論によって、これに対処したのは、ユダヤ系弁護士シュタウプであった。実務家という側面のほかに、実務重視の法観念が基本になったことが、この理論を提唱させたのである。従来ほとんど無視されているが、エールリッヒ以前に、解釈学に法社会学的方法を確立させたといってもよい⁵⁹⁾。法社会学は、入会権のような法の周辺的分野にだけ求められるべきものではない。そして、契約締結上の過失は、ゲッチンゲン大学のイェーリングの理論である。実用に即した民法理論は、伝統的ローマ法の外からもたらされたのである。キップの二重効とゼッケルの形成権も、その出自は従来の実務であり、その確認である⁶⁰⁾。

59) シュタウプは、従来、積極的契約侵害論の提唱者としてのみ著名である。実務家であったことから、不当に冷遇されている。比較的早世したことにもよる。スイス債務法の起草者ムンツィンガーと似ている。しかし、シュタウプは、時代の思想の体現者でもあったのである。独法119号163頁以下、198頁参照。

60) 法学上の発見のうち、二重効と形成権は、新たな権利を付加するものではなかった。また、ラーバントによる代理と委任の区別についても同じことがいえる。【法学上の発見】128頁。これに対し、積極的契約侵害、行為基礎論、契約締結上の過失は、新たな権利を積極的に基礎づけるものであった。また、ギールケの安全配慮義務の考え方も、概念法学の修正であり(この場合の概念法学は、社会的諸価値を捨象して、

(c) 法の解釈にも、ヘーゲルのな実在機構重視の流儀が一般化した。第一次世界大戦は、法と社会の乖離を露呈させたから、新たな法形成が必要となった。行為基礎論は、ライプツヒ、エルランゲン、ゲッチンゲン各大学を遍歴したエルトマンの産物である。ベルリン大学においても、第一次世界大戦後は、ラーベルや M. ヴォルフ、シュルツなどのユダヤ系法学者が多数を占め、実践的解釈に携わった。ラーベルは、新しい給付障害の基礎を築いた。そして、ラーベルの体系は、国際的な不動産売買の条約やドイツの2002年の債務法現代化法の源泉の1つとなっている。また、帝政の崩壊をうけ、法のモデルは、プロイセン官憲的なものからワイマール共和国の市民的なものに転換された。比較法的手法は、価値の多様化と転換に有用であった（ドイツと日本の法律家の関係については、図2参照）。

法社会学のエールリッヒが登場したのもこの時期である。彼は、第一次世界大戦中にオーストリア・ハンガリー帝国の辺境のチェルノヴィッツからスイスに逃れ、戦後に末弘巖太郎はそこで彼に会った。末弘の概念法学批判は、こうした土台に基づいている。プロイセン的な官僚主導の概念法学に対する批判というべきであり、代わりに、ワイマール共和国の市民的な解釈が採用された。1920年代にドイツ流解釈が主流となったことから、小市民的であるという日本民法の特徴は、こうした土台の上に築かれた⁶¹⁾。末弘とエールリッヒの会合の

単純な権利の体系を目ざすものであり、19世紀の初頭には、近代資本主義の形成の価値観となった。決して無価値で判断するものではなく、多元的価値を否定するという価値観を秘めていたのである)、多様な社会の価値を認めるものであり、新たな権利の形成に寄与した。過去を志向しない点で、サヴィニーよりも、ヘーゲルの価値観の系譜に連なるものである。法人実在説も、この系譜の当然の産物である。法社会学の先駆ともいえる。カノン法、自然法、ゲルマン法というローマ法に対する対抗概念には、継続性がある。

61) 【変容】488頁。末弘の功績は、判例研究の評価というだけではなく、官僚主義的・伝統的な概念法学よりも、社会適合的な解釈を重視した点にあるというべきである。また、それが労働法などの彼の戦後の行動にも影響しているのである。ドイツの労働法においても、カスケル、ジンツハイマー、ロートマルなどのユダヤ系法学者の功績は大きい。

エピソードは、こうしたヘーゲル流の法観念の発展の1シンボルにすぎない。ドイツ法万能の時代であったことが、日本法の新たな解釈を可能にしたのである⁶²⁾。こうした小市民的傾向は、第二次世界大戦後も、継続している。もっとも、

62) (i) ドイツ流といっても、ヘーゲル的な現存社会を説明しやすい方法であり、サヴィニー的な観念論ではない。現実主義と法社会学的な方法の結合によって、戦後の比較考量的方法が基礎づけられたのである。日本では、ナチスの指導理念は、抑制的のみ理解された。たとえば、我妻栄である。「ナチスの私法原理とその立法」、「ナチスの民法理論」、「ナチスの所有権理論」、「ナチスの契約理論」。いずれも、我妻・民法研究I(1966年)213頁、241頁、337頁、389頁所収。また、同「シュレーゲルベルガー『民法よりの袂別』」同457頁もある。シュレーゲルベルガーにつき、柚木馨「ナチスに於ける独逸民法典の運命」民商6巻2号389頁もかなり抑制的である。ナチスの司法大臣代理のシュレーゲルベルガーについては、独法119号206頁。

対象となったのは、Schlegelberger, Abschied vom BGB, 1937およびこれに従うDölle, Die Neugestaltung des Deutsches Bürgerlichen Rechts, Z.d.Akademie f.Deutsches Recht, 4, 359。ただし、Dölleは、戦後、Das Bürgerliche Recht in der Gegenwart, in(hrsg.Nipperdey) Fünfzigjahrfeier des Deutschen BGB, 1950, S.14において、ナチスの立法を立法一般の問題に(あまり反省もなく)置き換えている。

(ii) この法律学の路線問題は、わがくにの公法の系譜にも多少影響を与えている。伊藤博文が憲法調査のうちに、グナイスト(Heinrich Rudolf Hermann Friedrich von Gneist, 1816.8.13-1895.7.22)とシュタイン(Lorenz von Stein, 1815.11.18-1890.9.23)に意見を訊いたことは知られている。ビスマルクの懐刀グナイストは、ヘーゲル哲学直系のプロイセン・ヘゲモニーの肯定論者であることはいままでもない。シュタインの立場はやや異なる。彼は、ベルリン大学で、歴史法学を学んだ。ヘーゲル哲学をも学んだが、ドイツの体制には批判的であった。たしかに伊藤に対しては、プロイセン憲法を推薦しているが、これはオーストリアに単一の憲法が存在しなかったからにすぎない(今日でもそうであり、この点はイギリスと同様である。不文の法律はモデルにしにくいのである)。彼は、シュレスヴィヒ・ホルシュタインのデンマークからの独立運動に挫折して、ウィーン大学教授となった。当時のドイツの体制に批判的であるだけ、サヴィニー同様、神聖ローマ帝国式の民族精神への理想をもっていたのである。

彼と同系統のロエスレル(Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834.12.18-1894.12.2)も同様である。階級調停を君主の主導に委ねる思想は、人的国家であった神聖ロー

日本法には、理念なき即物的な解釈という特徴があることから、流行に流されやすく付度もするという危険が存在している（たとえば、グローバリズムを口実とする1990年代以降の新自由主義的傾向である）。法律の世界でのグローバリズムへの反省は、2008年のリーマン・ショックで生じた経済学の世界よりも遅れている。

8 兵役との関係

19世紀から20世紀の初頭の法律家や亡命法律家の経歴によると、在学期間中、あるいはその前後に兵役につくことが登場する。プロイセンの志願兵制度については言及したことがあるので、当時の学生と兵役についてふれる⁶³⁾。諸国の

マ帝国の形式であり、彼は、ビスマルクに敵対して日本のお雇い外国人となり、また日本からオーストリアに帰国した。プロイセン主導のドイツには、最後まで反抗したのである。これに対し、グナイストが推薦したモッセ（Albert Mosse, 1846.10.1-1925.5.31）は、よりプロイセン国家のモデル（国家主権論）に忠実であった。堅田剛教授は、ロエスレルとモッセの対立が、シュタインとグナイストの対立に帰着するものとするが（堅田剛・独逸学協会と明治法制、1999年、83頁以下。102頁では、ヘーゲル・シュタイン・ロエスレルの系統と、サヴィニー・グナイスト・モッセの系統とする）、私見では、グナイストは、ユダヤ系法学者の中でも、強固なヘーゲル的プロイセン主義者であり、歴史法学は形式にすぎない（ヘーゲル・グナイスト・モッセとなる）。他方、シュタインへのヘーゲル哲学の影響は肯定できても、ドイツの体制との関係では、ロエスレルは古い民族精神に解決を求めるのである（サヴィニー・シュタイン・ロエスレルとなる）。【変容】468頁。Vgl: Stolleis, Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland, Staatsrechtlehre und Verwaltungswissenschaft 1800-1914, Bd.2, 1992, S.133ffは、シュタインへのヘーゲルの影響を肯定。【歴史】488頁注91。「歴史法学」は多義的であり、法の理念をローマに求めるか（サヴィニー）、プロイセンの現実の求めるか（ヘーゲル）は、ドイツの当時の現状が、普通法とALRの二元構造であったことから、厳密な分離はむずかしい。ローマ法にも、古典ローマ法と現代ローマ法があったからである。

63) プロイセンの志願兵や義勇兵の制度が、学校制度の硬直な入学資格と試験制度を緩和する機能を果たしたことについては、【歴史】441頁、484頁参照。ギムナジウム以外のアビトゥーアのような受験資格の緩和と同様の意味がある。

軍制では、1814年の解放戦争時に採用された国民皆兵の理念は、19世紀にしだいに後退したが⁶⁴(市民兵に対する王権の不信)、プロイセンでのみ維持された。プロイセンは、人口と財政基盤の両面から、長期勤務のプロの兵士を多数維持することが困難であり、民間人の活用が必要であったからである。

1万2775人のプロイセンの大学生のうち(1886/88年の平均)に、5.2%が兵役についたとされる。学部による差異もあり、法学部は、9.8%で、もっとも高い。低い方では、哲学部で3.9%、医学部で4.9%である。神学部は、中間で、プロテスタント神学部が5.9%、カトリック神学部が6.1%である。全学生のうち、23.2%は、すでに兵役を終えていた。9.6%は免除者であったが、55.8%は、まだ義務をおっていた。6.3%は、予備役であった。

兵役検査を終えた者の中では、以下のようになり、学部ごとに相違が大きい。法学部の学生は、在学中に兵役を果たす割合が高いだけでなく、兵役の免除率も低い。予備役に回されたり、制約をうける率も少ない。医学部の学生も、軍医となることができるので、兵役免除とならない率が高い⁶⁴⁾。大学進学がま

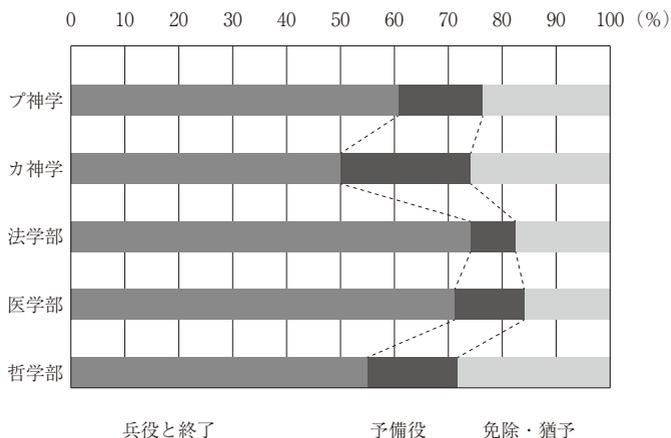
プロイセン軍は、正規軍のほかに、郷土軍、後備軍(Landwehr)と呼ばれる予備軍に依拠していた。これは、1813年に、ナポレオンと戦うために創設されたものであり、平時には、陸軍で3年の兵役を務めた兵を割り当てた。そして、予備軍の将校は、大学の学生から、志願して正規軍に入隊し1年の現役勤務をし、自動的に後備軍の中尉に任官する資格をえた者があてられたのである。マクニール・戦争の世界史(上、2014年、高橋均訳)443頁。原著は、McNeill, *The Pursuit of Power, Technology, Armed Force and Society since A.D.1000*, 1982.

正規軍を補充する形式は、軍備が制限されたワイマール共和国の時代にも利用された。予備軍は、軍事史と大学史の双方において、独自の制度として抜け道を開いたのである。

64) Lexis, a.a.O.(前注5 ②), S.135. プロイセン、とくに東ドイツのユンカーには、貴族と農民、主人と農奴の2極から成る単純な社会観があり、その子弟を将校とすることに熱心であった。そして、貴族の観点からは、兵役は義務というよりは、日常生活からの解放であった。他方、兵卒にとっても、自分で決定することの不安から解放された。自由からの逃走が解放感をもたらしたのである。マクニール・前掲書(前注63)下74頁以下。もっとも、下級の兵種が庶民にとって負担であることは中世と

だ希少だった時代に、地方の地主貴族が子弟の次男や三男を大学に入れ、官吏や将校を目ざしたことが反映されている。グラフの一番左側は、兵役の予定者と終了者の合計である。右側の免除者は、上の数字よりもかなり多いが、不適格者が早く検査を受けたということになる。

19世紀の大学生と兵役（プロイセンの大学）



IV むすび

最後に、大学の教授陣の内訳と、初等・中等教育と大学への国庫の支出を比較して、当時の教育の問題を検討しよう。現代の諸問題の端緒もみられるからである。

1 教員数の推移と内容

(1) 1880年の大学の教員数は、ドイツ全体で1809人である。マスプロ化の今日とは比較にならない小さい規模である。1教員に対し、10.81人の学生となる(1876/81年の10学期の平均)。1881/82年の学生数を前提とすると、1教

同じで(中世では、強制徴募官が巡察していた)、強い強制があったのである。

員当たり13人となる。1835年には、教員数は1186人のみであった。その後、1200人から1300人にとどまり、1865年になお1221人であった。しかし、1870年には、300人も増加した。新設による大学の増加数は、シュトラスブルク大学だけ(76人)であるから、増加の多くは既存の大学の増員の結果である。1875年にも122人増加し、1880年には、また166人増加した。つまり、15年間に、1221人から1809人に増えたのであり、これは、100:148になる⁶⁵⁾。

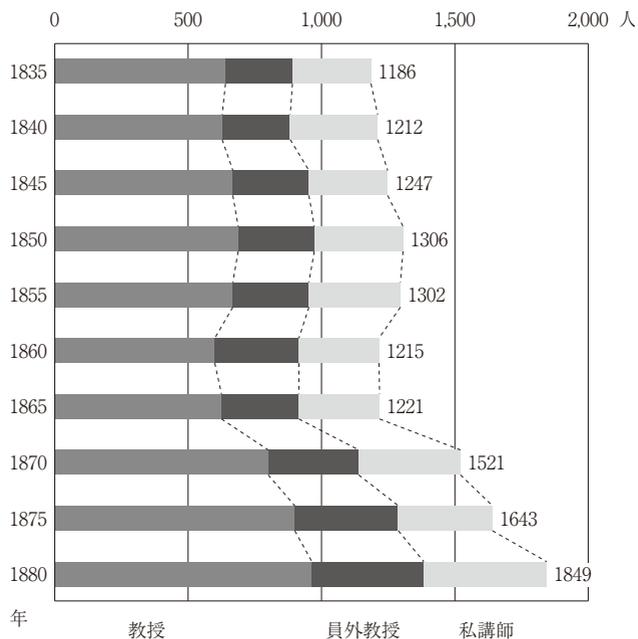
オーストリアでは、より増加している。1863年に、389人であったのが、1869年に450人、1876年に644人、1880年に703人である。17年間に100:180の増加率となっている。この間に、多数の新たな学部が開設されたからである⁶⁶⁾。

教員構成(教授、員外教授、私講師の割合)

	1835	1840	1845	1850	1855	1860	1865	1870	1875	1880年
教授	642	633	669	683	672	605	629	805	909	967人
員外	250	253	285	293	286	318	292	338	380	423
私講師	294	326	293	330	344	292	300	378	354	459
合計	1186	1212	1247	1306	1302	1215	1221	1521	1643	1849人

65) Conrad, S.159ff. 19世紀後半の学生数の増加とそれに対応する教授陣の拡大について、とくにベルリン大学の変遷は、【歴史】406頁を参照。本稿は、対象を全ドイツに拡大した検討である。

66) Ib., S.161. オーストリアの大学の変遷については、独法118号49頁以下。



(2) 1870年代以降の教員数の増加がいちじるしいが、これは、学生数の増加を反映したものである。教員1人当たり学生数は、1865年に、10.85人で、1880年には、10.81である。1870年に、9.8人で少ないが、1835年には、11.0人で最多であった。オーストリアでは、1863年に、11.9人、1869年に、15.2人、1880年に、11.8人となっている。

教員の内訳では、教授のほか、員外教授、私講師の数も伸びているが、学生の増加ほどではない。そして、教授数は増えても、教員全体の半数程度にすぎない。教授数が増加せず、私講師がいちじるしく伸長するのは、1880年代以降である。

また、教員数が増加したといっても、全学部にとく配分されたわけではない。それはおもに医学、(自然)哲学の学部や講座に振り向けられたのであり、神学、法学ではほとんど皆無に等しい。19世紀は、自然科学の時代だったので

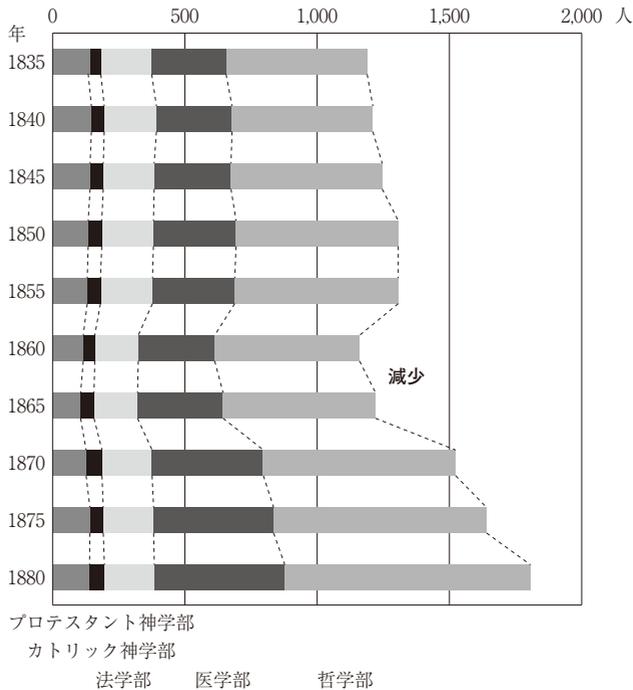
ある。1860年代の教員数の減少は、学生数の減少に対応するものである。回復するのは、1870年代からである。19世紀といっても、つねに増加したわけではないのである⁶⁷⁾。

学部ごとの教員構成 (教授、員外教授、私講師の総計)

年	1835	1840	1845	1850	1855	1860	1865	1870	1875	1880
ブ神*	140	146	143	135	132	114	104	126	138	141 人
カ神**	41	46	47	51	49	45	50	59	51	51
法	196	199	193	194	192	163	169	197	190	193
医学	283	285	290	313	315	291	322	412	454	494
哲学	526	536	574	611	614	542	576	727	810	930

*プロテスタント神学部

**カトリック神学部



(3) 私講師の増加は、早くからみられる。私講師の給与は、講義に出席する学生の聴講料によるのみであり、教授職のように固定的な予算を必要としないからである。1835年に24.79%、1865年に24.57%、1880年に25.37%である。増減には変動もあり、1840年には、26.9%にもなり、逆に、1875年には、21.55%に減少した。プロイセンでは、南ドイツよりも、その比率が高い。南ドイツは、多くの面で保守的である。また、巨大大学では、講義可能なハビリタチオン取得者をえやすいことから、割合は高くなる(3つの巨大大学では、30%、6つの小大学では20%)。聴講生の数の点からも、新たな科目が設けやすいこともあろう。

プロイセン政府は、1875年に、私講師の助成のために新たなルールを導入した。1875/76年から毎年、5万4000マルクの奨学金を私講師や類似の研究者に支出するものである(文化大臣 Falk)。現代のオーバードクター問題を彷彿させる。

その結果、プロイセンの大学の私講師の数は、1876年までに20人近く、1878年までに50人も増加した。プロイセン以外の大学では、1876年に、19人、1879年までに51人増加した(類似の奨学金が整備されたのであろう)。もっとも、5万4000マルクといっても、200人では、1人あたり270マルクにすぎない⁶⁸⁾。こうした身分の不安定性は、帝政末期までずっと続き、ワイマール期も例外ではない。戦後は、助手の拡大や学術研究員(WM)の制度が導入されて、任期つきで給与が保障されるようになったが、不安定性が解消されたわけではない。それでも、日本とは異なり、高い学歴を積むとかえって評価されないということはないから、就職の妨げとなることはなく、官庁や民間の相当の地位への流動性も高い。

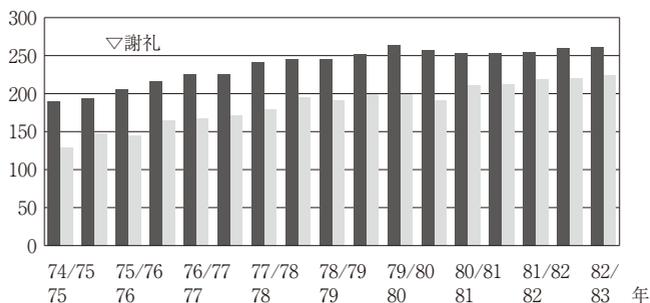
67) Ib., S.161. 同頁に一覧表がある。教員数の増えない学部では、マスプロ教育と、私講師の講義の増大が生じ、新たな課題となった。

68) Conrad, S.162f. 私講師の収入は、聴講生の聴講料によったから、多数の聴講生を集めれば、十分な収入たりえる。しかし、通常は、教授による競争講座もあり、多数の聴講生を集めることは困難であった。新規の分野であれば、興味をもつ受講生は、必然的に少ない。私講師は、大学とは雇用関係がないから、聴講生がなければ無収

私講師の比較

年	74/5	75	75/6	76	76/7	77	77/8	78
プロイセン	189	194	206	215	225	225	241	244
その他	129	147	144	163	167	171	179	193

年	78/9	79	79/0	80	80/1	81	81/2	82	82/3
プロイセン	245	251	263	258	252	253	254	259	261人
その他	190	198	198	191	210	212	219	220	224



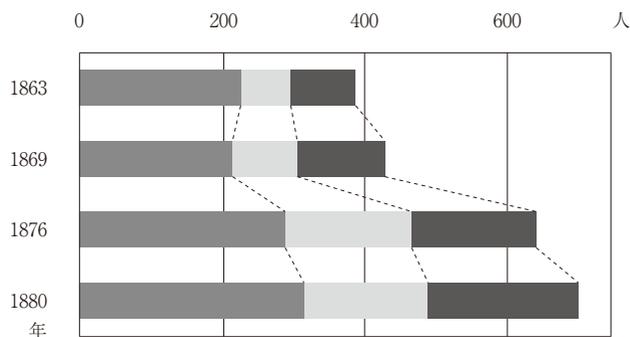
(4) オーストリアでは、私講師の割合はドイツよりも高い。1869年には、31.4%となった。1876年には、26.8%に減少したが、これは、員外教授が27.8%に増加したからである。1880年には、また30%を超えた(30.4%)。この間、正教授は、58.6%から45.2%と過半数を割ったのである⁶⁹⁾。

入であった。1820年に、ショーペンハウエル (Schopenhauer, 1788-1860) が、ヘーゲルと同時に講義をしたことから、聴講生が集まらなかったことは著名である。大学に所属する学生数が少ない場合には、より深刻である。正教授のイェーリングでさえも、1872年にウィーン大学から小都市にあるゲッチンゲン大学に移動した後、聴講生の少ないことに驚いている(同年の冬学期のベルリン大学の総学生数は、2112人、ゲッチンゲン大学では871人、マールブルク大学では375人。法学部の学生数は、それぞれの4分の1以下であろう。さらに、1年ごとの出席者はその4分の1から5分の1となる)。Vgl. Eulenburg, S.304f.

69) Ib., S.164. 教員数がかなり増加したことについては、前注65) 参照。それだけ私講師の必要性が高く、ある意味では、時代を先取りしているともいえる。ドイツでも、

教員構成 (オーストリア)

年	1863	1869	1876	1880
正教授	228	217	292	318 人
員外*	70	92	179	172
私講師	91	121	173	213



学部別では、私講師の数は、医学部で最大である。当時の医学部では、多くの医師が正教授のいない特殊な分野で、手腕を発揮したからである⁷⁰⁾。新分野の多数成立する時代であった。1870年に、医学部では、私講師の割合は35.4%にも達した。1845年には、26.85%のみであった。もっとも、1880年には、32.59%に減じた。員外教授の数は、恒常的に増加した。これは、19世紀には、眼科、耳鼻科、小児科、精神科などの特殊領域が増加し、そこには正教授のいない場合が多かったからである⁷¹⁾。

私講師の増大が始まるからである。

70) たとえば、新たな視覚障害治療や事後措置の研究の道を開いたAlfred Bielschowskyであり、彼は、1916年に、ドイツ盲人アカデミカー協会を設立した。【変容】181頁以下。

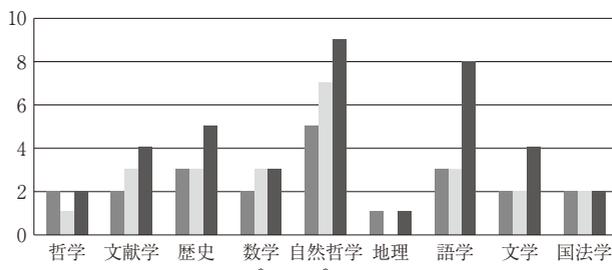
コッホ (Robert Koch, 1843-1910) の細菌学やフィルヒョウ (Ruolf Virchow, 1821-1902) の病理学、公衆衛生学が確立したのも、19世紀の後半である。後者は、進歩党に属し、ビスマルクと対立した。公衆衛生の観点から、ベルリンの上下水道の整備にも貢献した。前述のHobrechtの政策とも関係している。

71) Ib., S.165. そこで、助手の昇進も早かったのである。1835年には、正教授職は、

(5) 教授職の増加は、理工系に集中している。自然哲学の分野である。この傾向は、どの大学でも共通しているのので、ベルリン大学の1835年、1860年、1882/83年をみることにしよう。1882/83年のライプチヒ大学では、35人、ミュンヘン大学では、38人である。ミュンヘン大学では、語学は5人のみで、文学も2人のみ、国法学に代わる官房学は8人で、自然科学について、多人数を占めていた⁷²⁾。国法学の一部は、やがて法学部に移され、経済や財政、社会学などは、独立の新たな学部を構成することになる。こうして、自然哲学の講座は、自然科学の学部の基礎となるが、法学部にも影響を与えている。

ベルリン大学・哲学部の内訳 (*は自然系、新規の講座である)

年	哲学	文献	歴史	数学	自然	地理	語学	文学	国法	合計
1835	2	2	3	2	5	1	3	2	2	22人
1860	1	3	3	3	7	-	3	2	2	24人
1882	2	4	5	3*	9*	1	8	4	2*	38人



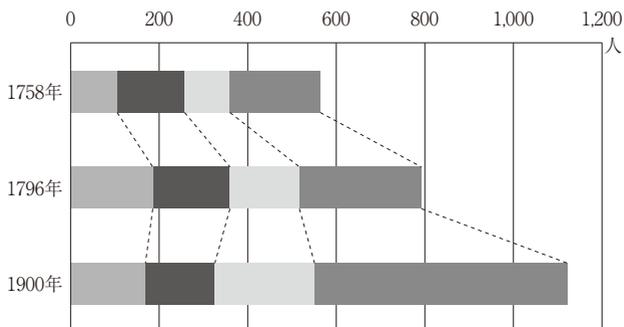
50.53%であったが(実員143人)、1880年には、39.27%となった(実員194人)。

72) Ib., S.169. 早くに数学教育を刷新し、著名になったのは、ケーニヒスベルク大学である。1826年に、伝統形式の講座をおいたが、Friedrich Wilhelm Bessel(1784-1846)によって天文学と結合され、また、Carl Gustav Jacob Jakobi(1804-1851)が招聘された。さらに、Franz Neumann(1798-1895)が同年、私講師となり、その後、鉱物学と物理の教授となった(誘導電流の解析)。これらの影響で、1834年には、数理物理のゼミナールが開講した。同大学からは、Gustav Robert Kirchhoff(1824-1887)、Ludwig Otto Hesse(1811-1874)、Alfred Clebsch(1833-1872)など著名人が出ている。Rüegg, S.412f. 【変容】426頁以下。

語学といっても、従来のギリシア・ラテン語などの古語だけではなく、オリエント語やサンスクリットが含まれ、文学にも、考古学が包含される。ハンブルク大学のように、植民地研究所ができたところもあり、実践的である。もっとも、古典哲学と自然哲学が同居している限り、まだ自然哲学の優先には、限界がみられる。本質的な転換は、古典哲学からの自然哲学の独立時からである。

(6) 以下は、もう少し長期的な教授数の学部ごとの比較である。1758年、1796年、1900年の比較である。ドイツの全大学の合計であるが、1758年、1796年には、Graz, Innsbrück, Olmutz, Prag, Salzburg, Wien などのオーストリアの大学を含んでいる。また、1800年前後に廃止された Erfurt, Duisburg, Fulda などの小大学を10以上含んでいる。廃止された大学にも、最低2、3名の神学、法学の教授がいたから、19世紀には、この両学部の教授数はかなり減少した(個別の大学ごとの減少ということではない)。そこで、1900年には、廃止による減少と、オーストリアの大学が除外されたことから、神学部と法学部では、減少がみられた。医学部と哲学部では、同様の減少分を補って増加しているのである (Eulenburg, S.319)。

教授数 1758,1796,1900 年の比較 (神学、法学、医学、哲学の順)



医学部と哲学部の増加がいちじるしい。

2 基礎学校と大学

(1) ドイツの大学入学は、基本的に大学入学資格・アビトゥーアを必要とする

る。伝統的には、ギムナジウムだけが資格を提供しえた。しかし、ギムナジウムの入学は、大学入学よりも10年も早いことから、子弟の進路は、ごく年少期に決定されるのである。ギムナジウム以外の学校に進んだ場合には、のちに大学に進路を転換することはできない。しかし、実務学校の卒業生にもとくに自然科学と数学、古典語以外の語学などの高等教育を与えることが必要と考えられるようになった。また、ギムナジウムの入学は、かつて男子に限定されたことから、女子には大学進学への途はないことになる。これも修正する必要性が生じた。そこで、ギムナジウム以外の方法でえられるアビトゥーアの数、しだいに増加した。

すなわち、1869年にRealabitur(実業学校などで与えられるアビトゥーア)で大学に進学した者は4人だけであるが、この資格を取得した者は、256人いた。1871年に309人、1873年に482人、1875年に499人、1877年に597人、1879年に678人である。そして、初期には資格をとっても大学進学には使われなかったが、最終的には、ほぼ半数が大学進学に使用するようになったのである。あるいは、大学進学のために取得するようになったのである⁷³⁾。

73) Conrad, S.187ff. 一覧表は、S.188. その後も、ギムナジウム以外のアビトゥーアによる入学者は増加し、1900年ごろには、20%に達した。Rüegg, S.219f. また、Lauf, aa.O.(前注30)), S.218でも、大学入学者の中で、ギムナジウムのほか、Realgymnasium, Oberrealschuleの卒業資格者の増大したことにふれる。とくにユダヤ系の学生で顕著だったのは、女子学生が多かったことである。そして、ギムナジウムは、伝統的に女子学生を排斥していた。【変容】204頁参照。

A. Gymnasiumでは、Reifezeugnisが大学入学資格となるが、B. Realgymnasium (früher Realschulen I.Ordn.) に、限定的にそれが準用される。

Diese Anstalten haben dieselbe Berechtigung wie das Gymnasium in den entsprechen den Klassen, jedoch mit Ausnahme der sub I.1 und sub I.6 erwähnten. Es berechtigt aber das Reifezeugnis zum Universitätsstudium und zur Staatsprüfung für das höhere Schulfach in den mathematischen, naturwissenschaftlichen und neusprachlichen Fächern.さらに、C. Oberrealschule (früher Realschule II.Ordn.) に準用される。Conrad, S.216ff.

法律家でも、Realgymnasiumでアビトゥーアを取得した者がおり、たとえば、フ

その契機となったのは、1870年12月7日の大臣告示である（Mühler）。それによれば、実務学校（Realshulen 1.Ord.）の卒業証明書が、ギムナジウムの卒業資格と同様に、大学の哲学部の入学資格となりうるとされた。もっとも、1879年10月1日の告示によって、一定の制限がおかれた。実務学校のアビトゥーアは、1870年の告示によって指示された分野でのみ、完全な入学資格たりうるとされた。その他の場合には、告示の3条にいう評議会の特別な許可によって、例外的にだけ入学資格たりうるとされたのである。

大学入学資格の変遷（実数と割合）

	Realabitur	Gymnasialabitur	Realabiturの割合
1869	4	1,897	0.2%
1871	15	1,475	1.0%
1873	89	2,054	4.1%
1875	115	2,040	5.3%
1877	248	2,230	10.0%
1879	333	2,474	11.9%

(2) 教育支出をどの程度とするかは、いつの時代にも問題となるが、どの部分に集中するかも大きな問題となる。当時の初等教育と高等教育の割合（1882

ライプルク大学のGroßmann-Doerth(1894.9.9-1944.3.5)である。同人は、Hamburg-AltonaのRealgymnasiumの出身で、ミュンヘン大学に入り（1913年）、1914年には、志願兵となった。1923年に第二次国家試験に合格、ハンブルク大学のMoritz Liepmannの下で学位（Die Schuldformen des künftigen Strafrechts, 1923）、1928年に、ハンブルク大学のHans Wüstendörferの下でハビリタチオンを取得した（Das Recht des Überseeverkehrs, 1930）。1929年に、母の実家の姓を加えて結合姓となった。結合姓は、現在でこそ一般的であるが、当時は稀であった。1933年に、フライブルク（ブライスガウ）大学教授。1944年に、東部戦線で負傷し死亡。戦後、その後任は、不当利得で著名なCaemmererとなった。約款法の専門家、小著Selbstgeschaffenes Recht der Wirtschaft und staatliches Recht, 1933があり、約款を経済の自律法とする。2005年に、死後60年の追悼論文集Das selbstgeschaffene Recht der Wirtschaft, Gedenkschrift, (hrsg. v. Blaurock /Goldschmidt, Nils/Hollerbach), 2005がある。【変容】99頁。

年)は、以下ようになる。

①国民学校 (Volksschule) と中等学校 (Mittelschule) に 1億0101万6623マルク (うち授業料は1297万5527マルクで、12.8%にすぎない)、②青年用高等学校 (höhere Schule für Knaben) に 2551 万6980マルク (うち授業料は1209万0600マルクで、47%)、③ギムナジウムに 1602 万2502マルク (うち授業料は756 万5964マルクで、41%)、④大学に、782 万1784マルクである (うち自己収入は72万8605マルクで9.3%)。

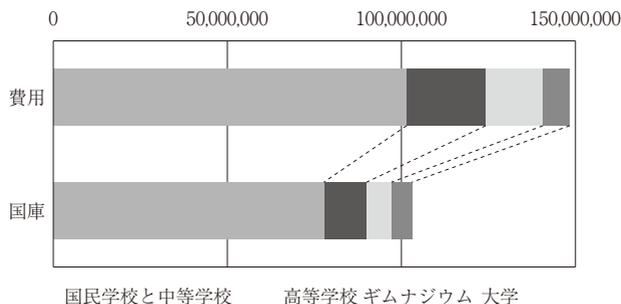
教育支出のうち、②と③の授業料割合が高いのに反し、①と④は、低く1割程度である。高等学校とギムナジウムは、4割から半分弱が授業料によってカバーされるのに対し、初等教育と大学教育が国家支出に大きく頼っていることになる⁷⁴⁾。大学に関しては、授業料の記載がない。私講師に対する聴講料などは、どの項目に算入されるのか不明であるが、私的な契約に準じて考慮されることから、表面に出ないのであろう。そうすると、隠れた私的負担はもっと大きくなる。なお、初等教育に関する費用は、公的支出に関するものだけで、教会などによる私的教育は含まれていない。

費用総額と国庫負担 (1882年)

	費用	授業料 = 授業料等割合	自己財産
①国民学校	101,016,623	12,975,527 = 12.8%	10,000,000
②高等学校	25,516,980	12,090,600 = 47%	1,745,675
③ギムナジウム	16,022,502	7,565,964 = 41%	955,096
④大学	7,821,784	728,605* = 9.3%	

*(実際は授業料でなくほぼ自己財産)

74) Ib., S.230. 1906/07年のプロイセンの大学支出は、1625万マルクである (10大学)。単純に割ると、1大学165万マルクであるが、同時期のベルリン大学の分は、ほぼ400万マルクである。他方、ザクセンのライプツヒヒ大学の国庫 (ラント) 補助は、300万マルクである。独法116号149頁。大学による差異は大きい。差異は、規模によることも、講座の内容によることもある。実験講座の予算額が高いことは、現在でもみられる。



全費用から、授業料や自己財産からの支出を引くと、国庫負担（国と自治体）額がわかる。これが以下の数字となる⁷⁵⁾。

国庫や自治体の負担

国民学校	78,000,000	マルク
高等学校	11,680,705	
ギムナジウム	7,565,964	
大学	5,844,570	

この国庫負担額を1人あたりで考慮すると、以下のようになる。国民学校の生徒は数が多いので、1人あたり費用は少なくなるが、総額は大きい。大学生は数が少ない時代であったことから、国民学校は、他の教育機関の数倍の国庫負担額となる。ここからは、大学よりも、中間層の学校への国庫補助が明らかに不足していることが読み取れる。

75) Ib., S.231. 1900年の大学に対する支出は、フランスで、1700万金フラン、ドイツで4100万金フラン、イギリスで4300万金フランであった。学生1人あたりにすると、833金フラン、イギリスで2150金フランという。総支出がほぼ同じでも、ドイツの方がイギリスよりも学生数が多いから、1人あたりの額は小さくなる。Rüegg, S.107. このように1900年以降のイギリスとドイツの競争は、海軍の建艦競争だけではなく、学術支出にもみられたのである。マクニール・前掲書（前注63）下134頁以下参照。

	費用	授業料	補助金
国民学校 (生徒 1人あたり)	23.3	3	18 マルク
高等学校 (生徒 1人あたり)	166	79	78
ギムナジウム (生徒 1人あたり)	174	81	80
大学 (生徒 1人あたり)	641	-	464

生徒 1人あたりの費用の推移は、以下のようになり、高等学校とギムナジウムの費用は、1868年には、1882年の 7から 8割程度であった⁷⁶⁾。

生徒 1人あたりの費用の推移

	高等学校	ギムナジウム
1863年	104.9 マルク	117.2 マルク
1868年	120.7	137.2
1882年	167.0	171.0

(3) 1697年には、デュイスブルク、ハレ、ケーニヒスベルク、フランクフルト (オーダー) のプロイセン 4大学で、国の支出は、2 万6200ターラー、1797年に、エルランゲンを加えて 5大学で、6万0354ターラーであり、1805年までに、エルフルト大学が付け加わった (ナポレオン戦争中に、エルランゲンは、パイエルンに譲渡された)。1805年からの支出額が、以下のグラフである (30万4998マルク)。残ったハレ、ケーニヒスベルク、プレスラウに、グライフスヴァルト、ロシュトックと、新設のベルリン、ボンの各大学が加わる。なお、ドイツ統一前の 1ターラー (Vereinsthaler) は、約3マルク相当である。

大学に対する総支出は、以下のように推移している。対象となっている大学

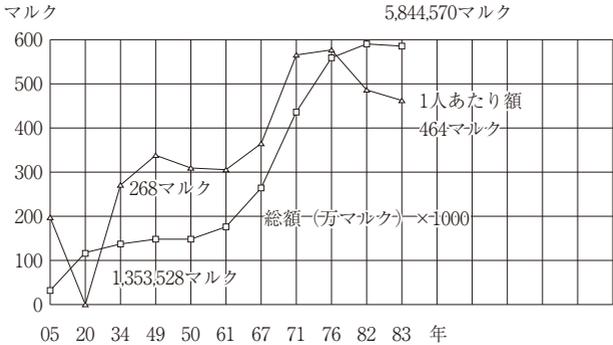
76) Ib., S.233. 初等教育のみ国庫からの補助が厚い。対象が多いので、総額は大きくなる。中等教育以上は、基本的に有償が前提とされていた。これに対し、大学教育への出費は、従来学生数が少なく、全体的な負担は少なかったのである。Vgl. Statistisches Jahrbuch der höheren Schulen und heilpädagogischen Anstalten Deutschlands, Luxemburgs und der Schweiz, XXII Jg, 1901/1902, S.XXVII (Besoldungsverhältnisse).

も増加しているが、1883/84 年には、1805年の 19.2 倍にもなっている。学生 1 人当たりの支出も、2.38 倍となっている⁷⁷⁾。

大学に対する国家支出

年	1805	1820	1834	1849	50/60	61/66	67/71	71/76年
額/万	30	119	135	147	148	174	262	433万 マルク
1人あたり	195	-	268	336	309	304	364	562 マルク

年	76/81	82/83	83/84	
額/万	553	591	584	584万4570マルク
1人あたり	574	483	464	1人あたり464マルク



77) Ib., S.234 Anm.1, S.235. 大学に対する国庫支出が増大していることについては、独法116号149頁参照。ライプツヒ大学とベルリン大学での支出の増大についてふれたが、増大は、他の大学にも共通している。

中世の大学にも、国庫補助はあったが限定されており、本格化したのは、18世紀から19世紀であった。Bley, Die Universitätskörperschaft als Vermögensträger, dargestellt am Beispiel der Universität Freiburg I,Br., 1963, S.17ff.(Beiträge zur Freiburger Wissenschafts- und Universitätsgeschichte, H.28). それ以前は、基本的に独立した経済単一体として扱われたのである。給与の支払いの遅延は、日常的であった。中世のケルン大学について、独法120号59頁。

3 その後の展望と考察

(1) 1815年のプロテスタント聖職者は、人口10万人当たり87人で、1840年には、65人、1881年に48人となった。カトリック聖職者は、1828年に110人で、1840年に98人、1881年に83.6人である。また、法律家では、1831年に人口10万人当たり43.7人、1851年に35.3人、1881年に31.3人である。いずれも、人口当たりの専門家の減少がみられる。しかし、認可された医師では、逆の現象がみられた。1834年に、10万人当たりの数は、16.6人であったものが、1879年には29.9人となったのである。分野により、専門家の増加が人口の増加に追いついていない。したがって、学生数の増加は、学部によって同様に考えることはできない。人口10万人当たりの大学出の教員も、1816年には、10.3人であった。1846年には12.6人で、1863年には13.6人、1881年には、18.8人に増加した。そこで、Conradは、哲学部は、将来なお学生数をより高める必要があるものとする⁷⁸⁾。

19世紀の初頭は、専門家の割合は、かなりアンバランスであったわけである。ひとしく専門家といっても、神学部と法学部は、最初から過剰な養成をしていたのである。他方で、医師と教師は、19世紀の末になっても、まだ不足の状態にあった。学生数と人口の関係は、一義的ではない。そして、理想的な学生数の人口割合も明確ではない。その社会に適した必要性がある。商工業の発展した国であれば、それに適した需要があるはずであり、農業国のそれとは異なる。神学と法学に偏した従来のプロイセンの教育は、おそらく農業国としての性質と官僚支配の時代の属性の反映である。そこで、19世紀末は、まだこうした伸びしろのある状態であった。こうした伸びしろが、やがて大学進学の大規模な増加の原動力となったのである。ただし、この伸びしろは、社会が作るのではなく、大学が作りだすわけではない。これは今日にも当てはまり、供給だけを増

78) Conrad, S.240. 実際には、自然科学系の学部の(哲学部からの)独立と設立は、20世紀初頭からの課題となった。Lexis, Die Deutschen Universitäten, 1893, Bd.1で、哲学部のうち人文部門(Philosophische Fakultät. Humanistische Abteilung)を扱い(S.421ff.)、Bd.2では、数学・自然科学部門(Philosophische Fakultät. Mathematisch-naturwissenschaftliche Abteilung)を独立して検討している。S.1ff. 前注5) 参照。

やしても、需要を作ることはできない⁷⁹⁾(学部ごとの学生数の歴史的変遷については、独法120号70頁参照)。

(2) 19世紀末には、大学の変容が完成した。外形は、中世の大学とさほど変わらない。3専門学部と学芸・哲学部である。しかし、まず、学部の比率が変化した。従来の神学、法学を中心とする形態から、医学、哲学(とくに自然哲学)を中心とする形態に変わったのである。こうした形態の変化は、19世紀だけではなく、実際には、何百年の間には、繰り返し起こっている⁸⁰⁾。

それまでの形態は、国家の官吏管理のための大学の形態であり、20世紀のそれは、より自由な時代の形態であり、新しい科目を創造することに適したものである。つぎに起こることは、内容にふさわしい学部の再編であり、哲学部からは多数の自然科学系の学部が誕生することになった。時代の変遷とともに、21世紀に向けては、さらなる変化が生じるのである。こうした刷新は、他の学部においても行われる。ひとしく医学部といっても、19世紀のそれと20世紀、21世紀のそれはまったく内容が異なる。

同様の変化は、法学においてもみられる。中世のローマ法とカノン法の体系は、18世紀には、自然法によって、19世紀には、歴史法学の体系により変化した。基本六法の比重は、大幅に低下した。その対象も、伝統的科目は残ったものの、周辺に多数の新たな科目を生じた。労働法や社会法、無体財産法、消費者法などである。また、哲学部経由の国法学からは、法律の周辺にある分野も発展した⁸¹⁾。法社会学や統計学、政策学、経済学などである。法文化、法言語、

79) 大学と産業社会の関係を考慮すれば、実体経済の充実が不可欠ということである。日本で法科大学院・ロースクールを作るさいには(2004年)、弁護士の出産数さえ増えれば、利用の価格が低下し、需要が増えるという幻想があり、多数のロースクール設立の理由とされたが、需要は増えずに、供給数の制限から、じきに破綻し廃止されるロースクールが続出した。日本には、甘い期待による設立の例が、鉄道、地下鉄やモノレールなどの交通機関、空港、会議場や競技場などの社会インフラに多数存在する。倒錯した期待は、赤字とむだな支出を増やしている。

80) 時代ごとの各学部の占める割合については、【歴史】393頁のグラフ参照。独法120号70頁のグラフでは、より機能的な修正を加えている。

81) 法哲学は、哲学の一部であるから、性質上、古典哲学の一分野でもある。その他

比較法、法史学、法哲学などの基礎法を加えた新たな段階を迎えたのである。

(3)(a) 需要や社会の変動を予測したり、職種の変化による大学の発展可能性を考えるコンラートの考え方は、別の示唆をも与える。現在も、雇用形態や職種の変化の時代である。また、日本の雇用の形態が、大学に与える影響も変化しつつある。

日本と欧米では、仕事を担当する方法が異なり、日本では、文語時代の商法の用法によると(2005年改正前商法43条。現25条では廃止)、小僧や丁稚は、雑巾がけから始めて、雑用全般をこなして、代理権のある手代、番頭へと昇進していった。職種が違うので、給料も増える。昇進の期待があるだけ、低賃金から出発し、かつて小僧は賃金なしであった(食べるだけ)。しかし、欧米式だと、小僧は小僧の職種だけで雇うので、職種を変わらないかぎり、給料の増加は望めない。増やしたければ、職種を変えるほかはない。ここで、学校などにおいてキャリア・アップする動機が働く。反面、解雇が比較的自由なことが結合する。日本では、同一雇用中に職種が変わるので、大学の勉学と給与とは必ずしも関係づけられない。法学部を出ても、法律職につく者はわずかである。従来は、経験がほぼ能力に比例すると考えられたことから、年功賃金とされてきた。また、解雇を自由にすると、昇進の期待が害されるので、制限する必要性が生じる。企業で丸抱えであるから、組合の形態も企業別組合となる。欧米の職業別労組との相違も、こうした職種体制の違いにもとづいている。

(b) しかし、欧米の職種別採用の構造も、そう古くから一般的なものではない。熟練労働者のみは、それに見合う賃金をえるので、これは中世から職種ごとに決定される。マイスターと徒弟の制度がこれを保障していた⁸²⁾。

の基礎法、たとえば法社会学や、経済学などは、自然哲学の分野から出発した。沿革上も、広義の国法学の一部である(狭義の国法学は、憲法の一分野としての比較憲法などを指すことが多い)。官房学に分類されることもある。法制史は、沿革上、解釈学の中で扱われてきたにすぎない。基礎法分野の充実には、啓蒙思想による自然哲学の影響が大きい。

82) 今日でも、専門職には、職種による選別がある。たとえば、料理人でも、大規模なところでは、専門化されており、最初は下働きの見習いで、その後、下働きのコッ

その他の非熟練の労働者については、かなりの変化がある。機械化が進むと、半熟練の職種が大半を占めるようになる。労働組合との間に団体協約が締結され、先任権制度 (seniority rule) が定着すると、最初は一般労働者 (common laborer) として雇われる⁸³⁾。丁稚・小僧の段階である。

ク、コック、部門のシェフといったように昇進し、それぞれの部門の長というような専門化があるようである (日本風の分類では、小僧は、そのままでは手代や番頭にはなれない)。下働きで契約した場合には、給与は其中で頭打ちになるので、それ以上の昇進を望む場合には、他の場所で、職種にみあった契約をするのである。そのままの状態、なし崩し的に昇進する日本とは異なる (日本でも、見習いや研修生は別で、後者は外国人研修生向けの低賃金利用のために濫用されている。性質上昇進することもないから、低賃金で利用できるのである)。日本でも、大卒と高卒の枠別はかなり厳格であり、男女の賃金格差も事実上残されている。

職種のほかに考慮されるものに、日本には、独自の公私の「資格」が多数あるが、世界で通用しないものは、国内でも通用せず、キャリア・アップの基準とされることもないのが実態である。

- 83) アメリカで先任権が最初に確立したのは鉄道業であり、19世紀末といわれる。機関士は人気のある熟練職種であったが、火夫から機関助手へと昇進するルートに従い、試験をうけて合格する必要があった。平均して10年以上かかり、当初は、情実人事がおこなわれた。労働組合ができると、情実を排して先任権による (勤続年数と経験年数にもとづく) 厳格な昇進ルールが確立された。アメリカの状況については、福島大学の富澤克美名誉教授のご教示によるところが大きい (この注末まで)。記してお礼申し上げる。同氏によれば、機関士と火夫などの職態については、Thomas R. Brooks, Clint: A Biography of A Labor Intellectual Clinton S. Golden (New York: Atheneum, 1978) が重要文献である (火夫から労働組合指導者になった人物の自伝)。

日本の鉄道は、1872年10月に、新橋駅と横浜駅間で開業したものが最初であるが、1878年6月から始まるイサベラ・バード (1831-1904) の日本旅行記には、横浜から新橋に向かう列車の運転士がイギリス人であったとある。イサベラ・バード・日本奥地紀行; 高梨健吉訳 (1973年、東洋文庫) 13頁以下参照。高給の職をみつけるのは、古くから困難だったのである。お雇い外国人にも種々あり、必ずしも顧問や教師ばかりではなかった。【変容】542頁。非熟練の火夫は、日本人だったと思われる。お雇い外国人は、基本的に日本人に置き換えていくことが目ざされていたからである。

数年勤めると職種 (job) を選ぶことになるが、内部昇進制度がある。自由
に選択できるわけではない。高給の職種には希望者が多いからである。もとも
とはコネによる情実人事であったが、能力主義を徹底すると、試験によること
になる(試験以前の「能力主義」は実際には客観的な査定のない情実人事であっ
た)。また、試験をしても、合格者は多数になるから、その中の選別も必要と
なる。ここでも、当初は情実人事であったが、労働組合が発展すれば、厳格な
先任権が定められる。先任権制の下では、職務に応じて(高給な職種ほど)長
い昇進の順序を待つ必要がある。低給の職種には、魅力がなく希望者も少ない
ので、短期間でつくことはできるが、給与はあまり増えない。長く待つ職種で
は、先任者がいれば昇進できず、欠員も容易には出ない(先任権は、就職年次

アメリカのホワイトカラー職種では、20世紀初頭までは終身雇用が一般的であ
ったが、垂直統合企業が出現すると変化が起こった。職能別の組織が成立すると、専
門職化も進んだ。生産、販売、購買、会計、原価管理等、各部門の管理職になるた
めには相応の専門知識と経験が必要になる。大学進学率が上り、人材供給が豊富に
なると、職種別の雇用も可能となった(解雇もより自由となった)。

労働組合は、賃金の引上げだけでなく、労働時間の短縮にも努力を注いだ。後
者は仲間の仕事を奪わないためにも必要とされ、とくに恐慌時に意識された。また、
余暇は、労働の質を向上させることから必要とされた。とくに第一次世界大戦か
ら1920年代までは週48時間、あるいは週44時間の労働時間制限の要求が行われた。
ヨーロッパでは、イエナのツァイスが8時間労働制の先鞭をつけたことは名高い。【変
容】379頁。

しかし、ワークシェアや労働時間の短縮は、給料の低下を招き、耐乏生活をも導
いたことから、アメリカでは、第二次世界大戦とともに放棄された(賃上げを優先)。
余暇延長の問題が、アメリカでは、プロテスタンティズムの観点からも反対があっ
たことについては、富澤克美・アメリカ労使関係の精神史(2011年)195頁以下の説
くところである。

他方、西ヨーロッパや北ヨーロッパはアメリカとは異なり、戦後も時短の流れは
続き、週40から35時間まで短縮された。同じプロテスタントでも、北ヨーロッパ的
な労働時間制限は、ルター派的な観点ともいえよう。また、カトリック的な観点か
ら、労働は、カルヴァン派のいうような神の啓示や恩寵の一部などではなく、原
罪にもとづく苦役にすぎない。

による年功序列であるから、いわば日本の生涯雇用の職種別の変形であり、ミニ判である)。

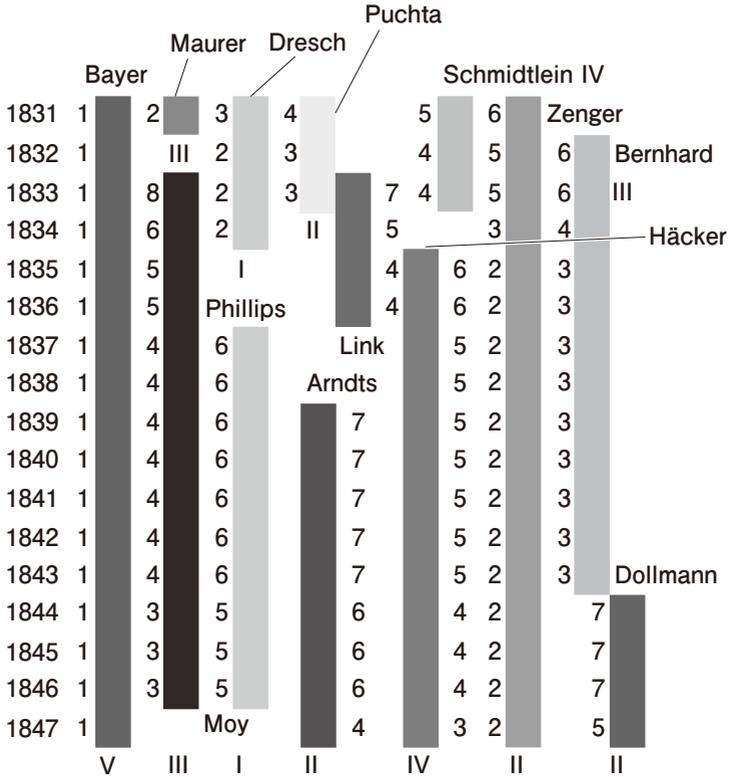
(c) この関係は、中世の大学で、法学部第1位の教授の資格を待つのと似ている。とりあえず、空きができれば、第4位あたりの教授から出発して、空きを待って、3位、2位、1位と移動するのである。第1位の教授が若い時には、空席は期待できないから、昇進を希望する者は他の大学に移動することになるが、その場合は、3位なり4位(底辺)から出発することになる⁸⁴⁾。

次の表は、19世紀前半のミュンヘン大学の講座と教授の順位の昇進の例である。前任権の例ともなる。この時代には、まだこうした順位があったのである。Zengerは、1831年の6位から1847年の2位にまで昇進したが、Bayerがいたことから1位にはなれなかった。Puchtaは、1831年の4位から出発して(1828年に着任)、2位のMaurerが辞めたことから3位に昇進したが、翌年Marburg大学に移動した(1837年にライプツヒ、1842年にベルリン)。人員の多い哲学部では、Buchnerは、15位から出発し、同じ期間内に8位まで昇進した⁸⁵⁾。ただし、他大学から招聘される場合には、他大学の空席となった第1位につくこともできる。

84) 中世の大学において、法学部第1位の教授、第2位の教授、第3位の教授への昇進については、【歴史】10頁以下、具体的な教授間の講座の変遷は、その67頁以下の図を参照。中世の大学の多くは、1つの学部に、3、4人ほどしか教授がいなかったことから、こうした順位に固執したのである。第1位の教授の肩書は、名誉であるとともに、学生が学位の授与をうけるさいに贈り物をするなどの実益もあったのである。独法120号96頁。また、当時の法学部が行っていた判決団による判決作成時にも重要な意味をもっていた。判決団については、別途検討する。ただし、講座間の差はしだいになくなり、判決団の活動もなくなったことから、講座の順位も廃止されたのである。

85) Huber, *Universität und Ministerialverwaltung : die hochschulpolitische Situation der Ludwig-Maximilians-Universität München während der Ministerien Oettingen-Wallerstein und Abel(1832-1847)*, 1987 (Ludovico Maximiliana ; Forschungen ; Bd. 12), S.592ff.

ミュンヘン大学、法学部の講座



(各学期は、冬学期である。ローマ数字は、形式的な部門番号である)

全期間を通じて、法学部第1位の教授は、Bayerである。他の教授は、2位より上には昇進できない。Puchtaは、Maurerが辞めて3位となったが、Berlinに転出したのである。

(Huber, Universität und Ministerialverwaltung, 1987, S.592.)

(d) 労働者や被用者の場合には、昇進するには、内部であれば昇進試験に合格することが、転職する場合でもキャリア・アップが、必要となる。いずれの場合でも、昇進して給与の増加を旨とする場合には、自己の能力を客観的に示すことが必要となり、勉学が契機となるから、試験や大学の資格はそれを保障

するものとなる。高等教育、大学院までの進学が増加する契機ともなる。仕事と勉学の連携ができていけるといえる。社会人の再教育にも意味が生まれる。こうした連携と需要を見出すことが重要である⁸⁶⁾。反対に、キャリア・アップができずに、職種の転換もできなければ、同じ会社内で、低賃金のままとどまるか、(日本では)解雇や窓際への移動の対象となるしかないのである⁸⁷⁾。

日本で、職種ごとの給与体系が確立しているのは、一部だけであり、しかもそれは外国とは異なり、給与の切り下げの方策と化している。総合職・一般職の区別は、男女雇用機会均等法(1986年)を契機に多くの企業で設けられた。しかし、これは、長時間労働と出産の負担から、実質上、補助職に位置づけられる女性の差別の道具となっている。また、労働者派遣法(1986年)による正規労働、非正規雇用の区別も、同一労働同一賃金の不徹底から、格差拡大の要因となっている。さらに、パート・有期雇用労働法(1993年)にも同様の問題があり、無期と有期労働の格差の要因となっている。そして、第3号被保険者制度の創設による専業主婦の保護政策は、反面で低賃金のパート労働の維持に寄与している(1985年)。育児休業法(1992年)も、多くの私企業では名ばかりであり、出産退職は減少せず、また出産負担回避のための少子化の歯止め

86) そのためには、社会の側が必要を作り出すことが必要である。現在では、高卒と大卒の給与差のみが存在し(事実上の差別としては男女差もある)、その他のきめ細かいキャリア・アップが必要とされていない。学校の専門が生かされず、学習したことが実務に生かされない結果となっている。「法学部はつぶしがきく」が、専門家になれないことに典型的に現れている(法曹のみならず、近時だいたい増加しているが、会社の法務部で活躍している人材も少ない)。人材が専門化されず、活用されないことが、近時の日本経済の低迷にもつながっている。

87) 地位職による日本型雇用では、給料の差別化は、学歴と年功のほか、役職者手当のほかはない。しかし、これには先任権のような明確な基準がないことから、実力主義といっても実質は情実主義になることが多い。能力よりも、「やる気」が基準になると、長時間労働の温床にもなる。長時間労働に耐えられない女性、障害者や要介護者を有する者に対する差別の口実ともなる。能力による昇進よりも、格差、選別の道具となり、給与の切り下げに寄与することになる。日本の生産性の低さの原因の1つともなっている。

となっていない⁸⁸⁾。これらは、違法な実態や社会を無視することによって、給与の切り下げに寄与している。しかも、キャリア・アップや職種変更による昇進が望めないことから、基本的に転落だけが生じる一方通行の道を開いている。こうした能力の使い捨ては、日本経済の長い低迷や格差発生の原因ともなっている。法の順守(8時間労働制、同一労働同一賃金の原則、有期労働からの転換)が不可欠であり、その前提の上で、初めて能力の増進による賃金体系が確立し、学業と労働の有機的な結合が可能となるのである⁸⁹⁾。

88) 女性の育児休暇もとりにくいとされ、男女差別の原因となっている。男性の育児休暇が奨励されるようになったのは、ようやく2020年代の始めからである。また、2018年には、大学医学部における入試において、一部の私立大学において、女子や浪人生にハンディをつける隠れた合格基準が発覚した。大学入試という、もっとも客観的な基準が重要とされるべき場合でも、その基準があてにならないことが露呈したのである。

89) 同一労働同一賃金の原則については、ようやく最判平30・6・1民集72巻2号88頁、同202頁や最判令2・10・15民集74巻7号1901頁、同集民264号63頁、同95頁、同125頁、同191頁によって、有期労働者に手当や休暇が与えられないことが労働契約法20条に反する不合理な扱いであることが肯定されたが、有期労働からの転換については、無期化の時期にいわゆる雇い止めが常態化し、労働時間についても、違法な「サービス」残業が蔓延している。とりわけ最後のものは、労働の質ではなく、量だけを追求し、わがくに労働生産性が低い状態を作っている。早くに、1994年に採択されたILO175号条約は、パート労働者の均等待遇を定めていた(日本は未批准)。日本で資格が給与差をもたらすのは、大卒と非大卒の学歴だけであり、しかもそれは細かな能力の判定基準とはなっていない。

図1 エルランゲン大学の副学長(実質的な学長)

1743年から1804年の副学長は、学期ごとに選任された(11月4日と5月4日)。1804年から1920年は、2学期が任期で、1827年まで、5月4日開始で、その後は、11月4日開始であった(以下のグラフは、1859年以降のみである)。

第一次世界大戦で君主制が廃止されて、君主による最高学長はなくなった。学長は、正教授からなる評議員により選任された。ナチスの期間を除き、任期は、2学期で、11月4日開始であった。

大学の副理事長(Prokanzler)は、法学部から出ている。大学の定款では、2年任期であったが、例外もあった。1934年に、この規則はナチスにより廃止され、1951年に再度導入。

19世紀後半の副学長の出身学部は、以下のとおりである。T神学部、J法学部、M医学部、P哲学部(中世のローテーションも同じ順序であった)。19世紀後半のライプツヒ大学では、哲学部は3倍の回数によるように学長のローテーションを組んだが(自然哲学の講座の増加による)、エルランゲン大学では、同数であった。

1859■ Delitzsch, T	1	規則性は19世紀半ばから
1860△ Schmidlein, J	1	各学部で同数。神学、法学、医学、哲学の順
1861○ Thiersch, M	1	中世と同じく、4学部のローテーション
1862◇ Heyder, P	1	
1863■ Harnack, T	2	
1864△ Stinzing, J	2	著名な法史学者【デンマーク戦争】
1865○ Gerlach, M	2	
1866◇ Raumer, P	2	【普墺戦争】
1867■ Schmid, T	3	
1868△ Scheurl, J	3	民法学者
1869○ Zenker, M	3	
1870◇ Hegel, P	3	【普仏戦争】
1871■ Hofmann, T	4	【ドイツ統一】
1872△ Bechmann, J	4	民法学者
1873○ Ziemsser, M / Bechmann, J	4	変則
1874◇ Gorup-Besanez, P	4	
1875■ Hofmann, T	5	
1876△ Bechmann, J	5	
1877○ Heineke, M	5	
1878◇ Müller, P	5	
1879■ Frank, T		ローテーション ぐずれる
1880■ Frank, T	.	
1881△ Schelling, J	.	
1882◇ Lommel, P	.	
1883■ Frank, T	.	

1884○	Leube, M	・	
1885◇	Reetz, P	・	
1886■	Köhler, T	1	
1887△	Hölder, J	1	民法学者
1888◇	Hilger, P	1	
1889■	Sieffert, T	・	
1890◇	Steinmeyer, P	・	
1891■	Kolde, T	0	神学、法学、医学、哲学の順
1892△	Hölder, J	0	民法学者
1893○	Strümpell, M	0	
1894◇	Bezold, P	0	
1895■	Zahn, T	1	
1896△	Hellwig, J	1	民訴訟学者
1897○	Eversbusch, M	1	
1898◇	Eheberg, P	1	
1899■	Caspari, T	2	
1900△	Kipp, J	2	民法学者、二重効
1901○	Penzoldt, M	2	
1902◇	Geiger, P	2	
1903■	Müller, T	3	
1904△	Allfeld, J	3	
1905○	Gerlach, M	3	
1906◇	Varnhagen, P	3	
1907■	Ewald, T	4	
1908○	Hauser, M	4	逆転
1909△	Oertmann, J	4	民法学者、行為基礎論
1910◇	Lenk, P	4	
1911■	Bachmann, T	5	
1912△	Binder, J	5	
1913◇	Geiger, P	5	逆転
1914○	Specht, M	5	
1915■	Gütmacher, T	6	
1916		6	(M ?)
1917△	Kübler, J	6	逆転
1918◇	Busch, P	6	Rectores Magnificentissimi 君主による最高学長・終焉
1919			Rector magnificus 選任された教授による学長

図2 法律家の比較、ドイツと日本

ドイツと日本の法学者

